

令和4年 朝日村議会

12月定例会会議録

令和4年 12月6日 開会

令和4年 12月16日 閉会

朝 日 村 議 会

令和4年朝日村議会12月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第72号から議案第82号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	11
○散 会	12
○署名議員	13

第 2 号 (12月13日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	16
○開 議	17

○議事日程の報告	1 7
○会議録署名議員の指名	1 7
○諸般の報告	1 7
○日程の追加	1 8
○議案訂正請求書について	1 8
○一般質問	2 4
中 村 文 映 君	2 4
齊 藤 勝 則 君	4 0
小 林 弘 之 君	4 9
塩 原 智 恵 美 君	6 1
羽 多 野 美 映 君	7 8
高 橋 良 二 君	9 0
清 沢 正 毅 君	9 3
高 橋 廣 美 君	1 0 6
林 邦 宏 君	1 1 5
○散 会	1 2 8
○署名議員	1 2 9

第 3 号 (12月16日)

○議事日程	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○欠席議員	1 3 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 2
○事務局職員出席者	1 3 2
○開 議	1 3 3
○議事日程の報告	1 3 3
○会議録署名議員の指名	1 3 3
○諸般の報告	1 3 3
○常任委員長の報告	1 3 4
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 3 5

○議案第 7 2 号から議案第 8 2 号までの質疑、討論、採決	1 3 7
○発議第 3 号から発議第 6 号までの上程	1 4 2
○発議第 3 号から発議第 6 号までの議案提案説明	1 4 2
○発議第 3 号から発議第 6 号までの議案内容説明	1 4 2
○発議第 3 号から発議第 6 号までの質疑、討論、採決	1 4 3
○議員派遣について	1 4 5
○閉会中の継続調査の申出について	1 4 5
○村長挨拶	1 4 6
○閉 会	1 4 6
○署名議員	1 4 7

令和4年朝日村告示第171号

令和4年朝日村議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月1日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和4年12月6日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

不応招議員（なし）

令和4年朝日村議会12月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 (1) 会期の決定
(2) 審議日程表
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情の報告
(付議事件)
- 第 5 議案第72号 朝日村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定
について
- 第 6 議案第73号 朝日村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例について
- 第 7 議案第74号 朝日村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 第 8 議案第75号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 9 議案第76号 朝日村基金条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算(第8号)について
- 第11 議案第78号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第12 議案第79号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第13 議案第80号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい
て
- 第14 議案第81号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第15 議案第82号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第16 議案第72号から議案第82号までの議案提案説明

第17 議案第72号から議案第82号までの議案内容説明

出席議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年朝日村議会12月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 高橋 廣美 議員

6番 林 邦宏 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

定期監査結果及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議案第72号から議案第82号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、議案第72号から日程第15、議案第82号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第16、ただいま提出されました議案第72号から議案第82号までの議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和4年朝日村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、議員、村民の皆様方には、常日頃より明るく活力ある村づくりにご協力をいただき感謝を申し上げます。

提案理由の説明の前に、若干村の現状について触れたいと思います。

役場新庁舎が竣工して5年、借地である旧役場駐車場について、方向づけをしなければならない時期が来ております。役割を終えた旧役場駐車場を借主にお返しするのではなく、鎖川の洪水災害の備えの一つとして、水防資材置場、万が一の災害発生時の水防活動拠点、平時においては、各種行事の駐車場として現状の状況のまま村有化を図りたいと考えております。今年はおかげさまで朝日村におきましては、長雨や台風による自然災害はなく過ぎようとしていますが、全国的には土砂災害が758件発生し、死者も2名出ております。最近の10年間は過去の10年間と比べ、災害は1.3倍と増加し、異常気象の影響と思われれます。

鎖川の洪水災害の歴史をひもときますと、特に甚大な被害が出た昭和20年10月の秋雨災害から昭和57年、58年の台風災害まで約40年間で8回の大災害に見舞われ、田畑や家の修復、堤防の復旧、帯工の設置等対策を講じてまいりました。近年、異常気象に伴うゲリラ豪雨や台風の大型が顕著になり、100年、1000年の鎖川の洪水災害の備えとしてまいります。

次に、第6次総合計画の人口減少対策として、かねてより朝日村に住みたいが住居がないとの声に応じ、特に若者向けの村営賃貸住宅の建設が急務であるとしてまいりました。候補地として、村有地である旧おひさま保育園の活用をもくろみ、周辺住民の皆さんや周辺地区の皆さんに住宅建設に関する説明会を開催してまいりました。アンケートでは、反対が賛成を上回る結果となり、旧おひさま保育園跡地での村営住宅建設計画を一旦中止といたします。なお、住宅問題は急務な課題でありますので、村民の皆さんに理解を深めていただく活動を進め、新たな建設候補地を検討してまいります。

先月末に、J A朝日の野菜生産販売実績検討会が開かれ、今年の農業の出来栄え報告があ

りました。梅雨の長雨の影響等もありましたが、出荷数量は191万ケース、対前年比102%、販売金額は24億2,000万円で前年比99%と、生産者の努力によりほぼ昨年並みの数値となりました。しかし、販売価格の低迷、生産資材や化成肥料の高騰が重なり、厳しい年でありました。

新型コロナの関係ですが、1年前の12月定例会で、第5波は収束の兆しを見せているが、海外で新たな変異株、オミクロン株が急拡大し、第6波も懸念されると申し上げました。それから1年、第7波は収束せず第8波に入ってしまいました。医療関係者への負担軽減策として、各自治体での感染者数は現在公表されていません。朝日村の最近の感染状況の全体像は分かりませんが、先月に小学校と保育園で学級閉鎖がありました。感染は拡大傾向にあり、重症化を防ぐ意味で多くの皆さんにワクチンの接種をお願いし、併せてインフルエンザワクチンの接種もお願いをいたします。

続きまして、ただいま報告しました案件以外で9月定例議会以降動きのあった各課重要テーマについて進捗報告をいたします。

初めに、総務課関係でございます。

鎖川右岸の防災拠点として西洗馬地区に建設を行う朝日村防災センター、これは仮称でございますが、この建設の進捗はこれまでに2回の建設委員会を開催し、現在基本計画を作成中です。次の建設委員会をもって、基本設計を終了し、用地等の取得作業に移ります。

旧役場跡地利用として、小野沢地区の防災拠点となる拠点避難地整備事業ですが、基本計画に地元地区の合意をいただき、実施設計業務が完了いたしました。しかしながら、諸物価高騰の折、事業費の上積みが必要となり、予算の補正をお願いし、来月上旬工事発注の予定でございます。

次に、企画財政課関係でございます。

新たな公共交通の導入として、以前から要望のありました波田の市立病院、梓川高校方面へ新規バス路線を検討中です。また、JA朝日店舗の閉店対策として、買物弱者救済のためにくるりん号のエリア拡大を検討中でして、いずれも来年4月の運行開始を目指し、関係市村、運行业者と協議を進めております。

新年度当初予算編成に入り、重点テーマを人口確保対策、コロナ対策、防災・減災対策、高齢者福祉の充実、公共施設インフラの老朽化・寿命化対策、DX・SDGsの推進、強い農業への基盤づくりといたしました。

次に、住民福祉課関係でございます。

マイナンバーカードの普及を図っておりますが、現在2,457人に交付を行い、交付率は55.8%で全国平均を下回っております。コロナワクチン接種会場や各種イベント会場、個人宅まで出張で申請のお手伝いをいたしますので、全村民の方のご協力をお願いするものでございます。

次に、建設環境課関係でございます。

大尾沢浄水場更新事業の進捗ですが、現場事務所の設置と県道から現場に入る道路の拡幅工事、水路をまたぐ補強工事について終了し、いよいよ工事に着手いたします。中山間総合整備事業では、北村工区圃場整備事業が着工いたしました。そのほか、中信平右岸土地改良区では、令和5年度以降の経常賦課金基準単価と国営施設更新事業積立て単価の見直しがされます。他のインフラと同様にかんがい施設の老朽化は進んでおり、施設の更新が今後の大きな課題となります。

次に、産業振興課関係でございます。

農家支援ですが、高騰する化成肥料の値上がり分の補助のほか、朝日村独自策として堆肥1トン2,000円の補助を実施いたします。これは、化成肥料の使用量低減と地力の向上を目的に、堆肥利用促進を図るためでございます。ぜひ農家の皆さんはご活用をお願いいたします。

松くい虫の関係ですが、鎖川左岸の松の木橋から最終処分場の間と古見の横出ヶ崎から芦ノ池間の赤松全てを伐採し、樹種転換を図る事業を開始いたしました。これは被害の急拡大の防止と、枯れる前の赤松の有効活用を目的にしています。

あさひプライムスキー場ですが、30周年を迎え、今シーズンは12月20日オープンに向け諸準備を行っています。また、長年の懸案でありましたグリーンシーズンの施設の有効活用ですが、駐車場とグレンデで車関係やモータースポーツ関係で88日間の利用があり、約2,000人弱の来場者がありました。

次に、教育委員会関係でございます。

公共施設の老朽化が大きな課題となっておりますが、計画より早い老朽化が表面化してきました。一つに小学校プールの屋根が雨漏りの影響で緊急対策が必要です。また、わくわく館の屋根や構造物も同じく雨漏りの影響で、大がかりな対策が必要となりました。今後詳細調査を経て、対応を練る所存でございます。

朝の通学時間帯に児童が交通事故に遭い重傷を負う事案が発生しました。急遽、事故現場で注意を喚起する白線を引き、再発防止策を図るとともに、小学校での指導を中心に関係機

関と連携も強化し、交通安全に取り組んでまいります。

公民館事業の関係ですが、従来の体育祭をやめ、スポーツフェスティバルとしてリニューアルをいたしました。約450人の皆さんがニュースポーツを楽しまれました。また、公民館役員の皆さんの負担軽減につながりました。

縄文むら公園のリニューアルですが、先月住民協働による遊歩道整備を行い、新年度から子育て世代も安心して利用できる公園に生まれ変わります。

次に、土地開発公社関係でございます。

向陽台第3期分譲の販売状況ですが、25区画中24区画が契約済みであり、残り1区画となりました。継続して新たな団地開発を検討してまいります。

それでは、ただいま上程されました議案について提案説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例5件、予算6件の計11件でございます。

初めに、議案第72号 朝日村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定につきましては、地方公務員法一部改正に伴い、職員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることを踏まえ、職員の定年、給与等に関して必要な事項を定めるため関係条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第73号 朝日村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第74号 朝日村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の国家公務員の給与に関する法律の改正に準じて、本村議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給か月を改定するものでございます。

次に、議案第75号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本村一般職員の給与改定を行うものでございます。

次に、議案第76号 朝日村基金条例の一部を改正する条例につきましては、朝日村基金条例に森林環境譲与税活用基金を追加するものでございます。

次に、議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2億600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,940万円とするものでございます。歳入の主なものは、前年度繰越金1億3,297万円、国庫支出金4,452万円、村債2,590万円でございます。歳出の主なものは、財政調整基金積立金1億6,375万円、農地整備事業計画変更による負担金2,600万円、電気料金の値上がりに伴う各公共施設の管理費の増額によるものでございます。

次に、特別会計の補正予算の主な内容でございます。

議案第78号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ5,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,950万円とするものでございます。主なものは、一般被保険者療養給付費、財政調整基金積立金、国庫支出金過年度精算金の増額でございます。

次に、議案第79号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,810万円とするものでございます。主な内容は、特例居宅介護サービス給付費、介護保険支払準備金積立金、国庫支出金等過年度精算金の増額でございます。

次に、議案第80号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算からそれぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,010万円とするものでございます。主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものでございます。

次に、事業会計の補正予算でございます。

議案第81号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出に2万円を追加し、総額を1億1,571万円とするものでございます。給与改定に伴う職員人件費の増額でございます。

次に、議案第82号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出に8万円を追加し、総額を2億6,425万円とするものでございます。給与改定に伴う職員人件費の増額でございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

- 議長（北村直樹君） 日程第17、議案第72号から議案第82号までの議案内容説明を求めます。
お諮りいたします。

議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時22分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 1時56分

○議長（北村直樹君） これより本会議を開会いたします。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会12月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和4年12月13日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

(追加付議事件)

追加日程第1 議案訂正請求書(議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算(第8号)について)について

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教育次長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山本珠明君 書記 北林薫君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 中村文映 議員

8番 齊藤勝則 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（北村直樹君） 本定例会初日の議案上程後、小林村長より議案訂正請求書が1件提出されました。

お諮りいたします。この議案訂正請求書を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、この議案訂正請求書を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案訂正請求書について

○議長（北村直樹君） 追加日程第1、議案訂正請求書（議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第8号）について）についてを議題といたします。

提出されました議案訂正請求書は、お手元に配付のとおりです。

ただいま提出されました議案訂正請求書の提出理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいま上程されました議案訂正請求書についてご説明申し上げます。

12月6日に提出いたしました議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第8号）について、議案を訂正したいので、朝日村議会会議規則第20条の規定により議会の承認を求めるところでございます。

このたびの訂正につきましては、歳入予算額、繰越金の補正額の誤りによるもので、歳入歳出の補正総額2億600万円をそれぞれ5,427万6,000円減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億2,512万4,000円とさせていただくものでございます。

議案訂正に至りました原因は、担当者の思い込みと上司の確認不足が重なりました。誠に申し訳ございません。

今回の予算絡みの作業について、何人かの経験者から作業方法を聴取したところ、役場における仕事の進め方として、ノウハウを継承し、作業を標準化するための業務マニュアルを作成するような仕組みがございませんでした。再発防止策として、業務全般に関わることで

すが、各課、各作業ごと優先順位をつけ、業務をマニュアル化し、作業の標準化を進めてまいります。また、システムの防ぐことができないか等、今後も研究をしてまいります。

今後、同様の事態を招かぬよう、緊張感を持って事務の執行に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北村直樹君） 続いて、議案訂正請求書の内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案訂正請求書の内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案訂正請求書の内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時05分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時09分

○議長（北村直樹君） 本会議を再開いたします。

初めに、議案訂正請求書（議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第8号）について）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美です。

質疑事項、次のとおりでございます。

議案第77号 朝日村一般会計補正予算（第8号）、企画財政課担当の歳入歳出予算補正についてです。

要旨を述べます。

歳入補正予算、第19款第1項繰越金について、例年、9月議会の決算認定をもって12月定

例会で補正予算を組んでいる。本来は、今回の補正予算で、補正後の累計額は決算書の実質収支と一致する。ところが、補正予算額の計上誤りにより決算書の収支額と一致、その理由は繰越財源を含めたことによる。単純な確認作業をすれば防げた事務処理だったと考える。

以下、質問する。

- 1、なぜこうしたミスが起きたのか。
- 2、決裁など、チェック体制はどのように行っているか。
- 3、再発防止策は。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 企画財政課長の清沢でございます。

それでは、塩原議員ご質問の今回の補正予算の計上誤りについてお答えをいたします。

まず初めに、なぜこうしたミスが起きたのかという件につきましては、繰越金を予算計上する際、決算書の実質収支額ではなく、誤って歳入歳出差引額で処理をしてしまったことに対しまして、正しく処理してあると思い込んだ私の確認不足によるものでございます。大変申し訳ございませんでした。

次に、決裁など、チェック体制はどのように行っているかという件につきましては、予算査定後、各課で予算の内容を確認した後、財政係が予算案の議会上程の起案をしまして、担当課長である私を経由し、副村長、村長までいきまして、村長が決裁することとなっております。

最後に、再発防止策でございますが、今回は確認不足によるものでございますので、今後このようなことのないよう、今回の事案だけでなく、誤りやすい点も含めた業務マニュアル、チェックリスト等を作成し、複数の目で確認するよう準備を進めているところでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 仮になんですが、この補正予算が、誰も気づくことなくそのまま執行されたら、どうなりますか。

それから、もう一点あります。先ほど決裁の説明で、副村長、村長も決裁しているという説明がございました。

金融界から副村長は、朝日村の副村長として就任されております。どのように補正予算をチェックされたのか。大変申し訳ないですが、村長も決裁の最高責任者でございます。これまで何回も、こういった補正予算の経験はされているかと思えます。こうしたことのチェックはどのように行われているのか、2点目の質問です。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 今回の補正予算が議決されまして執行された後、3月には、歳入歳出それぞれ全ての科目、収入、支出について確認をしまして、誤りがないかどうか確認した後、再度補正をすることになるかと思えます。

歳入の繰越金につきましては、現在は予算の段階で、執行のデータには載っておりませんが、議決された後、データに載った状態で、予算と調定の関係、予算と収入の関係、調定と収入の関係をチェックして、誤りがないかどうか、また、それ以外にも全般的に、補正を組む必要があるかどうかをチェックします。

また、歳出につきましては、今回補正した積立金だけでなく、全体的に決算の見込みをつくりまして、積立てすべき金額を確定していく作業を3月補正に向けて行いますので、その時点で確認できるかと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ただいまの塩原議員のご質問に答弁させていただきます。

金融機関のプロということで、大変お恥ずかしいところではございました。実際のところ、何をしていたかと申しますと、決算と予算、今回の補正については、各科目の数字の中身というものはチェックしておらず、帳尻が合っているかというところを確認させていただきました。

実際のところ、すみません、今回初めて分かったんですが、決算書の繰越金のどの部分を補正のほうの繰越しのところに持ってくるかという予算上のルールを熟知しておりませんで

した。大変いい勉強をさせていただきました。

今後につきましては、各数字の出どころというか整合性、ここまでも含めたチェックをさせていただきますと思っております。大変申し訳ございません。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） どのようにチェックをしたかというお尋ねでございますけれども、11月24日に補正予算に関する村長査定がございまして、担当課から約2時間くらいの時間を使って聴取をいたし、査定をしたということであります。ですから、そこでもって、どういった内容が、どのくらいどうなるのかということでございますけれども、最終的に、その部分が間違ったところまでは気がつきませんでした。大変申し訳なく思っております。

なお、再発防止等は、先ほど申したとおりでございますので、よろしく申し上げます。今後こういったことがないように努めてまいりますので、申し上げます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 私は今回、この補正予算の不具合、指摘をさせていただきました。私は何をしたかといいますと、村から提出された補正予算の議案、これを審査する、そのときに必ず行っているのが、9月は決算を認める。それをもって、12月の議会は、その繰越金を財源として、それぞれ積み立てるという作業があること、これをこれまで何回も経験してきておりますので、その作業をするためには、本当に繰越金が正しいのかどうかチェックする必要がありますと、いつもそう思って、補正予算の審議をしております。

見たところ、まさかとは思いますが、繰越金の確定数値は、今年への繰越財源を含んだ単なる収支の財源でありました。実質収支というものを計上しなければいけないところ、そういう内容でした。

やはり、こういった訂正請求書、これは正しい自治事務をする上では、特別なことのない限り、あってはならないことだと思っております。しかし、今年、私、ここでこのようなことを申し上げるのは、何でかというところなんです、この3月に訂正請求書が2件ありました。

1件は条例、これは条例の不具合があったものですから、その訂正がありました。もう一件が、簡易水道特別会計の当初予算、この中で、債務負担行為を忘れたために訂正請求書の提出となりました。

私、このときは、なぜこうしたことが起きたのか、当時の副村長に尋ねました。答えは、重大なミスと認める、理事者のチェックが甘かったと謝罪されました。この3月の議会から、まだ9か月しかたっていない、浅いこの中で、また同じようなことが繰り返されたということが深刻だと思ったんです。

先ほど、マニュアル化ということの説明がございました。本当にそれだけで足りるのかなと思って聞いております。

村長、大変申し訳ございませんが、組織の健全化、この辺が問われるところかなと思うところですが、見解をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 言い訳はいろいろ言わないことにしたいと思いますけれども、今回私も、この事例を自分なりに分析してみました。先ほども提案説明の中で申し上げましたけれども、みんな仕事のやり方が違うということでございます。

かねてより私、民間からこちらへ移ってきて、仕事の進め方または仕事の品質保証、そういう面で、非常に行政は遅れているなということを感じております。すぐに、じゃ民間のようなISO9000シリーズ、そういったもので国際標準に合った仕事の進め方をするかというのも、これも決してすぐに、一足飛びにそこへ行きませんので、今まで内部監査の制度を立ち上げるだとか、そういったことで、自分たちのコンプライアンス的なことを何とか是正するようにということやってまいりました。

ただ、いろいろ言ってもしょうがありませんので、今後、そういった仕事の品質をいかに均一化させて安定化させるか、そういったことを今後、いろんな仕組みに取り入れていきたいというふうに思っております。

その一端は内部監査制度でありますので、そういったものをよく利用しながら、ただ、何千に及ぶ業務を全部、そういった業務マニュアル化できるのは、すぐにはできませんので、徐々に大事なものから着手をするということが大事かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 役場の職員は行政のプロであり、私たち村民の暮らしを守る集団

であると思っております。また、そうあってほしいと思います。

村民サービスのための高い意識とともに、先ほども村長、説明されましたが、緊張感を持った仕事、これに取り組んでいただくよう申し入れまして、質問を終わります。

○議長（北村直樹君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案訂正請求書（議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第8号）について）についてを採決いたします。

本案は、議案訂正請求書のとおり訂正を許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案訂正請求書（議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第8号）について）については、議案訂正請求書のとおり訂正を認めることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせしますので、お含みおきください。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 最初に、7番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

本日は、3項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、村の防災政策と西洗馬防災センター建設について伺います。

近年、異常気象、豪雨災害、線状降水帯などの言葉を頻繁に耳にするようになってきました。長野県でも、2019年10月の台風19号災害で信濃川が氾濫し、大きな被害が出たことは記憶に新しいところでございます。

県は、そうした災害時に避難所生活で体調を崩す被災者が出たことを教訓に、住民の生活を支える避難所の重要性を再認識し、避難所生活の質の向上に着手しています。また、国は、災害時の情報の伝達手段の多様化に対応した整備方針を打ち出しています。

そうした中、村は、鎖川右岸の災害時の避難拠点として西洗馬防災センターの建設を計画し、また、今年4月には、昨年開局したしおじりコミュニティ放送株式会社（高ボッチ高原FM）と防災協定を締結し、災害時の情報発信の強化を図っています。

そこで、村の防災政策について伺います。

1、局地的な豪雨も相次ぐ昨今、県内市町村の中には、気象観測機器を独自に設置し、業者の協力を得て、気象庁の情報と共に独自に獲得した情報を基に、タイムリーな住民避難の判断や情報提供を行っていると聞いています。村は現在、気象情報の把握をどのように行っていますか。

2、村と高ボッチ高原FMとの間で締結した協定内容はどのようなものか。また、現在運用中の防災行政無線と高ボッチ高原FMの今後の運用方針について伺います。

3、先日、防災センター建設委員会が開催され、建築設計概要が示されたと聞いています。それによると、西洗馬区と小野沢区が対象で、収容人数は59人とのこと。その算定の根拠の説明と、59人は具体的にどのような人を想定し、また、何家族を想定しているのでしょうか。

4、県は台風19号災害教訓から、避難所のTKBの向上に本腰を入れているとの新聞記事を見ました。Tはトイレ・シャワー、衛生ですね。Kはキッチン、栄養、Bはベッド、睡眠ですが、新設する防災センターの設備ですが、トイレは女性トイレ3、男性トイレ大1・小3、多目的トイレが1ですが、またシャワールームは整備されないなど、想定する59人が何日か共同生活するには、設備が整っているとは思えないんですが、その辺はいかがでしょう

か。

5、新設される防災センターには、災害時を想定して、太陽光発電システム及び蓄電池設備は導入予定ですか。また、国は、防災等に資するWi-Fi環境の整備計画を公表し、その推進に取り組んでいます。整備を予定していますか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、中村議員の村の防災対策と西洗馬防災センター建設についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、1つ目のご質問でございます。現在村では、気象情報の把握をどのように行っているかのご質問でございます。

村では、気象情報の把握につきましては、気象庁ホームページの気象情報、また気象予報のほか、地域ごとに気象庁が発表する大雨や洪水、土砂災害などの注意報・警報につきましては、長野県防災気象情報メールというシステムによりまして、気象庁が発表した時点で通知を受信できるようになっております。

また、雨量につきましては、村で設置している雨量計が庁舎に1か所、それと、山間部では三俣と鉢盛峠の2か所、計3か所設置してございまして、こちらにつきましては、随時パソコンで状況を把握できるようになっております。

雨量計につきましては、そのほかに、国の雨量計がJA野菜センター駐車場、県の雨量計がかたくりの里駐車場にございまして、この2か所の雨量計につきましては、インターネットで県の河川砂防情報ステーションのサイトで状況を確認できるようになっております。

また、土砂災害の危険度につきましては、気象庁ホームページのキキクルという危険度分布と、県の河川砂防ステーションの中にございます土砂災害危険度メッシュ情報により危険度を把握しております。これは、降雨による土壌雨量指数というもので土砂災害の危険度を示しているものでございまして、村内を1キロメッシュごと、降った雨が土壌中にどのくらいたまっているか、土の中の水の飽和状態を数値化しているものでございまして、現況値と2時間先の予測値を危険度で示しております。

村では、この土砂災害の危険度と雨量、気象警報などを判断基準としまして、避難指示命令等を発令することとしております。

また、鎖川におきましては、朝日橋に松本建設事務所の水位情報システムが設置されておりまして、水位のデータと監視カメラの映像が、県の防災ステーションのほか、スマホのアプリで確認できるようになっております。こちらの監視につきましては、松本建設事務所が行っておりまして、増水による朝日橋の通行止めにつきましては、松本建設事務所で行うようになっております。

続きまして、2つ目のご質問でございます。現在運用中の防災行政無線と高ボッチ高原FMの今後の運用方針ということのご質問でございます。

村と高ボッチ高原FM局との協定につきましては、今年の3月30日に、災害時におけるコミュニティFM放送に関する協定書を締結してございます。協定内容の一つは、災害対策基本法第57条によるものでございまして、この規定では、市町村長は災害に関わる予報や警報の通知などを住民に伝達するに当たり、放送事業社に放送を求めることができるとされております。

また、この規定のほかに、災害発生の防止や災害発生時の応急対策についても放送を求められる内容の協定になっておりまして、高ボッチ高原FM局では、提供された災害情報について、放送の形式、内容、時刻を自主的に決定して放送していただくことになっております。

また、同様の協定を、平成29年6月30日にはFMまつもと局と締結しております。

なお、FMまつもと局におきましては、大災害時に村の防災無線が使用できなくなる状況を想定しまして、役場内に臨時ラジオ局を設置し、FMラジオで村民の皆さんに災害情報を伝達できる協定も盛り込んでございます。

村では、こうした協定のほか、災害発生時には様々な媒体で災害情報の発信を行うこととしておりまして、先ほどの村の防災無線、高ボッチ高原FM局、FMまつもと局のラジオ放送のほか、村ホームページ、登録制のメール配信やLINEのプッシュ通知、Lアラートというシステムによるテレビテロップ、また、今年5月には、ヤフーと防災協定を締結しまして、ヤフーアプリの防災速報でも朝日村の災害情報を発信できるようになっております。

続きまして、防災センターの関係のご質問でございます。収容人数は59人ということで、具体的にどのような人を想定し、また、何家族を想定しているのかというご質問でございます。

県が平成27年に策定しました第3次長野県地震被害想定調査報告書では、県内で発生が予想されている地震につきまして、今後の各市町村で防災対策に反映するため、地震ごと、市町村ごとに想定被害状況がまとめられております。この中で、地震ごとの市町村避難者数に

つきましても、自宅建物被害とライフライン停止時の生活困窮度を考慮して避難者数を想定する国の中央防災会議の手法を用いて推計がなされております。

当朝日村の避難者数は、30年以内でございますけれども、最も発生確率の高い南海トラフ地震では、村内の最大地震は震度5強でございまして、避難者数は40人が推定されております。

次に確率の高い糸魚川静岡構造線断層帯の地震でございまして、こちらは朝日村の最大深度は6弱で、避難者数は70名が推計されております。

その次に確率の高い、ちょうど鉢盛山の裏側になります境峠・神谷断層帯の地震の最大震度は、朝日村では最大の震度6強となりまして、避難者数も朝日村最大の190人が推計されているところでございます。今回の朝日村防災センターの避難者数につきましては、この最大の境峠・神谷断層帯地震の避難者数190人の推計を基に算定を行ったものでございます。

朝日村の全人口のうち、今回の防災センターの対象となります本郷と西洗馬の人口割合が村全体の31%となるため、190人を案分した人数59人を避難者数として想定をしたものでございます。

なお、県の報告書の避難者数につきましては、人数のみで、家族などの構成までは推計がありませんので、お願いいたします。

これにより、避難所につきましては、1人当たり必要面積3平米としておりますので、避難所の必要面積は177平米となります。

現在、建設委員会で検討している防災センターの基本設計は、居室として126平米の研修室、それと52平米の活動室で計178平米ということで、必要な面積177平米とそこが合致する形になります。そこに調理室、トイレ、倉庫を含めると、全体294平米となりまして、おおむね現在の西洗馬公民館の1階部分の面積と同じになっている状況でございます。

続きまして、防災センターの設備についてのご質問でございます。

近年、県内においても大規模災害が発生し、ライフラインの停止や住宅の被害等で、住民が避難所に一定期間避難せざるを得ない場合の備えとして、避難所における良好な環境の確保が求められるようになってきております。とりわけ避難所において重点的に考慮すべきものとして、先ほど議員からおっしゃられました頭文字が呼称でTKBと言われる、Tはトイレ、Kはキッチン、Bはベッドの向上が重要とされているところでございます。

今回、防災センターのトイレにつきましては、避難所のトイレの基準は20人に1基とされておりますので、おおむね基準は満たしている状況でございます。また、屋外に3か所のマ

ンホールトイレの設置を計画しているほか、組立て式の簡易トイレを備蓄している状況です。

次に、キッチンにつきましては、防災センター内に整備を予定しているほか、先般行われました建設委員会のご意見で、玄関横の屋根の軒出を長くし、軒下で炊き出し等が行える場所も確保する計画でございます。

次に、ベッドにつきましては、国が推奨する段ボールベッドを相当数備蓄している状況にあります。

なお、避難所の環境向上につきましては、現在、県と市町村の実務担当で検討が行われておりまして、昨年1月に中間報告書が取りまとめられました。この中で、市町村では財政的な制約があったり、災害の予測が困難であるため、それぞれの避難所ごとに必要な設備を整えたり、必要な物資を十分に備蓄していくことは現実的ではないため、避難所開設時に避難所の設備や備蓄物資が不足する場合は、県と市町村の共同により、避難所のTKBの改善を図ることが提言されています。

具体的には、災害発生後、避難所を開設し、避難所の環境を整えるため、まずは村の備蓄品や協定業者から物資の調達を行い、不足するものは近隣市町村に依頼、さらに不足するのは県や県の協定業者から調達を行い、避難所の環境や設備を整えるものでございます。

議員ご質問のシャワー施設等につきましても、避難所の全てにふだん使用しない設備を整えるのは現実的ではありませんので、災害により避難所を開設することになった際、レンタルシャワーを調達できる体制、仕組み、今後は県や市町村、関係業者の間でそういった体制を構築し、実効性を高めていくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

最後に、防災センターへの太陽光発電システム蓄電池の設備の導入、またWi-Fi環境の整備計画についてでございます。

太陽光発電につきましては、施設に電力を供給するもののみが地方債事業の対象となり、売電となるものは地方債事業の対象となりません。今回の防災センターにつきましては、常時人が常駐する施設ではないため、発電した電力を施設で消費するには効率が悪いと考えられます。また、蓄電池を設置しても、夜間の利用も常時ありませんので、蓄電池の容量以上の電力は無駄になってしまうこととなります。

今回の防災センターの建設費は、建物のほか外構工事を含めると、既に1億8,900万円が見込まれており、太陽光発電システムの導入費用は、蓄電池を含めると、さらに1,300万円から1,700万円が必要となり、地方債が活用できなければ、全額村費での整備が必要となります。また、太陽光発電システムは、パワーコンディショナーや蓄電池については定期的な

更新も必要となります。

こうしたことから、2億円以上の多額の投資と太陽光発電システムの効率やランニングコストを考えると、今回、防災センターへの設置は難しいと考えておりました、建設委員会では、太陽光発電については設置しない方向で検討を行っております。

また、Wi-Fiにつきましては、災害時に地域住民の皆さんや避難者が災害情報を効果的に受発信するのに必要なネットワークになります。既に公共施設の避難所では整備を終えており、今後は集落施設の避難所整備も実施する計画でおりましたので、今回の建設に合わせて、Wi-Fiにつきましては整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、総務課長のほから非常に丁寧なご説明をいただきまして、大変よく分かりました。気象情報の件、いろいろな情報を取っていただいているということです。

アメダスなんかは、一番近いのが松本空港だと思うんですけども、松本空港と朝日の奥のほうですと、大分状況も違ってくるかと思えます。

それから、あともう一点、先ほど、いろいろな情報を取っていらっしゃる、いろいろな観測もしていらっしゃるということなんですけれども、それを総合的に状況判断する判断基準、判断は、具体的にどのような、朝日の行政職員の中に気象の専門家がいるという話はあまり聞いておりませんので、それをどういうふうに判断しているのかをお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の、どうやって情報を集めて判断するかという部分ですけれども、実際に、おととしの台風のとくに初めて、朝日村で避難所を開設したというときがありました。そのときには、今のような情報を全部横並びにして、じゃ、どのくらいの雨量になったら注意報を出そう、または、どれ以上になったら避難指示を出そうということを、主立った職員でデータを持ち寄って、そういった判断を下しております。

それも、当時まだマニュアル的なものもなかったもんですから、じゃ、どうなったらどういようにしようというようなことも、マニュアル等にまとめて運用いたしております。去年、お盆の長雨、そのときにもそういった状況に陥りましたので、都合2回、そういった経

験をする中で、経験値を積んできているということになります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、村長のほうで、村の中でも経験を積んできているということなんですけれども、気象に対する予報というのは、私、素人考えですけれども、非常に難しい判断を要するものだと思います。一步間違えば人命にも関わること、それから村の財産にも、いろいろな建物被害もあつたりとかします。

土砂崩れ、朝日も奥のほうへ行くと、山が非常に近く、住宅に近い状況にあります。その判断をやっぱりするということは、非常に大変なことだと思いますので、ぜひそういう気象の専門家の方、そういう災害の専門家の方にもアドバイスをいただくようなシステムを今後検討していただきたいという、これは要望でございます。

あと、FMさんの件なんです、すみません、私、松本のFMさんともそういう協定を結ばれていることを存じ上げなくて、塩尻のFMさんとのことで今回質問させていただきましたが、FMさんのほうから村とか議会とか商工会とかのところに、この1年間の経営状況の説明と、それから村に対して、来年度の予算の中で、ぜひ補助してくれ、非常に経営的に補助してほしいというような要請文が届いているかと思います。それについて、村は今どういうふうを考えているか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの件に答弁しますけれども、要請文というのは存じ上げておりませんので、よろしく申し上げます。

それと、両FM局とそういった協定を、一応文書では取り交わしておりますけれども、具体的に今までそういった事例に至っておりませんので、今後いろいろなことは研究課題かと思えます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 村が見ていないというのがちょっと驚きですが、議員は皆さん、議会とか委員会の中で、その要請文、1年間の状況報告と、それから来年度予算の中で、ぜひ何

か支援していただけないかという要請文を議会のほうは頂いています。

また、先日私、商工会議所のほうにお伺いしたときに、商工会議所のほうの会長さんから、中村さん、何とかしてくれやと、非常にまだ現在、朝日村はこの平の中においても、残念ながら知られてないと、交流人口を増やしてもらわないと、やっぱり朝日いけないから、FM放送も一つの有効な手段じゃないかと。何人か朝日の人たちも登場して、情報も流しているけれども、まだまだ活用してほしいと。そのために、やっぱり協力もしてやる必要じゃないかというようなお話も私は聞いているんですが、それを村が知らないというのがちょっと信じられないんですが。

すみません、今日私、村から頂いた資料をお持ちしなかったんですけども、それを村が知らないというのは信じられないんですけども、議員の皆さん、事務局のほうから私どもには配られています。社長のご挨拶文、ちゃんとスクラップになって、社長の名刺までついて、それから緊急防災ラジオのご案内とか、そんなものも含めて1セットで頂いています。

ですから、ちょっとそれをもう一度、誰が窓口だったんだろう、総務ですね、総務のたしか防災の責任者の名前になっておりましたので、総務のほう、ちょっと早急に確認していただきたいと思います。

なおかつ、今、それを存じ上げていないということなんですけれども、村はFM放送さんの放送が朝日村の防災時に必要だということを判断していますので、何らかの支援をしていただいてもいいんじゃないかというふうに私は思うところなんですけれども、その辺は村長、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 申し訳ありませんが、全く存じ上げておりませんので、答弁は控えます。

なお、FM局をどれだけの人がいつ聞いているかというのが、私はいまいち情報をつかんでおりませんので、非常にそこは、今後研究する余地があると思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 非常に残念な発言といえますか、協定を結んだFMさんに対する情報が、村長のほうは全く知らないと、聞いてもいないよみたいな受け取れ方をするわけですけ

れども、やはり私、FMさんのほうに、私も実際車であったり、アプリを使ってFMさん、聞いているんですが、非常に朝日の情報なんかもたくさん入っていて、楽しいものがあります。

ですが、残念ながら、私の家の3台あるラジオでは非常に聞きにくくなってしまいます。それをFMさんに私、確認したら、いや、何とか中村さん、近いうちにぜひ難聴地域を解消したい、そんなような努力をしていくということをおっしゃっていました。ですので、ぜひその辺、要請文を捜していただいて、しっかり検討していただき、ぜひ何らかの形でご支援をしていていただきたいなというふうに思っております。

それから、避難所のことなんですけれども、先ほど総務課長の答弁の中では、太陽光発電については非常に、そこに常時いなくて、売電もできないということだったんですけれども、村のゼロカーボンビジョンの中では、村の公共施設の上に載せていくという、それは防災だけじゃなくして、SDGsとか村のゼロカーボンビジョンの達成の中においては、やはり私は、多少お金がかかっても上げていくべき、それが村のゼロカーボンビジョンの実現、そういうことにつながるのではないかと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 村では、建設環境課のほうでゼロカーボンビジョンを策定されまして、実は来年は、公共施設のゼロカーボンビジョン推進計画みたいなものを取りまとめて、それぞれ公共施設のほうにそういった施設を整備していこうということで、今進めているところでございます。

ただ、やはり太陽光については、なかなか売電というのは今難しい状況になってきておりますので、役場とか小学校のように、発電したものはすぐその施設に供給して使えるような体制のところは非常にやりやすいと思いますけれども、今回の防災センターみたいなところで、いつ使うか分からないところになると、やはり施設投資も1,500万円ぐらいかかりますので、そこで発電したのも安価に売電のほうに流れてしまうこともございますので、ちょっとまた、そういった防災センターの発電については、例えばポータブルのものを非常時は配電盤につないで電気を供給するとか、あと、SDGsの面からいくと、電気自動車、電気を蓄電できる自動車がありますので、それを蓄電池代わりにそういう施設と接続を図って使えるようなことも、ちょっとまた今後は検討してまいりたいと思いますので、お願いしたい

と思います。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ちょっと付け加えます。中村議員ご心配の、まずは西洗馬に建設するところのことですよね。

一応、この間も検討委員会で、屋根の形状をどうするかという話になりまして、一応南向きの片屋根にして、将来そこに太陽光発電が載せられるように効率いいような屋根にしようというところは話は進んでおりますので、今回一連のことでは、それは準備できないかもしれませんが、将来はそういったことも可能な屋根にしておくということになっております。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

村が率先しないことには、二酸化炭素の削減問題というのは進まないと思います。ですから、今村長、将来的にはというお話ございましたが、ぜひ今後、そんなことも建設委員会でしっかり議論を深めていただいて、本当、使いやすい防災センターにさせていただきたいことを要望して、1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 朝日村における子供の貧困の実態及び支援策について伺います。

今年6月に発行された「2022長野の子ども白書」では、新型コロナウイルス感染症拡大で子育て家庭をめぐる生活環境が厳しさを増していることを受けて、子供の貧困問題が特集されています。また、コロナ禍で地域の行事が開けず、民生児童委員の活動も制限されて、子供の異変に気づきにくくなったという声も聞いています。

2019年施行の改正子ども貧困対策推進法では、子供の貧困に対する計画策定を市町村の努力義務としました。しかし、県内の策定済みの市町村は現在17市町村で、いまだ正確な実態把握さえできていない状況にあるようです。

貧困にさらされる子供をどう支援していけばいいのだろうか考える上で、実態の正確な把握と支援体制の整備が急務と考えます。

そこで、村の子供の貧困について伺います。

1、村は、子供の貧困の実態をどのような方法で把握しているのか。また、把握しているようであれば、現在の朝日村の実態を知りたい。

2、隣の塩尻市では、1年間にわたる実態把握を基に、今年6月、子供の貧困状態の解消、子育て支援の指針、市子どもの貧困対策推進計画を策定しましたが、村は現在策定する予定があるのかお聞きいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、中村文映議員の2番目のご質問、朝日村における子供の貧困の実態及び支援策についてお答えをいたします。

まず、1番目の村は子供の貧困の実態をどのような方法で把握しているのか、また、把握しているようであれば、朝日村の実態を知りたいということについてお答えをいたします。

現在、朝日村においては、子供の貧困についての実態調査は実施しておりません。塩尻市が行っているような学年を抽出しての児童・生徒へのアンケート調査も行ってはおりません。しかしながら、本村では、ゼロ歳から18歳までの切れ目のない子育て支援を掲げ、住民福祉課と連携をしながら、貧困家庭の把握及び支援につなげているところであります。

就学前の児童に対しては、健診の際の保護者懇談をはじめ、子育て支援センターでの未就園児の保護者と支援員との懇談などを通じて、その家庭状況の把握に努めております。また、就学後は、要保護・準要保護の申請を受け付けており、それぞれの状況に見合った経済的支援を行っているところであります。

令和2年に立ち上げた朝日村子育て世代包括支援センターの相談窓口を教育委員会の窓口に設けており、相談に来た保護者に対応しております。朝日村では、今年度の要保護家庭はおりません。準要保護家庭の申請は9世帯であります。また、当センター窓口に相談のあった家庭は2世帯でございました。それぞれにどのような支援ができるかを照会して、担当が対応しております。

次に、2番目の質問、隣の塩尻市では1年間にわたる実態調査を基に、今年6月、子供の貧困状態の解消、子育て支援の指針、塩尻市子どもの貧困対策推進計画を策定したが、村は現在、策定する予定はあるかのご質問にお答えします。

国は、令和元年に子供の貧困対策の推進に関する法律の改正をされ、子供の貧困に対する計画の策定を市町村に努力義務として求めています。本村ではそれを受けて、令和2年に策

定した第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画において子供の貧困対策計画を位置づけており、策定済みでございます。その中では、子供の貧困対策の推進という基本施策を設けており、主な施策の方向性を示しているところであります。

私からは以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、教育長のほうから答弁いただきましたが、すみません、通告書の中では、2ページで収めることにしましたので、子ども・子育て支援事業計画が策定されて、村長のご挨拶のところ、この計画書は子供の貧困対策計画とも位置づけるという、そういうお言葉のあることも確認していますが、実際は、約50ページある中で、貧困対策のところは1ページです。50ページのうちの1ページ、何と行数にしたら8行です。8行で、推進している、計画があるというのは、ちょっといささか、もうちょっとしっかりとした対応をしていただきたいなというふうに思うところでございます。

基本計画の中で子供の貧困対策の推進とあり、子供の貧困対策と位置づけますと。そして、その中に3つの施策が書いてあって、その3番目に、子供の貧困対策について、現状把握と先進事例の収集を行い、今後の取組方針について検討しますというふうに書かれています。この現状把握を、先ほど教育長のほうからご答弁いただきましたが、どのように行っているかをお聞きしたところですし、また、この文面から読み取ると、まず現状把握を行って、先行事例を参考に、今後の方針をこれから検討すると言っているわけですね。

私の質問は、具体的な支援策を盛り込んだ今後の方針の策定をどういうふうに考えているかということですが、教育長、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ありがとうございます。

議員2問目の質問にお答えをします。

塩尻市の支援計画等に比べて、本村の支援計画は貧弱ではないかというようなご指摘かと思えます。

自治体はそれぞれの規模がございまして、それはご理解いただけたと思いますけれども、本村としては、国の要請に沿って、可能な限り努力をして対応していると考えているところでございます。まずは策定をして、中身の充実については今後また検討を図っていくと、膨

らめていくということを考えているところであります。

また、支援策についてでございますけれども、先ほどの施策の方向性の3つ目に、困窮家庭への経済的支援の充実ということをやっておりますけれども、これは入学祝い金、あるいは各種手当の充実等、支給を行っているところでございますけれども、今後はさらにまた、塩尻市さんも含めてですけれども、他市町村の先進事例の研究、既に塩尻市さんのほうの対応については勉強させていただいているところでございますけれども、そうした情報、あるいはそういった対応の施策を収集していきながら、今後また本村としても、1人の漏れもなさないように実効性の高い取組を模索していきたいと、そんなふうを考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 子供の貧困が社会問題化してきていますし、国全体が非常に貧困化してきている。国の調査では、相対的貧困率は15.4%、国民の6人に1人が貧困状態にあり、ひとり親世帯では半数に近い48.1%に上っているという調査が出ています。

また、同じく、ヤングケアラーという言葉がこの頃よく耳にしますが、これも厚生労働省の調査では、小学生の6.5%、約15に1人が家族の世話をしているというような現実があるわけです。

隣の塩尻市の調査の中で、相対的な子供の貧困率は13.5%、156世帯だと言っています。また、ひとり親の世帯では、46%の103世帯という調査を発表しています。それから、隣の松本市は、ヤングケアラーを市内に49人把握しているといつて、専門員を派遣するような事業を検討していると聞いています。

隣の両市でございますので、実態把握をいろいろな形で、先ほど教育長、やられているとおっしゃっていますけれども、朝日村が貧困の例外ではないかと思うんですよね。ですから、やはり私は、塩尻市さんの例などを参考にして、ぜひ、どのくらいの貧困率になるか、非常に貧困で顕在化しにくくなっています。なかなか助けてと声を上げられないのが、やっぱり現実だと思うんですよ。

ですので、策定から2年たっている朝日の施策、やっぱり、具体的にどういうふうにしていくかというところを今後早急にやっていただきたいと思うところですが、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ありがとうございます。

子供の貧困問題については、やっぱりコロナ禍という状況の中で、大変にさらに進行しているのではないかというふうに危惧しているところでございます。この課題については、やはり私ども、学校をはじめ保育園、あるいはわくわく館、児童センター等の職員が、子供の生活状況の具体的な把握も含めて懇談を深めていく、また保護者との懇談も深めていくというようなところで、悉皆的にその状況を捉えていくということで対応を図ってまいりたいと思います。

いずれにしても、ヤングケアラーの問題も含めまして、やはり県の調査も始まっておりますので、そういった県の調査とタイアップしながら、それぞれの、これはそれぞれデリケートな問題ですので、やっぱり個人情報的な部分の問題もございますけれども、そういったところ、庁内の連携を、課ごとの連携を取りながら、やっぱり取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 子育てに優しい村というのは、村が進める移住・定住政策、人口政策にも関わってくる問題だと思います。子育てに選ばれる村になっていただくということが非常に大事かと思っておりますので、ぜひ早急に、具体的な情報把握を含めて対策を取っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

中村議員、持ち時間が3分を切りました。3問目はいかがいたしましょうか。

中村議員、どうぞ。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

先日新聞報道された、教育委員会の傍聴規則の中に精神障害者の傍聴排除規定があるということが大きく報道されましたけれども、このことについて、いまだ、今日時点になっても改定されていないんですけれども、県の指摘から2か月が経過し、なぜ現在に至って、それを改正してこなかったのか。また、改正は既に行っているんだけれども、ホームページの例規集が更新されていないのかどうか伺います。

また、現在、村は多くの条例の見直し作業を進めていますが、他の条例や規則の中に障害者差別に抵触するような文言はほかにないか、また、そのような視点を持って作業を進めているかについてお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、中村議員ご質問の件についてお答えいたしますが、時間もありませんので、簡潔に答弁させていただきます。

まず、傍聴人規則につきましては、県の教育委員会を通じまして、当教育委員会にも対応検討の要請がありました。それが9月29日でございます。これを受けまして、当教育委員会でも、近隣市町村の状況を把握する中で、改正案に不備がないかどうか確認をしながら作成をまいりました。その中で、11月の庁内の例規審査委員会、また定例の教育委員会に諮った上で、決裁後、11月29日付で改正の公布を終えております。

また、ホームページの掲載につきましては、条例など、議会議決後、業者によるデータ作成を行った上で掲載となってくるため、今回の本規則につきましても、現段階ではホームページは更新されておられません。

今後、この12月議会も含めた条例改正がありますので、それを加えた中で、ホームページの掲載がされてきます。今のところ、3月頃になる見込みでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 2つ目のご質問のほうでございますけれども、村で行っている例規の見直しにつきましては、関係法令の引用条項の見直しと字句の訂正を行っているものでございまして、障害者差別に抵触する視点での見直しは行っておりません。

ただ、例規のシステムで、例規集内の字句検索ができるものですから、今回キーワードによる検索を行いましたけれども、その結果では見当たらない状況でございますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 中村議員、持ち時間が終了いたしました。これで一般質問を終了してください。

それでは一度、ここで休憩を取りたいと思います。

再開を10時25分といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、本会議を再開いたします。

本会議に先立ちまして、皆様にご連絡申し上げます。

報道関係者より、カメラの撮影をする関係上、塩原議員のちょっと後ろ辺りで撮影をしたいという申出がありましたので、これを許可いたしました。

それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤勝則議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は3問の質問したいと思いますが、質問というよりは、いずれも要望ですので、手短にやりたいと思います。また体調が、昨日抗がん剤をやったばかりで、頭がちょっとぼわんとしている部分もありますので、ぜひそこら辺をご承知おきのほどお願いして、質問に入りたいと思いますので、お願いをいたします。

まず、1問目の質問でございますが、1、鉢盛登山道に休憩場所と簡易トイレをということでございます。

このところ、鉢盛登山マラソン等でも急速に知名度が上がり、必然的に登る人も増えてきているかと思えます。たまたま私が入院している際に、看護師さんから、日本の三百名山の一峰である鉢盛山（2,447メートル）にぜひ登ってみたいもんだと、いい山だと前から思っているけれども、ぜひ登りたいものだが、女性の方ですが、やはりトイレが必要で、設置し

ているものであれば、ぜひ登りたいということを知りました。

いずれにしても、そういう意見を聞いて、やはり結構、登りたい方が何人か仲間の中にもいるというようなことを聞いたもんですから、ぜひ朝日村も、鉢盛登山マラソンという件もありますけれども、簡易トイレと休憩場所を、例えば登り口とか中間地点とか、そこら辺に、簡単なものでいいですけれども設置していただけたら、ぜひ行ってみたいなど、こういう意見を何人かから知りました。

そこで、その昔、青年会が主体だったでしょうかね、ハト峰というところですが、ハト峰にバンガローとか、いろいろあったわけですが、最近そういうものがなくなったんですけれども、やはり知名度が上がる時点で、そういうものをぜひ造っていただけたらどうかということで、1番目の質問は、登り口と中間に簡易トイレと休憩場所を設置できないものかということでございます。

また、マラソン参加の人もありますし、マラソンの人ばかりじゃなくて、ボランティアの方もかなり参加して、盛大に定例化されているような登山マラソンでありますので、ぜひ、今すぐというわけじゃないんですけれども、そんなようなことも考えていただけたら、さらに登る方が増えてくるんじゃないかなということを知りましたので、取り上げました。

そして、もう一つ、私、非常に山野草とか、そういうものが好きなもんですから、登ると鉢盛山、結構いろいろな山野草が、知らないまでもあるんです。非常に魅力のある山であります。やっぱり山野草を守りながら、いろいろできるようなボランティア、いわゆる監視員ですかね、そういうものを募ってやられたら、本当にあの山はさらに名を上げてくるんじゃないかなと、こう思うわけですけれども、そこら辺で、村はどのように、鉢盛登山マラソンをやっている際の中で、そういうことを考えているか、お聞きしたいと思います。

これが第1問目の質問でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

鉢盛山登山口と中間への簡易トイレと休憩場所の設置についてお答えいたします。

初めに、本年度の鉢盛山登山者数は669名で、多くの方に登山を楽しんでいただきました。最初に、議員ご提案の簡易トイレにつきましては、登山者から簡易トイレ設置についてのご

要望については、担当課としては把握していないのが実情でございます。

当然、簡易トイレ設置には、設置費用や、定期的にし尿処理が必要となります。また、経常的に費用も発生してまいります。仮に設置した場合は、有料による使用も検討しなければならないことも考えられます。村といたしましては、これまでどおり、登山者自身が携帯トイレ等をご準備いただきご対応いただければと、今現在思っております。

なお、鉢盛山登山マラソン大会につきましては、林道ゲート、登山口の2か所にそれぞれ簡易トイレを設置し対応しており、選手やスタッフに周知の上、開催しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、休憩場所の関係でございますが、現在、鉢盛山登山道には、朝日森林のクラブや一般ボランティアの協力により笹の刈り払いをしていただき、また、数か所に木のベンチが設置され、景色を眺めたり休憩ができるようになってございます。特に村界尾根の場所では、広く休憩できるスペースが確保されており、遠方の景色を眺めることができます。

村では現在、新たに休憩場所を設置する予定はございませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、山野草を守るための案内看板設置や監視員についてというところでございますが、山野草を守ることは非常に大切と捉えております。そんな点で、山岳ガイドさんが村内にいらっしゃるということで、お聞きしたところ、看板設置により、逆に盗難を誘発することもあり得るということでおっしゃってございました。

こんなことから、現在、山野草の状況を踏まえた上で、どうしたらよいか、今後また研究したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長の話でよく分かりました。

できる範囲の中で簡易トイレもやってくれているということで、確かにトイレとか、こういうものは難しい、保健所とかいろいろな面もありますし、難しい面はあると思いますが、そういうことを小まめに、移動できるような設置のあれがあればね。

本当に望んだのは、年間通じて登りたい方がいるものですから、何か1か所、本当にそういう簡単な、簡易トイレでも持ち運びできるやつでもいいけれども、あれば安心して、登る

方、殊に女性なんか多くなるんじゃないかなと思って。結構魅力があるということは、松本の方でしたけれども、何人か言っておりましたので、そういうものがあれば行ってみたいなんていうことを聞かれましたもんですから、やったわけです。

また、その昔、ハト峰というんですかね、あそこにはバンガローまであって、水場、キャンプまでできた時代があったんですけども、だから、最低線のことでもいいんですけども、今、村界尾根の立派な休憩場所ができたということで、今、できるだけことはやっているなという感じを受けているもんですから、これ以上のことは私はあれしませんが、ぜひ今後発展のために、そこら辺をさらに充実してもらうようお願いして、1問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。古見の交差点に信号をとということでございます。

まず、古川寺口に信号を設置できないものか。道路が曲がっていたりしまして、まさに190度、180度ぐらいの円カーブになっているわけですが、ここに、ずっと飛ばしてくる車がおるわけなんです。出ていくのが非常に危険なんです。私みたいに高齢になると、何かびっくりしちゃって、エンスト起こしたりして、急に止まるようなこともあるんですけども、そこで、ぜひ信号を設けてもらいたいと。

もう一つは、この庁舎のところから古見の古川寺口まで抜ける道が今後できるわけでございますけれども、その時点で、どうしてもそういうものが、交通量も増えてきましたもんですから、設置していただけたらありがたいことだなと思います。

事故が起きれば元も子もないわけでございます。今まで何千日という、非常に朝日は優れた交通無死亡事故が成り立っているわけでございますけれども、ぜひそういうことも考えて、信号を設置してもらいたいと思います。

また、もう一つは、下古見の鉢盛中学へ行く道と山形のほうへ行く道がありますが、あそこら辺にも信号があれば、子供の通学にも安全ではないかなという思いがありますので、ぜひ、続けて考えてもらえないかなということでございます。

あわせて、どの交差点にも速度制限をしていただきたいと思います。見通しの利かない道路が非常に

多いわけですので、出ようとする、びゅっと前をすごい勢いで飛んでいく車があるんですね。自分自身が相当注意しているわけですけれども、ちょっと間違えば事故になるんじゃないかなという心配があるわけですので、ぜひそこら辺も考えて、そこら辺について、行政はどのように考えているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、齊藤勝則議員ご質問の古見地区交差点への信号機の設置についてのお答えをさせていただきます。1番目、2番目、3番目のご質問につきまして、関連がございますので、まとめて答えさせていただきます。

議員ご存じのとおり、古川寺前交差点付近は、今後の県道新田松本線バイパス工事に伴い、交差点の形状が変わります。しかしながら、古川寺からの道路の一旦停止は変わりませんので、引き続き注意をお願いしたいと思います。

道路建設の際は、必ず警察と交差点協議を行い、必要な交通安全対策を行っております。道路標識や信号機の設置につきましては、警察が信号機設置の指針など総合的に判断されるものですので、県や村の判断だけでは設置できないことをご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、通学路の安全対策につきましては、朝日村通学路安全推進協議会にて通学路点検などを行い、危険箇所の解消に取り組んでおります。下古見周辺の道路の危険性は協議会でも認識しており、県への歩道の設置要望、また、小・中学校では交通安全指導を行っていただいておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから話ありましたけれども、通学路の問題もさることながら、古川寺は毎年1月の春は、厄よけ観音とかいろいろ始まるわけですが、古川寺口の出口というのは変則4差路で、1番目の最初の題目のところに書いてあるんですが、右折車線と左折車線をきっちりと、道路、今度新しく新道が加わる中で分けていただいて、右折する古川寺口の方向と、それから左折する役場方面へ行く人、そういう車線をしっかりと分け

てもらって、そしてスピードを落とせば、事故も減るんじゃないかと思しますので、いずれにしても警察の皆さんの相談なしには、なかなかこれをやるのは難しいんだと思うんですけども、毎年混む時期を見て、心配しているわけでございます。そして、最近、交通量も増えてきておりますので、ぜひその点で考えていっていただきたいと。

もう一つ、古川寺の入口のところなんですけれども、私はちょっと目が悪いもんですから、大きなカーブミラーをぜひ設置していただければありがたいなと思って、本当に片側全然見えないですから、180度以上なもんですから、こうやってやっても見えないんですね。恐ろしいもんですから、ぜひカーブミラーをもう少し大きめのやつを設置していただけたらありがたいなということを要望したいと思っております。

そんなところで、私は2番目の質問を終わらせていただきますけれども、お願いします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3問目の質問でございます。松枯れについてでございます。

松枯れ対策として、行政でも大きな予算をかけて、一生懸命取り組んでいることはよく分かっております。それでもなお、赤茶色く枯れた松が目立ちます。朝日の山は、山の幸、特にマツタケについては有名で、秋のシーズンはキノコ取り名人が多く、これから先の朝日の特産品として、ぜひ松枯れに対して、しっかりと松を守ってもらいたいと思う人はたくさんいると思います。

そこで、守る方策としまして、被害木の伐倒燻蒸、センチュウへの薬品の樹幹注入とか、多く発生したところでの樹種変更による周辺木の全数伐倒により、いろいろと対策を取っております。私もこの方法は、よく考えてやっていると思っておりますが、一つ心配なことがあります。それは、樹種変更のやり方でございます。

今、古見や、あるいは新田の河岸段丘でやっております事業でございますが、かなりの面積の松を全数伐倒しておるわけでございます。殊に古見のあの場所近くは、崩落危険箇所も相まっておりますので、急峻でもあり、大雨等で崩落が起きたら大変だなと思うわけでございます。

当然、やっていただいている事業主は、崩れることに対して細心の注意を払ってやっていると思っておりますが、全数を伐倒しちゃっているもんですから、本当に、ちょっと崩落があった

らどうなるのかなど、ちょっと心配もありますし、かなり急峻なところもあるわけです、崩落危険箇所も近いということで。

そんなことで、お話を聞いておりますと、松を刈った後は、多分カラマツを樹種変更でやるんじゃないかというお話も聞いておるわけですが、果たしてカラマツって根張りがいいでしょうか。そこら辺が心配で。その昔、私、2期目だか3期目の頃、岡谷へ行って、崖崩れがあったところがあったんですが、そのやり方を見たら、パイプを埋め込んで、そこに新根を誘導してやって、しっかりと根を張らせる。そういうやり方で、表層は削り取らないようにやるという植樹をやったり、あるいは広葉樹を植えたりしたらどうかというようなことをやりましたので、質問ですけれども、広葉樹の樹種変更はいかがなものでしょうか。

2番目としまして、崩落防止策はどのように考えているのでしょうか。

また、3番目、企業、優良農地も近くにあり、崩落危険箇所もあり、しっかり植樹すること、新根を深くするパイプ等の誘導による補強策も、岡谷の被災地は努力してやっているところを私も現場を見てまいりました。やはり事故が起きてからでは間に合わないものですから、そんなこととか。

4番目、従来の話ですが、本年度の村全体での被害本数と処理本数、今後の予定をどのようなふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問、松枯れについてお答えいたします。

初めに、広葉樹の樹種転換はいかがかというご質問でございます。

まず、ご質問にお答えする前に、この樹種転換事業でございます。山の地権者に松枯れ被害の現状をまずご理解いただき、そして、林業事業者の事業実施に賛同いただいているその山を現在事業として実施させていただいてございますので、まずその点をご理解お願いいたします。

現在、樹種転換により、アカマツからカラマツの樹種にすると予定を聞いてございます。カラマツは長く育てられてきた樹種のため、造林費用の低コスト化が図られるそうでございます。また、地権者の負担が抑えられるため、選定される一つの理由ということでなっ

ざいます。

議員ご質問の広葉樹は、近年、造林の中で増加傾向にあるようでございますが、まだ人工造林の歴史は浅く、はっきりとした成長の成果は分かっていないのが現状であるということでもお聞きしてございます。植樹後、また管理に大きな費用がかかる可能性があるということもお聞きしてございます。

そういった内容から、議員ご提案の内容は、そうはいつでも林業事業体にお話をおつなぎ申し上げまして、お話をさせていただきたいと思っておりますし、また、あくまでも地権者がお決めになることでもございますので、そういったことも併せて、林業事業体のほうにお話を伝えようと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、崩落の防止策はどのように考えているかというところでございます。

山腹を押さえているのは樹木の根でございます。根は、伐採以後も15年以上は生きていますと言われています。そのため、その間に新たな植樹を育てることが大切だと思っております。

降雨による多少の表土の流出はあり得ますが、大規模な崩落は考えづらく、県の林務課、また建設事務所等にもお伺いしに行きましたが、こういったことで事故が起こった経過はないということをお聞きしてございます。樹木の重さがなくなった分、逆に危険性は低減している部分があるのかなと思っております。

というのは、横出ヶ崎の地域の現場を見ますと、非常に細い木が多かったということがございます。あんまり成長していない木が多かったのかなと思っておりますので、そう考えると非常に、災害があったときに全てが流れ出してしまうというようなこと考えると、今回、樹種転換をして、間隔をしっかり開けて大きな木を育てることが、山にとっては重要なのかなというふうにも捉えてございます。

また、現在、樹種転換事業によりまして工事車両が入っていくように道がなっているわけですが、あれはむやみな土地の形状を変更しているものではございません。重機が入って作業をやるための作業道を造っているというものでございます。

こちらの作業道につきましては、長野県の作業道作設マニュアルというものに基づきまして、安全対策を講じた中で実施しているものでございます。そういったものを重々、林業事業体が承知の上、やっていることでございますので、ご理解賜ればと思っております。

3問目のご質問、樹種転換による補強策の関係でございます。

先ほど齊藤議員、おっしゃっていただきましたが、この件につきましても、岡谷のほうを

管轄する県の事務所のほうにも確認させていただきましたが、申し訳ございません、内容がちょっと分からなかったものですから、確認に至りませんでした。

そうはいつでも、そういったお話をいただきましたので、また改めて確認し、そういったことが林業の安全につながるということであれば、また林業事業体につなげていきたいと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、今年度の被害本数と処理本数、また今後の予定についてでございます。

現在確認してございます被害本数は134本で、うち69本を伐倒燻蒸処理してございます。主な被害の約半数は、やはり小野沢の新田の河岸段丘と横出ヶ崎地域に集中してございます。樹種転換を今年度実施していく予定でございます。年度内には全ての伐倒燻蒸処理を行う予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 大体今、課長の話で分かりました。

非常にあそこ、百五、六十本ぐらい、古見のほうでも切ったわけですが、あの廃材はどういうふうに考えて、処理しようとしているわけでしょうか、切った松は。そこだけ聞いて、終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、2問目のご質問にお答えいたします。

今、樹種転換で行っている木でございますけれども、先ほど申しましたこの事業は、林業事業体と地権者が合同でやっているものでございます。ですので、最終的に、いい木は当然売却をして、地権者が少しでも負担を軽減するための施策でやってございます。そんな中で、そういったいい木は売る、そして、要らない木等については、いろいろそれを処分していると思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） すみません、齊藤議員、1問目の質問で、私、ちょっと追加をしよう

としたら、終わっちゃったものですから、今。

簡易トイレの件ですけれども、登山マラソンのときには登山口に設置してあるという、それを年間通して、シーズン中だけでも設置できればというふうに、一步課長の答弁より踏み込んで、ちょっと考えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今村長のほうから、非常に前向きな姿勢で言ってもらいまして、ありがとうございます。ぜひ山が好きな方に利用していただけるように、今後あれしたいと思っておりますので、ありがとうございます。

これで、私の質問3問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 9番、小林弘之でございます。

今回、3問の質問をお願いします。

まず最初に、今回の一般質問通告書、3問予定しておりますが、質問時間を考慮し、順番を変更させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林弘之議員の一般質問、順番変更を許可いたします。

○9番（小林弘之君） ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

師走にも入り、そろそろ来年度予算を立てる時期になってきましたが、そこで、私がこの1年、一般質問で村政にお伺いした内容で、今後検討・方向づけしていく等のご回答をいただいた項目について、どのように検討されたのか、方向づけされたのか、また計画、予算化されるのか、総括として要望・質問をさせていただきます。以下お伺いします。

1 番目の質問でございますが、次期統一選挙に向けた小林村長の進退についてお伺いします。

去る12月3日の市民タイムスに、小林村長再選出馬の意向が掲載されていましたが、そこで、再確認させていただきたいと思います。

小林村長は、村政1期目から新型コロナウイルス禍に見舞われ、その中で、果敢に新事業、村における問題・課題等、取り組んできたかと思いますが、任期中ではあるが1期目の総括として、できた施策、できなかった施策、次期に向けた取組等を具体的に挙げていただき、来年の統一地方選挙に向けての意志と決意表明をお聞かせください。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、小林議員お尋ねの次期統一選挙に向けた進退についてということで答弁をいたします。小林議員のほうから、幾つか質問事項の形で出ておりますので、それに答える形で答弁をいたします。

私の任期も、残すところ4か月少々となりました。前中村村長から懸案事項を引き継ぐとともに、新たな種を数多くまいてまいりました。

村長として、まず、朝日村の目指す姿であり基軸である第6次総合計画の作成、そして人口ビジョン作成、それからスタートいたしました。後に、農業・観光・ゼロカーボンビジョン等、総合計画をより具現化するための計画を制定、達成するための実施計画に落とし込み、村政を推進してまいりました。

通常より余計だったなと思いますことは、本当に未曾有でありましたが、コロナ対応等でございます。最初は、マスクを自分たちで調達するなんていうところから始まりまして、ワクチン接種、各種補助事業と、これで丸3年費やしてきたということでございます。そして、最近では、ウクライナ戦争に端を発した物価高騰策、そういったことにも取り組む必要が出てきたということです。

お尋ねの総括としてできた仕事、できなかった仕事、それですが、先ほど申し上げたコロナ対応のほか、並行して推進してきた村づくりの主な新規事業を振り返ってみます。少し長くなりますが、お付き合いください。

計画系では、先ほどの第6次総合計画制定、人口ビジョン改定、第3次朝日村男女共同参

画制定と条例化、朝日村協働の村づくり指針作成、第2次朝日村教育大綱制定、行政改革大綱の制定とアクションプランの作成、空き家対策とごみ放置に関する条例の制定、農業・観光・ゼロカーボンの各ビジョンの制定、これらが計画系の具体的な推進してきたこととございます。

次に、DX関係、これは、朝日村でも行政でも遅れていた電子決裁のようなものの導入ということで、その導入と、それを基にペーパーレス化、そして、皆さんお使いの議会のPC化、議会の動画配信、職員のコミュニケーションツールの導入、スマートフォンの使い方村民講座の開設、小学校へのタブレット導入フォロー等々がDX関係でございます。

あと、コンプライアンスだとかハラスメント関係、これに関しましては、私、スタートしたときから、条例の未公布問題、そんなような問題を解決するというのを、それと手当の未払い問題なんていうこともございました。そのための再発防止策として、内部監査制度を立ち上げたり、各種ハラスメント教育の実施を行ってまいりました。

職員の働き方改革、これも重要なテーマでして、時差出勤の導入、テレワークの導入、人事評価制度を何とか定着させること、残業枠の管理廃止なんていうこともございました。そして、最近では、保育園のICT化を進めるということで、各種管理の導入ということと、将来どのような村をつくっていったらいいかというような観点で、フューチャー・デザインなんていうようなものも研修導入をしております。

そして、副村長も起用させていただきました。福祉関係では、買物バスの運行、そして小学校給食の無償化、高校生の通学費補助等が挙げられます。防災・減災関係では、第5分団詰所の更新、防災無線のデジタル化、ヘリポートの新設、何か所かに防火水槽を追加設置、そして、旧役場庁舎の跡地の拠点避難地公園化、こんなこともございます。

そして、長年雨が降るたび問題になっていた古見原の排水路の改修、これは今現在、工事中であります。そして、集落支援制度というものを立ち上げることによって、地区防災会の立ち上げをしてきて、そして、鎖川右岸防災センターの、今まさしく検討に入っているということかと思えます。

そのほか、公共やインフラの関係でございますけれども、全てが老朽化しておりますので、それらの対策としては、公民館の講堂の改修、主要幹線道路の改修と全面舗装化、松の木橋の改修、旧役場庁舎、そして旧おひさま保育園、これも本当に獣の巣になる前に撤去をさせてもらいました。大尾沢浄水場の更新事業、小学校施設の長寿命化対策、役場から、これから始まりますが、西の古見バイパスの計画の着手等々でございます。

あと、農業・観光・商工業・林業育成の関係でございますが、継続しておりました圃場整備が本格的に立ち上がって、完成する圃場も出てまいりました。そして、観光協会の体制強化ということで、人員の補強等も図ってきております。

新たに朝日村の顔として、これはやっぱり家具が必要なんじゃないかというようなことで、家具連絡協議会なんていう団体も立ち上げさせていただきました。そして、森林経営管理制度の導入ということで、いよいよこれから本格的に始まります。そして、先ほども質問等がありました松くい虫対策、これもかなり強力で押し進めてまいりました。

あと、スポーツの振興に関しましては、子供への運動能力向上ということを目的に、バルシューレなんていうものを導入しておりますし、また、山雅ホームタウン、これに加入により、各種保育園等でのそういった山雅の選手によるサッカーの指導、そんなようなことも始めております。そして、当初いろいろ検討会を持ちましたスキー場、あさひプライムスキー場をどうしていくかということも、大きな問題として取り上げてまいりました。

そういったことで、数えると切りがないんですが、50を超えるような新しいテーマに職員挙げて、職員と一丸となって立ち上げてきたということでございます。それらの多くは花を咲かせましたけれども、まだまだ重大テーマ、成長過程にあるということでございます。

これが一応、この3年半過ぎた時点での棚卸しになります。

ご質問の次に向けた取組は何だということでございますけれども、今申したように、継続中のものは当然これから継続して、終わりまで達成を見なくちゃいけません。それと、新規含めて、今後どういったところに取り組むかということでございますけれども、やっぱり引き続きコロナの対応、そして、第6次総合計画がここで半分過ぎようとしていますから、その後半の計画検討。

私が一番足りなかったのは、村民とのコミュニケーション不足というものも、今後新たな活動としてやっていきたいと。それと、公共住宅の整備と人口減少対策、これは旧おひさま保育園の跡地に、いろいろ若者向け住宅を検討してまいりましたけれども、ちょっと今暗礁に乗り上げておりますので、新しい方策を今後また検討していくということでございます。

そして、インフラや公共施設の老朽化対策、そして統廃合といったことも課題になるかと思えます。本当に、大尾沢の浄水場への導水管が突然壊れるというようなことがあり、本当に村内各地のそういった見えないところのインフラも老朽化しているということと、それと、公民館周辺に幾つか村の施設がございますけれども、一番老朽化の進んでいるのはわくわく館、そして、そろそろ手入れをしていかなくちゃいけないのがマルチメディアセンター、そ

ういったことがありますので、今後そういった施設をどのような形にしていくか、統廃合していく必要があるのか、近々の課題になります。

そのほか、高齢者や子育て福祉といたしまして、そういった関係で福祉の充実、よく言われるのは歩道の整備、これがやっぱり子育てに関して、通学に関しては、この間も交通事故がありましたけれども、やはり定期的に進めていかなくちゃいけないこと。それと、特に高齢者の関係では、公共交通の充実ということで、来年度は新しい路線も幾つか、4月からスタートいたしますけれども、そういったものをより充実していくこと、そして、高齢者と子供に、ちょうど両方に関係しますけれども、医療体制の整備ということが挙げられると思います。無医村にならないためにどのようにしていったらいいかということが、これから大きなテーマになるかと思えます。

そして、引き続き農業・観光・ゼロカーボンビジョンの推進をしてみようと、数え上げたら本当に切りがないくらいのテーマが山積しております。

そういったことの中に、やり出すと新たな課題もいろいろ出てまいりまして、公共施設の借地、今26か所ほど公共施設がありますが、全てほぼ借地であるということも、何とか改善していかなくちゃいけない。そして、いよいよ地籍調査に入りましたら、非常に混乱していることが多くて、これからまだ30年先までかかる見通しであるなんていうようなことも、新たな大きな課題として挙げられると思います。

そういったことで、継続して村政に当たっていかなければならんという思いを新たにしております。

来年の4月の村長選挙に立候補することを決めましたので、決意を固めましたので、引き続きご理解とご支援を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 小林村長の決意、よく分かりました。また、次期出馬するんだと、強い思いを感じております。

今申されましたように、数多くの新事業等やっこられて、まだまだ課題は多くあるかと思えます。それに取り組むと同時に、先ほども村長が申されておりましたように、村民に寄り添い、村民の声をよく聞いていただいて、子供から若者たち、お年寄り、村民全員が元気で活気あふれる朝日村にどうかご尽力いただきますようお願いして、この質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 2問目でございますが、医療の充実と通院のための公共交通の充実について伺います。

まずは、公共交通の充実ですが、先月の全員協議会で説明があったとおり、高齢者の通院、買物及び学生の通学に対応し、朝日・波田線の新規路線の新設が令和5年4月から運行される計画だが、3市村での松本地域公共交通計画で大分検討され、改善されて前進したことは感謝いたします。

そこで、これから運行されてからの不具合点、問題点などのフォローをお願いいたします。

また、高齢化社会に伴って、自動車免許の返納者等が増えてくるのが見込まれることから、社会福祉の観点からも運行本数を増やしていただきたい。また、今後、塩尻市までの公共交通の充実も、早急に塩尻市とも検討していただきたいと、これは要望でございます。

次に、医療の充実ということですが、役場職員と一緒にフューチャー・デザインワークショップに参加させていただいて、テーマ「行政改革の先に朝日村が目指す未来とは？」ということで、グループワークの実施でした。まとめの中で、どのグループも、住みやすい村、安心して暮らせる村、年を取っても安心して暮らせる村など、皆さん共通の思いを感じました。

朝日村第6次総合計画の中で基本戦略、安心して暮らし続けられる村をつくる。主要施策、保健・医療の充実等で、当村では医療機関や従事者の不足が課題となっていますと。アンケート調査では、朝日村から移転したい理由として、医療機関への通院の不便さを挙げられる人が44.9%となっており、医療機関の充実が求められています。

現在、朝日村では、三村先生の1か所しか診療所がない。当村では危機感を感じているのか。また、医療機関を増やすことについては、必要であるかという質問をさせていただきました。当局の回答では、危機管理を感じている。近い将来、医療体制の確保について、早急に手を打たなくてはならないのは事実だと。今年は朝日村医療体制検討委員会を開き、より深く研究と検討を重ね、新規開業医または村直営診療所など可能性を導き出し、関係機関に働きかけ始めていく予定だご回答いただきました。

医療体制検討委員会を開き、どのような検討を重ね、可能性を導き出されているのか、お

伺いたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、私のほうからは、小林議員ご質問の公共交通の充実についてお答えをいたします。

波田の松本市立病院、梓川高校方面へのバス路線につきましては、令和5年4月運行開始に向けて、現在、松本市、山形村、朝日村の3市村で協議をしております。新規路線でございますので、どれだけの利用があるか、問題点がないかは不明でございますので、実際に運行してから、利用状況、課題等を踏まえまして、運行本数、時間帯、場合によってはルートの変更等検討していくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、塩尻市内までの公共交通の充実につきましては、現在、くるりん号により、塩尻市地域振興バスの旧原口郵便局前バス停で接続を図っており、令和3年度の実績で、年間176人の方がご利用されております。コロナ禍ということもございますが、年々利用者が減少している状況でございますので、現在ご利用されている方の実態調査、行き先ですとか時間帯等の調査を行った上で、どのようにしたらよいか、今後、塩尻市の方と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、私のほうから、医療の充実の項についてお答えをいたします。

昨年、有識者による相談会で、無医村にならないことが合意形成を見ております。

朝日村が必要とする医療体制は、現在、三村先生のやられておられることと同じですが、往診、こういったことが一番大事であります。それによる高齢者医療と、子供を含めた全村民が、いつでもすぐに診察してもらえる、そんな地域医療を目指す必要があるというふうに感じております。村内に村が診療所の器を用意いたしまして医師を招く方式が、現在では最良と考えております。

現在の状況ですが、複数の関係機関と接触を始めております。現時点では決定事項はなく、お互いに情報交換と方策を研究し合うという段階でございます。今後の予定として、来年度

に調査研究費をつけさせていただいて、有識者会議を開いて検討してまいる所存です。もくろみとして、3年から4年後にそういったことが実現できればいいなということを目指して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） まず、公共交通のことですが、要望として出させていただきましたが、塩尻市、今、広丘駅までは十分行ける体制と。でも、直として塩尻の駅へ行けるのはなかなかない。経由して行くんですけども、塩尻駅というのは、急行等分岐点の中で、あそこが唯一止まる場所なものですから、そこに広丘から乗り換えて、ということもできると思うんですけども、交通の便からもそうですし、いろいろな買物も含めて、ぜひ塩尻とも直通を含めた体制を検討していただきたいというふうに思います。

この件は以上です。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のことについてお答えします。

今は、原口で塩尻の公共バスに接続するというのが今ですね。小林議員のお願いというか要求は、ダイレクトに塩尻駅までという路線をつくれということでしょうか。

それは、私は今すぐには無理だと思います。原口にお住まいの方とか小曾部にお住まいの方も今の路線を使っているわけですから、やはりその路線に合うように、次の段階としては時間帯に、接続に、今のくるりん号をもっともっと走らせるということじゃないかと私は思っています。

単独で、またはそれが塩尻市と協議したところで、ダイレクトの便はちょっと難しいんじゃないかなと、私は今時点では考えております。

○議長（北村直樹君） 小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 村長の言っていることも分かります。直通といっても、直通の中で、塩尻市のそういう市民の方も利用される。我々の3市村でやっている、こういう中でも便があると思うんですけども、そういうようなことも検討をさせていただいて、より充実な交通機関を今後、少しでもしていただければと思います。

次に、先ほど村長が言いました医療機関ですね。前回も村長も、検討会議、次のステージに移って検討されるということまでしてきております。それと、非常に村長も、そういう診療というか、内科医は絶対置かなきゃいけないんだと、この村に。だから、危機感を持っているというふうにおっしゃっていましたので、そのときには5年ぐらいをめどと言っていましたけれども、今聞けば、3年から4年と言いましたけれども、これ、人口減少とか移住・定住のことにも関して、施策の一つとして大きな課題でもありますので、なるべく早く、今言ったように詰めていただいて、近い将来、そういう診療機関を設けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 3問目ですが、児童の社会スポーツの振興についてお伺いします。

現在、ワールドカップサッカーが世界、日本全国で、大人のみならず子供も盛り上がっています。

先月末に、第28回サラダ杯児童軟式野球大会が当朝日村運動広場グラウンドで開催され、小林村長、百瀬教育長も拝見したかと思いますが、近隣市町村の計8チーム中7チームが参加され、元気で夢中になって取り組んでいる光景、応援するご家族の皆さんも一生懸命でした。

ここでは学童野球の一面を話しましたが、各団体では青少年育成の観点から、朝日村学童野球教室、ジュニアソフトテニスクラブ、サンライズ、あさひプライムスキークラブ、あさひサッカークラブなど5団体があり活動している。

そこで、6月の一般質問で、文化事業及び体育事業への助成、各スポーツ団体の体育事業への助成金の見直しをお願いしました。また、近年、少子化もあって、朝日村村外からの児童が参加して育成されているが、その児童は参加人数に入っているのかの問いに、詳細は割愛しますが、行政からは、参加人数は村内の青少年としており、村外からの参加の方は入っておりませんとのことでした。

また、教育委員会も、各団体への活動が継続できるよう、補助金額の算定基準の見直しや公民館活動の見直しとともに、スポーツ推進委員、社会教育委員などの教育委員会組織でス

スポーツ推進を図っていくとのことでした。

小林村長からも、教育委員会さん、スポーツ推進委員会さん、いろいろ検討し、ぜひクラブが存続できるように一助になればと私も思い、一緒に考えていくんだと。また、朝日の魅力づくり、朝日へ来ていただく呼び水にもなるかと思っておりますので、教育委員会の方と今後前向きに詰めていきたいと申ししておりました。

このことについて、物価高騰の折、助成金の見直し、村外からの児童も含めて考えてもらえるのかなど、前向きな検討がされているのか、検討された結果は来年度につなげられるのか、どのようになったのかお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、小林議員のご質問にお答えいたします。

小林議員からは6月定例議会において、村内で活動するスポーツ団体への補助金交付内容についてご質問をいただき、その際、村外からの児童等を含めた算定基準に変更できないか検討するようご提案をいただきました。そこで、当教育委員会では、議会一般質問の内容について、同月の定例教育委員会において報告を行った際、この件について、教育委員の皆さんのご意見も伺いました。

教育委員さんからは、団体補助の対象は村内者を中心としたものがよい。また、村外のクラブ等に所属している村内の子供も対象にできないか。基本的に村の子供たちを対象とするが、算定基準の人数の間隔を10人から5人程度にして、金額の差を軽減してはどうかといったご意見をいただきました。

また、近隣市村のこのような補助金の状況を確認すると、補助内容が異なっており、一概に比較はできませんが、山形村では村内の子供に対し、補助を行っているとのことでした。そのほか、東筑内では、青少年育成を目的とした補助内容とはなっていないとのことでした。

改めて、当村の状況では、補助金の交付のほか、施設利用料について免除としております。これは村外の子供も含めたものとなっておりますので、当村では、青少年育成を目的とした一定の施策に取り組んでいるものと考えております。

しかしながら、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度から令和7年度末までをめぐり、中学校の休日部活動を地域社会が運営主体となる地域クラブ活動に移行することを目指す部活

動の地域移行を推進することとしておりますので、地域で活動するクラブ等の育成はこれからの課題として捉えております。

そこで、団体の支援を踏まえ、今年度の体育祭では、村内で活動するスポーツ団体と協力し、各団体のPRにつながる内容として開催をしたところでございます。これらを踏まえ、新年度では、村内の子供を基準とする中で、村外のクラブに所属している村内の子供を対象にできるのか、また、加えて、村外の子供を算定基準に含めることにより補助の効果が図れるのかなど、検討・調整に入っているところでございます。

まずは村内で活動する団体について、村民の皆さんへの周知を行うとともに、活動資金の支援策が必要と捉えておりますので、引き続き、スポーツ団体と意見交換を行う中で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 6月からいろいろ検討されているということですが、少子化もあって村内の子供が少ない、だから、試合等できないのは事実でございます。ですが、村外から来ている児童たちも、朝日村のクラブ含めて、何らかの魅力があって来ているわけでございます。ですので、やっぱりそこら辺を、いろいろあるかと思うんですが、広く柔軟な考えを持っていただいて、やっていただければと思うんですけれども。

それとあと、前回も話ししましたけれども、どの大会へ行っても参加費とか、道具もそうですが、いろいろこの折、何をやるにしてもお金がかかるということも踏まえて、補助金等の拡充も含めてぜひお願いします。

それと、先ほど村長も申ししておりましたが、未来の希望あふれる子供たちのために、当初、松本山雅にも出資したのが根本的なことだと思うんですけれども、それとまた、ちょくちょく各スポーツ団体・個人等、庁舎にも表敬訪問に来たりしているわけですね。そういったことから、これからそういう児童、ちょっと大きいことを言っちゃうんですけれども、朝日村からそういう世界に羽ばたく選手が、例えばサッカー選手とか野球選手とかテニス選手とか、いろんな選手が出てくるかもしれません。そういうときに、やっぱり子供も含めて、その選手たちが、この朝日村をどういうふうにも感じてもらえるかと。

また、朝日村のそういう施設も含めて、児童、団体が、よかったかというようなこともありますので、ぜひそういうことも頭に入れてもらって、いろんな思いを言わせていただきま

したが、補助金は、これもくどいようですが、事業内容に関して、村長の予算の範囲内で決定するとありますので、どうかそこにぜひ、未来の希望あふれる子供たちのために費やしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員、要望ということでよろしいですか。回答はもらいますか。

○9番（小林弘之君） 回答いただければ、回答いただきたいと思ひます。また、これ以上私も話しできませんので、村政に向けての要望ということで、皆さん捉えていただければありがたいです。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） ありがとうございます。

これから子供たちが羽ばたいていく中で、また村をどう考えるかということで、小林議員からもお話ありましたので、村としても、子供たちの育成につながるような形での補助金等の内容についても見直していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 小林議員、ありがとうございます。

議員の言葉にありましたとおり、朝日村には本当に、子供の健全育成に向けて、幾つかのスポーツ団体が頑張っていたいておりますので、そういったスポーツ団体の方々の一生懸命な姿というのを私、承知しているところであります。

今お話ありましたように、サラダ杯のときも拝見させていただきましたけれども、春の頃に比べて、子供たちが非常にレベルが上がっていた姿、それから立ち居振る舞いのすばらしさ、それから、子供とコーチの間が非常に温かい関係、こういう姿が私の心の中に残っております。

こういった各スポーツ団体の皆さんが、朝日村の子供たちを非常に健全育成として育てていただいていることに、本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。そのために、スポーツ団体をやっぱり存続させていくという一つの面と、それからもう一つは、先ほどから、助成金を村外のお子さんたちの団体にも出すかどうかというような、そういったお話、ちょっと別な話になってくるかと思ひます。

例えば、村内の子供がゼロであっても、そういった団体にも助成金を出していくのかということが、村民の皆さんの理解を得られるかどうかというようなこと、非常に難しい問題ありますので、そういったことも含めて、さっき次長が申しあげましたとおり、今後ちょっと検討させていただきたいと、そんなふうにも思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） ありがとうございます。

いろんな捉え方はあると思いますが、ぜひご検討をよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、小林弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで、昼食の時間を取りたいと思っております。

再開を13時ちょうどといたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、一般質問を再開いたします。

◇ 塩原智恵美君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、塩原智恵美議員。

塩原智恵美議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美、2つ質問します。

なお、質問の重要性から、議長の許可を得たため、2番目の質問を先にします。

指定管理者逮捕による今シーズンのスキー場運営と今後の方針はについてでございます。

この通告は、事件が分かった当日が締切りだった中で作成しました。

まさかこのような事件が発生するとは、想像もしませんでした。12月7日付の信濃毎日新聞社会面の報道です。あさひプライムスキー場の指定管理者の代表者、田島伸博容疑者逮捕です。田島容疑者は知名度が高いことから、既に全国に報道されました。

村は、指定管理者のタジマモーターコーポレーション朝日とは、これは3者による共同事業体でございますが、これとは、令和2年10月1日から令和7年3月31日までを指定管理期間として、スキー場をはじめ、緑の体験館、コテージ、緑のコロシアム、野俣沢キャンプ場等の管理を任せています。

10月の臨時議会では、指定管理者の推薦する降雪機2台のリース契約を議決し、雪づくりの体制を整えました。現場では、スキー場運営の一番大きなウエートを占めるスキースクールの対象校25校が決まり、準備が整いつつあると聞きます。こうした状況をはじめ、社会的な反響も大きく、何よりも議会が指定管理者の議決をしている責任上、本日が質問の締切りでありましたが、急遽追加の質問をすることにしました。

以下、質問します。

- 1、村長はこの事件をどう受け止めているか。
- 2、事件を知ったきっかけとその後の村の対応（指定管理者からの報告を含む）。
- 3、スキー場の今年の運営はどうするか。
- 4、協定解除（基本協定第32条）についての村の方針は。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 塩原議員のお尋ねでございますけれども、この事件をどう受け止めているかということでございますが、田島社長が逮捕されたことは正直びっくりいたしました。これが事実であれば、誠に遺憾であるというふうに思っております。

いろいろ報道によりますと、産業廃棄物が違法投棄されていたことは事実のようですから、捜査の進展を見守っていきたいと思っております。

また、小学校のスキー教室、この予約が多く入っており、あそこのスキー場の生命線でもありますので、オープンができなくなったときの影響を考えたときには、何としてもオープンを予定どおりしなければというふうに、そのときには思いました。

次に、事件を知ったきっかけかと、その後の村の対応ということでございますが、その事実を知ったのは、ちょうど12月6日のお昼前だったと思います。早速課長のほうに、詳細を確認できる範囲で確認しろという指示を行いまして、そして、まだ事実関係も何も分からないんですが、そういった情報だけを、ちょうど全協で議員の皆様がおられましたので、どうもこういった事件が起きたようだということをお伝え申し上げました。そして、次の日に新聞報道がされるということでもあります。

12月7日9時30分に、あさひプライムスキー場の加藤支配人をお呼びいたしまして、現状把握を私なりにしました。でも、その時点では何も、当然分かりませんので、スキー場は今後どうするか、どうしていったらいいか、または何も支障はないかというような、いろいろな情報交換する中で、支障はないということで、今のままオープンに向けて活動していくという確約、または、私のほうとしてもその確信が持てましたので、そうしてくれということでもあります。

引き続き、一番心配されるであろうスキークラブ、その代表の皆さんにもお集まりをいただいて、加藤さんとのお話の内容やら、今後村としても全面的にオープンをしていくということをお伝えしております。

次に、3番目のスキー場の今年の運営はどうするかということは、今申したとおり、全て予定どおり行っていくということでもあります。

4番目の協定解除について、村の方針はということではありますが、現在、田島社長が逮捕されているということは事実ではありますが、それ以上のことは何も分かりませんので、現在は、解除するしないということについては何も考えておりません。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） この事件を知った村民からは、不法投棄の疑いで逮捕された田島容疑者を代表とする村の指定管理者について、現状のまま続けていいのか疑問視する声をはじめ、世の中が注目する環境問題の動きに反する事件で、村のイメージを悪くするおそれがあり、村は真剣に受け止めてほしいと心配する声があります。現在は報道でしか情報が取れておりませんので、新聞記事の内容から質問します。

12月8日付市民タイムス記事によると、令和2年8月下旬、田島容疑者は、あさひプライムスキー場から大町市爺ガ岳スキー場に建材廃材5.5トンを不法投棄、同じ手口で、昨年7

月上旬、木くずを不法に焼却した疑いという内容でした。いずれも朝日村からと読み取れました。村は、こうした状況を把握しておりましたか。

同じ日の信毎記事によると、事件発覚の翌日ですが、村はスキー場について、予定どおり20日オープンを明らかにした、対応を協議し、運営に支障がないことを確認した。その上で判断したという内容でした。

このことについて、実はお尋ねしたかったんですが、何をどのように協議し、支障がないとの判断は何をもって決めたのか説明いただきたいという、そういった内容で、実は質問を用意しておりましたが、先ほど村長のほうから、加藤支配人を呼んで、その中でスキー場の運営ができるということが分かったので、それを基に判断して決断をしたということでお答えがありましたので、ここについては結構でございます。

私のほうで言った、今の不法投棄のことですね。状況を村は把握していたか、そのところの答弁をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 環境の関係ですので、建設環境課のほうで一部お答えさせていただきます。

昨年、スキー場ではなくて、今、田島さんが運営している旧のんきほうる、焼肉屋さんのほうのところの片づけについて、不法投棄というか、木くず等を焼却しているという報告がありましたので、それはやめていただきたいということが第一報でありまして、それを注意しに行きました。

その後、そのごみをキャンプ場のほうへ持っていっているという情報もありましたので、キャンプ場のほうに置いてあるようなものも、そこには置かないでほしいということで注意をしたという経緯がありますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 先ほど村長は、スキー場運営について、大きな支障はないというような、続けてもいいんだというご判断をされたという説明がありましたが、私、ここには、いささか大きな支障があるのではないかと考えております。

その根拠は基本協定でございます。第3条、指定管理者の責務、第2項に、指定管理者は施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設または施設利用者に災害があった場合は

迅速かつ適切な対応を行い、速やかに村に報告し、その指示に従うものとする。

第28条、損害賠償等について規定されています。全部で5項目あります。主な内容は、管理物件の損傷に対する損害賠償、第三者への損害賠償、基本協定上の債務など、これら全ては指定管理者が負うことになっております。そして、その中に次の一文があります。

村は、協定に基づく全ての行為を指定管理者の代表者に対して行うものとし、当該代表者に対して行った全ての行為は、指定管理者の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、指定管理者は、村に対して行う本協定に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

現状の基本協定の指定管理者は、田島伸博氏になっております。田島氏は現在、逮捕されて不在でございます。利用者の安全確保をはじめ、事故の対応、損害賠償等、代表者としての責任が果たせる状態にあると、そのようにみなしているかどうか、見解をお尋ねします。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問のお答えになるかどうか、一通りお答えしたいと思います。

まずですが、そもそものところへ立ち戻って、本事案につきましては、現状、疑いがあるという段階で拘束をされているということなので、村の基本方針といたしましては、そもそも第32条の指定解除の条項に照らし合わせる以前の問題であると捉えております。

というのは、何も確定していない中で、今私たち、当村で恐れているというか危惧しておりますのは、いろんな情報の錯綜の中で、というのは、我々も警察から直に情報を取っているわけではございません。いただけるわけでもございません。あくまでも新聞報道ですとか田島さんのホームページ等々の中で、皆さんと同じくやっております。ただ、唯一、タジマモーターコーポレーションのゼネラルマネジャーさん、加藤さんとお話をしているという、現状を把握しているというところにすぎません。

その中で行われて、一番危惧しなければならないことは、かようなことを公表の場で議論をするということ、つまり、タジマモーターコーポレーション朝日という一事業体を、あたかも何かを断定づけるような、決めつけるような、最悪であるというようなことの印象を受け付けてはならないと思います。

したがって、我々は、今何をしているかということ、タジマコーポレーション朝日、すなわちあさひプライムスキー場の運営につきまして、現有スタッフ、それから施設の整備状況、それから、当初の計画ということが実現できるかということに着目しております。

タジマの加藤ゼネラルマネジャーを呼びまして、といたしますのは、当然のことながら、塩原議員がおっしゃったように、当該代表者は今拘束中でございますので、そこに直接言っていくことはできません。ただ、代表者の代理人たるゼネラルマネジャーという位置づけの中でお話しさせてもらう中では、当該あさひプライムスキー場の営業は予定どおりオープンできると、期中の運営についてもめどが立っているということを聴取しております。ここまででございます。

したがって、今、塩原議員がおっしゃられたような代表者不在がどうかというよりも、まずお考えいただきたいのは、この場でこういう不確定なことに対する最悪の事態を想定した議論というのが正当かどうか。それによる、損害賠償という条項もございましたが、反対層から考えると、こういった議論で、また、ここには新聞、マスコミ各社もいらっしゃいますし、どのような報道がされるか私は分かりません。ただ、それを受け取ること、誰も確かな情報を持っていないところで受け取ることによる風評リスク、これは当村はじめ、当該あさひプライムスキー場の運営管理会社にとっても、非常に大きな損害になる可能性があるということを踏まえて、慎重に対応しているところでございます。

お答えするとすれば、以上でございます。

それと、本件につきましては、我々も独断でというわけにもいきませんので、町村会の顧問弁護士に相談をかけ、アドバイスをいただき、裏づけを取った経過でございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 私は、そのことを取り立てて言っているものではございません。地方自治として、基本協定書どおり村が真っ当な仕事ができるのかどうか、そこを懸念して質問しているわけなんです。ちょっとずれていると思いましたが、今お話を聞いていますね。

何で私がそれを言っているかといいますと、基本協定書、これが全てだと思うんです。その中に答えがあります。それとさらに、もう少し進めて言わせていただければ、指定管理者が指定申請書を提出した令和2年9月7日付ですね。そのときに、指定申請書の添付書類に、朝日村観光リクリエーション施設共同事業体協定書というものが添付されておりました。ご覧になっているかと思いますが。

この事業体の協定書、ここには、代表者の名称を田島氏とすることのほかに、代表者の権

限など全部で17条の規定を令和2年8月31日に結んでおります。第15条、代表者の変更があります。

先ほど権限のことを言いましたけれども、権限、何があるかということをちょっと説明します。これ、第7条です。代表者、つまり田島氏の権限は4項目です。朝日村及び監督官庁との折衝、事業運営の統括、事業共同体に属する財産管理、その他事業の実施に関して必要となる一切の事項、代表者はほとんど全ての権限を持っている、そういう内容です。

ところが、第15条に代表者の変更があります。代表者がその責務を果たせなくなった場合、残った構成団体を代表者とすることができると思います。これなんです。

今、朝日村は、指定管理の基本協定書に、全ての責任を負ってもらって、スキー場、ほかの施設もそうなんですけれども、その管理に何かがあったときの対応の窓口は代表者です。その代表者が不在だから、私は懸念しているんです。

代表者がいない場合に何が適用になるのかなと探したんです。そうしましたら、この事業体の協定書が出てきました。この協定書の中に、第15条に代表者の変更があります。今言ったとおりです。責務を果たせなくなった場合、残った構成団体を代表とすることができる、これなんです。

これは、もう一つの団体はフリーフロート、大町温泉観光株式会社の代表者、屋田翔太氏と見受けられます。村は、この屋田氏と事件後に接触していますか、お答えください。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、塩原議員のご質問にお答えいたします。

今、3事業者が共同協定を結んだ関係のお話をさせていただきまして、その中で、次の代表者に代わるフリーフロート、大町温泉観光の代表者ということでございます。

その方とは、先ほども申しましたが、電話で事件についてご確認をさせていただいたのは、私でございます。その後、お会いできないという部分につきましては、一部、やはり仕事の関係であり、また、ちょっとこの公の場で、先ほど副村長も申し上げましたが、いろんな事情もございまして、まだお会いすることはできておりませんので、申し訳ございません。

ただし、ご本人とはお話をさせていただいて、事業の継続はできるということでの確認をさせていただいてございますので、ご承知お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） であれば、屋田氏を代表者として基本協定書を結び直す、その作業の手続が必要だと思えます。それがない限り、オープン前にこの作業をしないと、何かがあったときの不慮の対応はできないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） お答えいたします。

大変有意義なご指摘であったと受け止めております。ただ、今ここで、それも、先ほど私が申し上げたように、決めつけの中で行われていることでございまして、現にタジマモーターコーポレーション本体のほうでも、事情聴取はしてきていませんが、ホームページ上でも、代表者変更というところまでは言及しておりません。というのは、確定していないからです。

ですので、もし塩原議員はじめ、ご心配の向きがあれば、フリーフロートの屋田代表を相手方とするというような、いわゆる田島代表の去就が決まるまでの間、代理するというようなことで、村と覚書を締結するというようなことはできるかと思えますが、今ここで代表者変更云々かんぬんということをおもものほうから、当村のほうから強要したり、あるいは提示したりということは、かなわないかなというところではございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 村長、もう一回、これですね、共同事業体の協定書。それと、うちの村の基本協定書、よく内容を精査して、本当に安心してスキー場を運営できる環境を整える。

私が申し上げたいのは、今、実際に責任を果たすことができない状況に、今の代表者はいるわけなんですね。その状態がどうなるか分かりません。でも、今現実にはそれが取れない状態です。それが取れない状態のときは、事業体の協定書でそういった条項がございまして、屋田氏が代わることは十分可能かと私は思いますが、そういった体制を内部でもう一回検討して、本当に安心して、利用者にも安心して、村にとっても安心して任せる、そうした指定管理制度、その状態に私はよくよく考えて、ただ現場が動けるからいいんであるとか、そういうことではなくて、この基本協定が機能する基本協定書になることが必要だと思うんです。

村長、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 非常に難しい問題で、会社組織というのは、会社のトップが今回のようなことがあったり、またはトップを続けられないというときには、会社組織としてその会社を運営していくということが、これは当たり前の話です。

今はタジマモーターコーポレーションの本社のほうも、そういった事実はないということをご公言していますし、今までどおりのオペレーションでいくということをやったの、今体制が整っておりますので、今私たちが何も分からない中で、そういった動きもまだまだ、今はすべきではないというふうに思っています。

ですから、会社がちゃんとした機能を持っている限り、または機能不全にならないように、我々としてはいろんな情報交換をすることも必要でしょうし、会社がちゃんと本来の会社運営をしていくということが今、見えて決まっておりますので、私たちはそういったことで運営をしていきたいというふうに思います。

ですから、今、3者の連合であるタジマモーターコーポレーション朝日を私どもから、それからやめて何かにしてくれという、そのアクションこそ、まだまだ今の段階ではないというふうに思います。

これは、先ほども申したとおり、弁護士さん等々からのアドバイスも受けてのことです。ですから、今は静観をしながら、スキー場がちゃんとオープンできるように、我々としては万全を尽くしていくということかと思えます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） ちょっと今、村長の解釈が、私の申し上げていることと少しずれているところがありました。いずれにいたしましても、私たちが今考えることは、うちの指定管理者をどうするかというところで、今回、共同事業体の協定書というものがございまして、それこそまた弁護士にその辺のところも検討していただいて、どうするのがいいのか対応していただきたいと、お願いしたいと思います。

それと、このことにつきましては、村ばかりではないですね、議会も同様に責任はある問題でございます。共に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもって、1問目の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） スピード感ある時代に対応する農業政策の実施をでございます。

私たちの日々の暮らしの中で、今年ほど世界情勢に大きく影響された年は、あまり記憶にありません。春先の原油価格と物価の高騰は、現在も深刻な影響を残し、コロナ化も重なって、村民生活は相当深刻な状況と思われまます。特に基幹産業の農業は、異常な肥料価格高騰、6年連続の廃棄処分、異常気象による作付管理の難しさ、そして安定販売につながらない出荷など、取り巻く環境は厳しいものがあつたと生産者の声を聞きます。

こうした中で、村は肥料価格高騰の対応として、村独自の上乘せ支給や堆肥補助を決めたことは、来春に備える農家の応援に少しは役立ったと思います。農水省は、大きく影響を受けた肥料価格について、今こそ化学肥料を使わない有機農業を進めていくべきだと強調しているようです。食料自給率37%と先進国で最低水準にある日本は、生産力の強化、備蓄と調達先の多角化、この3本柱をベースに食料安全保障の強化を進めるようです。

こうした状況下、村は農業ビジョンを今年6月、策定しました。14人で構成する委員で検討会議を重ねて策定しました。農業ビジョンは10年後、20年後、30年後を見据えた農業振興を推進するための指針であると位置づけてあります。当然であります、国や県の関係の計画、村の第6次総合計画を踏まえた上での策定です。

農業ビジョンの目指す将来像は、次のとおりです。豊かな自然と大地を生かし、次世代につながる農業と誰もがチャレンジできる農業の実現です。

そこには、次の一文があります。村の豊かな自然環境の特性を生かし、人材を育て、農地を守り、農業所得を向上させることによって、次世代に安心してバトンを渡せる持続的に発展する活力ある朝日村農業を目指します。

こうした視点で改めてビジョンを見た私の率直な感想は、短い期間で充実した内容にまとめられてあり、本気で取り組めば、30年後の農業者に農地を資産や資源として残せると思いました。そのためには、ビジョンの46の施策を着実に取り組むことが求められると考えます。この中には、過去の先人たちが整備した農道をはじめ、かん水設備や排水路などの老朽化対策という大きな投資計画も含まれます。

取りあえず、今後5年間の重点施策を12項目にまとめ、ロードマップで示してあります。

ほとんどが村の予算を伴う支援を必要としていることから、なるべく早い制度設計を望むところではあります。

こうしたことを踏まえ、農業ビジョンの重点施策を中心に、現在行われている村の支援など予算編成が始まるタイミングであることから、以下質問します。

1、農業ビジョンは、いつどのような理由で策定の判断をしたか。

2、農業ビジョンは、村の農業の強み、弱み、課題を整理してある。これらをまとめると、基盤整備が整う広く平坦な農地があり、若い農業者がいて、家族経営に魅力を感じているにもかかわらず、高齢化と家族経営の後継者問題による耕作放棄地の拡大という大きな課題に直面していることが分かる。こうしたことの解決策として、今後5年間の重点項目を12示してある。優先順位の高い早期の取組事業が4項目あるが、内容と目的、効果を説明いただきたい。

3、これらは令和6年から実施のため、来年度は検討の年となっている。どのような検討をするか。

4、循環型農業の推進が重点項目にあるが、環境負荷軽減に取り組む農業支援は令和7年まで内容の検討、実施は8年、有機農業や低化学農薬、農業の学習会は令和8年まで内容検討、セミナー実施は令和9年、取組が遅いと感じるが、見解は。

5、現在村が実施している農業者支援は、①野菜価格安定基金積立補助金250万円、②廃プラ回収処理事業補助金150万円、③風食防止対策種の補助金173万1,000円である。これらについて見直しの考えは。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私、塩原智恵美議員のご質問にお答えいたします。

まず、議員ご質問のスピード感ある時代に対応した農業施策で、農業ビジョンは、いつどのような理由で策定したかというところでございます。

村では平成28年、地方創生交付金事業を活用し、農業振興に取り組んできましたが、思うような大きな成果は出すことができませんでした。しかし、様々な情報共有したのは、非常に大きな発展だったと思っております。

そんな中、令和2年3月、朝日村第6次総合計画が策定され、村の掲げた施策をどう進め

るべきか、私なりにも考えました。そこで、地方創生交付金事業推進に当たっての大きな課題としてあったものが、長期ビジョン、実施する意義、進め方等をしっかり明確にしていなかった点が大きかったというのが私自身の反省でございました。そこで、それを明確化するためにビジョンを策定したというところが一つでございます。

もう一点は、令和2年3月、国が食料・農業・農村基本計画、令和3年5月、みどりの食料システム戦略が公表されました。特に農業の持続的な発展に関する施策が大きくクローズアップされてきたということは、非常に大きな農業の改革であったというふうに捉えてございます。

そんな観点から、農業を取り巻く環境が目まぐるしく変化している状況を踏まえ、このようなビジョンをつくってやっていこうということを決めましたので、ご承知をお願いいたします。

続いて、優先順位4項目という部分でございます。

まず1点、農業研修制度の確立でございます。内容は、農業研修制度を立ち上げ、プログラムの作成と指導者を確保し、農業研修を村独自でやっていこうというものでございます。目的は農業担い手の育成・確保でございます。

続いて、効果につきましては、Uターン、Iターン等にかかわらず、朝日村で農業がしたいという方々の確保をし、そして農業者の減少を抑制し、そして農地の遊休化防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

続いて、新規就農者の設備投資の関係でございます。内容としましては、新規就農者の大きな不安要素である設備に対する初期投資等について、支援をしてまいりたいと思っております。

こういった設備の投資につきましては、国の新規就農者育成総合対策事業等もございまして、そういったものを活用するとともに、先進地事例を情報収集しながら、村独自で上乘せ等の研究もしたいというのが事実でございます。あわせて、親元の就農支援者というものもしっかり支援してまいりたいと思っておりますので、そんなことも目指すところでございます。

続きまして、目的としましては、就農しやすい環境づくりということで、効果としましては、農業研修制度の確立により、新規親元就農者の確保でございます。

続いて、認定農業者の育成・確保という活動支援でございます。こちらのほうは、通常の農業者の皆様に認定農業者ということで、しっかり農業に携わっていただきたいというふう

に思っています。

そこで、今年度、今年のような肥料価格や農業用資機材の価格高騰は、農業継続の大きな痛手となると思いました。そこで、予算化していただきました村独自による肥料価格高騰対策支援金、化学肥料低減及び地力向上に伴う堆肥購入支援事業は、まさにその支援策でございます。さらに国や県と連携し、支援策を講じていくものでございます。

目的は、中核となる地域農業の皆様を守っていくというところでございますので、お願いいたします。効果としましては、農業経営の安定、そして農業所得の向上、そして、認定農業者への農地の集積・集約化の拡大でございますので、お願いいたします。

続いて、最後に、農業用機械・施設の共同利用に向けた支援につきましては、農業機械等共同利用システムにより、安価に利用できる支援策を講じてまいりたいと思っております。農業研修制度と同時並行し、検討してまいります。こちらは、設備投資の抑制、そして農業用機械の有効活用でございます。

効果としましては、農業者のコストの縮減だけでなく、半農半X等、多様な農業スタイルの皆様にも農業に取り組んでいただくということにつなげていきたいと考えてございます。

次に、どのような検討をするかということにつきましては、近隣市町村の状況、先進地事例を調査し、今後JA、農業者関係の皆様と協議した上で、朝日村に合った支援策を講じてまいります。

特に、先ほど塩原智恵美議員もおっしゃっていましたが、村の財政状況に大きく関わってくると感じております。財政部局と協議し、予算規模や国・県の補助制度の活用を見極め、検討してまいります。

次に、循環型農業への取組でございます。環境負荷軽減に取り組む農業は、令和8年度まで毎年度検討しているだけではございません。有機農業への村民理解や希望者への相談、また新たに必要な軽減策等、毎年度進めていくものでございますので、ご理解願います。

先ほど申しましたが、堆肥購入支援事業は、環境農業に取り組む農業者への一番の支援策でございます。また、本年11月11日には、県職員を招きまして有機農業セミナーを開催し、有機農業への理解を深めていただく機会をつくりました。さらに、現農業における低化学農業については、JAと相談を進めてございます。

国の進める低化学農業に、これまで村農業者が進めてきた堆肥や緑肥による土づくりが、既に環境負荷軽減農業に合致するのであろうと私どもは思っておりますが、そういったものを引き続き検討してまいります。そのような中で、新たな支援策、検討を進めていきますの

で、ご理解をお願いいたします。

SDGsに対応した農業の推進という部分につきましても、山林資源を活用したバイオマス発電については、ぜひ検討していく価値があると思っておりますので、農業への利活用も含めて、調査研究を引き続きしてまいります。

続いて、村が実施している農業者支援の見直しという点でございます。農業者団体からの要望や風食に対する社会的な影響の重大さから、現在、補助金等を出してございます。しかし、今現在、見直しについては考えてございません。ただし、風食につきましては、今後、国が進める環境保全型農業の交付金等を活用できないか検討してございます。

しかしながら、先ほど申しましたが、農業ビジョンに掲げた施策を実現するには、継続的また多額の費用が必要と捉えてございます。新たな事業展開における財源の確保、また村の財政状況等を考慮し、現行の補助金の内容については精査しながら、農業ビジョンの確実な実施につなげていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 非常に力強い政策の内容の説明をいただきました。

一つ、ここはちょっとしっかり考えてもらいたいと思うのが、野菜価格安定基金積立補助金250万円、先ほど見直しの予定はないと言ったものです。これ、一番先に見直しを考えてもらいたいものなんですね。それ、ちょっと理由を言います。

野菜価格安定というのは国の制度ですね。それで、野菜価格が低落したとき、その一部を補填するために生産者に支払われる交付金、このことです。交付金の原資は全部積立金です。ここに村は250万円の補助をしていると、そういうものです。制度の仕組みは財源となる積立金ですが、国と県と生産者がそれぞれ6対2対2、この割合で負担しております。価格低迷による支払交付金の内容は、今年販売した野菜の販売価格が前の年の市場の平均価格の90%を下回ったとき、一定のルールで生産者に補填されます。

この村が今補助している積立補助金の考え方、そのところをちょっとお話ししたいと思います。

J A松本ハイランド管内は、生産者の2割の負担の部分のことにつきまして、農家とJ Aと自治体、この3つに区分して、それぞれ3分の1ずつ負担する仕組みにしております。実際、私、その表を農業センターから頂きました。実際、そのとおりの数字がそこに並んでい

ました。

ところが、朝日村だけ、過去長年にわたって3分の1負担でなく、250万円の定額となっております。昨年の実例ですが、この3者が負担する累計が3,108万円で、村の負担は3分の1ですと1,030万円です。ところが、250万円の予算のため、差額の780万円は農家負担となりました。結果、負担割合が、村が8%、JAはルールどおり3分の1の33%、農家は59%、こうした実情です。

国がこの事業の狙いとするところは、生産を行う担い手の育成・確保、先ほどから出ている担い手なんですけれども、その担い手を中心とした安定的な野菜生産の出荷体制確立を図るため、こうしております。野菜価格安定事業の対象品目は、国が定めた14品目の指定野菜と特定野菜となっております、この中に村の主力とするレタス、白菜、キャベツが入っています。6年連続の廃棄、価格の低迷は、野菜価格安定交付金が減収分を補っており、経営を助ける大きな役割を担っています。

ちなみに、昨年の支払い実績は約8,000万円、朝日村ですよ。このうち、レタスは5,400万円だったそうです。

こうした状況を見たとき、農業を基幹産業とする村の考え方からすると、今の支援状況では不十分と考えます。新年度予算は骨格予算と承知しておりますが、せめてほかの自治体、これ松本ハイランド管内ですから、全部です。そこの自治体と同じ考え方になるように求めるものです。村長の見解をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、塩原議員のご質問にお答えします。

まずは担当課として、私自身の考えとか思いを述べさせていただきますが、今、塩原議員おっしゃったとおり、6対2対2という国の基準がございまして、そんな中で、今は250万円の上限ということで支給させていただいてございます。

私どもも、まず、本当にこの安定基金の必要性というのは十分承知してございますが、本当に財政的な今後の中でどうなのかということ、私たちが令和3年度のときに1回調べた経過がございました。その中で、確かに3分の1というルールの中でやられている自治体は3つあったんですが、実際、予算額上限決めてやられている自治体が多くて、実際の補助額というのは、朝日村はそんなに低くはないというふうに捉えています。

大きな市も、一部の市は非常に大きな数字を、1,000万円近く自治体もございましてけれ

ども、大きな市であっても、私どもと変わらない金額の予算額しか支出していない自治体もございまして、そういった、必ず本当に3分の1がやられているのかという事実は、私のほうでももう一回確認しますが、多分やられていないと思われまして。

小さな自治体にとっては当然、3分の1といっても非常に少額な金額ですので、財政的にも耐え得る金額になるかもしれないですが、そういったことも踏まえて、今この比較だけで考えると、村としては十分やっているのかなというふうに捉えていました。

ただし、そういった非常に、今この頃、野菜価格の安定の関係では、非常に困られているという事実は受け止めております。毎回、農協さんとの打合せの中でも出てくる話でございますので、再度、もう一度確認させていただきながら、朝日村は個人に対する補助というのはあまりないんですけれども、こういった農業者全体に対する補助というのは、朝日村は非常にやっていると思っています。野菜価格にしても、廃プラスチックにしても、そういった風食にしても、農業全体を考えた補助というのは、多分どこの自治体にも負けないくらい出していると思っていますので、それも踏まえて、また今後検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） すみません、今担当課長からご答弁いただきましたので、多分村長も同じお考えかと思っておりますが、ちょっと次の質問もございまして、時間が迫っていますので、これで切りますが、いずれにいたしましても、これはJAから頂いた資料ですので、もう一回JAと内容を精査して、金額が少ないと言いましたが、これは指定野菜の関係ですから、当然、指定野菜を出していないところは金額が少なくなります。内容をよく分析すれば、そういうことになります。

でありますので、本当に朝日村としてのしっかりとした支援、担い手の支援、それはどうあるべきか、そこの考え方をもう一回整理していただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いたします。

次の関係なんです、実はちょっといっぱいあったんですが、時間ありません。

実は松本市が、これJAと、ハイランド農協と共同で取り組んでいる新規就農者の研修制度なんです。これは20年の歴史があります。

結論から言いますと、20年やったことによって、平成13年にスタートした長い事業なんで

すけれども、43人が就農、4から5ヘクタール耕す専業農家が生まれ、移住による定着があり、当初の研修生が里親になって新規就農者の育成の側に立っている好循環が生まれていると。それで、何よりも43人の就農があったことによって、今50ヘクタールが耕されていると。これからも続けますかといったら、続けると言っていました。

これは、このパンフレット、今年の2月にできたんですね。ハイランド農協からもらいました。これを作ったのが、すみません、ちょっとその前に、この制度をよく理解してもらわなきゃいけないと思うんですが、朝日村がビジョンの中でやりたいと思っている新規就農者の研修制度、これに非常によく、まとまった中身でマッチングしています。ですから、これをちょっとしっかりと内容を検討いただきたい。

これを作っているのが、ハイランド農協の営農企画課というところなんですね。ここの女性の課長補佐から、しっかり説明を聞きましたけれども、こういうことにまとめてはいます。

この中身、松本市が何をやっているかというところなんですが、松本市の力がしっかりありまして、市の単独事業なんです。それで、3名を限定で、市は生活資金を1年目が月20万円、2年目以降は8万5,000円支給し、農地の貸与、機械の助成、家賃補助、多くの支援をしていると。このために、毎年予算化2,000万円ほどしているそうです。だけれども、こういう結果が出ているという、費用対効果じゃありませんが、松本市は人への先行投資だと言っていました。

私が申し上げたいのは、新規就農者対策、多分これでできるだろうと。だけれども、今のうちの村の農業形態は松本市とは違いますよね。露地野菜中心で、しかも、家族経営と法人経営に大別されています。古見原や西洗馬原のような広大な農地、今後誰が次世代にバトンを渡すか、これはJAハイランド農協センター長も悩んでいました、ちょっとねと。

それを考えたときに、今できることは、やっぱり担い手を育てることかと思いますね。課長がさっきから言っているとおりです。まずは、今頑張っている経営者への支援を充実させることが一つの有効手段だと私は思います。

例えば、先ほど来出ている地力回復のための堆肥の支援、この継続、それから、経営規模拡大のために利用権を設定した農地の借手への奨励金、そして、生産性を高めるために必要な機械、生産施設の導入経費の補助、こうした事業もこれに合体させて、朝日村バージョンをつくったらどうかと、これが提案です。

それで、今、JAでは人的な体制が整っているんです。もう数分しかありませんので、これだけ紹介します。なぜか。先ほど言ったこれを作った営農企画課、この部長が、営農部長

ですが、朝日村出身者です。そして、上條センター長、朝日村出身です。JAの知見がそろっているんです。

このタイミングに、ぜひこの冬の間、農家は冬しか暇ありませんので、JAもそうです。この冬の限られた期間に関係の皆さんで、村はもちろんです、この内容の検討に入っていただきたいと思います。それがビジョンを実質化させる大きな内容になっていくのではないかと。

JAでは、これの朝日村バージョンは可能だろうと言っていました。ぜひその辺のことを具現化していただきたいと。さらに、検討会議がございましたけれども、その関係の皆さん、そして、村、JA、ここが三位一体になって、こうしたものをつくり上げていただきたいと思えます。

ちなみに、私、この事業、新しい事業の名前を、未来につなぐ朝日農業支援事業、私の提案ですが、そんな名前、ネーミングにして、ぜひ制度設計をしていただきたいというふうに思えます。もしお答えできる余裕がありましたら、お願いします。

○議長（北村直樹君） 持ち時間が30秒を切りました。手短にお願いいたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） まさしくそういったことを目指してやっていきたいと思っておりますので、またいろいろお知恵をお借りしたいと思います。

以上です。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 1番、羽多野美映です。

私は2問質問いたします。

1 問目、朝日村における若年世帯の住環境整備と拡充について。

現在、朝日村が進めている移住・定住施策として、住環境の整備に取り組んでいます。この施策は、第6次総合計画に基づき、本村に魅力を感じ、移住・定住を希望する人を増やすことを目的とするものです。

本定例会議案説明の冒頭挨拶で、村長は、旧おひさま保育園跡地の活用の可能性を探るべく、住宅建設に関する説明会を開催してきたが、アンケートで反対が賛成を上回り、旧おひさま保育園跡地での村営住宅建設計画を一旦中止するという結論に至ったと説明しました。

そこで、お聞きします。

まず、①として、中止に至るまでの経緯をご説明いただきたいと思います。

昨年9月定例会では、園舎解体における議案の承認に関して、附帯決議が出されました。その中身を一部抜粋いたしますと、跡地利用について様々な可能性を考慮し、村民及び議会の理解・承認を経て進めることとあります。住民への説明が不十分ということが指摘されていました。

今年度、村は、本郷地区、下洗馬地区の旧おひさま保育園跡地に隣接する地域、西洗馬区、希望があった三ヶ組地区へ説明会を行ってきました。園舎解体及びその跡地利用計画についての住民説明会の説明資料は全て、村のホームページに公開されています。アンケート等で集まった村民からの意見も掲載があります。

私は、村民への説明は、この説明会と資料の公開により、今できる範囲で十分な内容と受け止めています。しかし、議会に対しては、中止に至るまでの詳しい説明がありませんでした。住民説明会に出席した方、説明会があったと知る村民からも、あの跡地はどうなっているのかと尋ねられることが何度もありましたが、私のほうから詳しい説明をすることができません。

どういう手順を踏み、中止を決めたのでしょうか。説明がなければ、用地獲得の費用が必要なく、低コストで建設ができる可能性がある園舎跡地への計画をみすみす中止にしたとも受け止められます。その経緯の説明の場を設けていただくべきだったかと思います。

次に、②として、若年世帯の雇用を今後の事業の推進にどのような形で生かしていくか。

建設計画が先送りになり、数年の遅れが生じることになりましたが、今後村としては、具体的に優良賃貸住宅の建設について計画していることを具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

住民説明会を傍聴し、若年層の出席が少ないという印象を受けました。村営賃貸住宅建設

計画で対象となっている若年層住民の意見の収集はできているのでしょうか。地元住民の意見を取り入れようとする村の姿勢は評価できていますが、若い世代の意見はどのようにして吸い上げようとしているのか、とても疑問に思っています。

そこで、私は、村内に住む、もしくは関係している方へ、住環境に関するアンケートを行いました。

資料1、2をご覧ください。

全体配布数300に対し、回答は61件、回収率20.3%でした。統計上、分析に適する有効回収率は30%と言われておりますので、これはあくまでも参考数字でしかありませんが、20代から50代までの回答者は全体の65.5ポイントありました。

資料に示したように、住居に求めるものとして、賃貸住宅という要望が現実にあるということが分かりました。このアンケートの対象者は、村内に在住している方が82%でしたので、何らかの形で住環境が整っている状態の方が回答しているということを考慮に入れると、少ない数字ではないと思います。自由回答の中には、若い人たちが再び戻ってこられる環境にしてほしいという回答が複数あります。これが実際の生の声です。村は、この村民の要望に応えるべきではないでしょうか。

③定住を選択した若年層への村の支援事業に関して、住宅の供給以外に検討していることがあるかお聞かせください。

若年層・子育て世帯にとって、現代は20年前に比べると、物価高騰の割に収入が保障されていない厳しい時代になりました。住居に関する負担は非常に重く、住環境を低コストで整えられるという意味で、村営賃貸住宅建設は非常に大きな役割を持っています。

一方で、村内にとどまり、新たに世帯を持った若年層に対しては、村は何か対策をお考えでしょうか。金銭的な補助というものでなくても、当村に定住することを選択した村民に対し、よかったなと思えるささやかな特典、具体的に申し上げますと、恒例になったウナギを家族分進呈する、キャンプ場無料宿泊券を進呈する、そんなようなものがあってもよいのではないかなと思います。

④村は今後、住環境の整備だけでなく、総合的な事業の推進をすべきと思います。村営賃貸住宅の建設が実現した場合、力を蓄えた家庭に対し、一戸建て住宅の供給をどのように推進するか。アンケートには、新築一戸建てという回答が最も多かったのですが、借家、中古の住宅、自由にリノベーションができる空き家などの要望もあり、住環境の選択の幅が広いことが分かります。このことを考慮し、住居を循環させるシステムづくりが必要ではないで

しょうか。

具体的に例を挙げますと、高齢層の村民が居住する家を住める空き家として提供し、独り住まいや高齢化した世帯は安価な賃貸住宅へ移行し、医療や看護サービスが受けられる体制を組むというような高齢者向けの賃貸住宅の取組もあると思います。実際、地域の住民説明会では、そのような要望も住民の方から出ていました。

年齢を重ね、独り住まいや高齢者だけの住宅に不安を持つ村民に対し、全面的にサポートできる環境をどうつくるか。これは、若年世帯への住環境を整える事業と同時に進行すべき取組だと考えます。若年層の住環境を整えることが福祉につながる、全ての事業で取組が循環していくようなシステムづくりに関し、お考えを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、私から、羽多野議員ご質問の若年世帯の住環境整備と拡充についてお答えをいたします。

まず初めに、旧おひさま保育園跡地への村営住宅建設計画中止についてでございます。

先ほど議員がおっしゃられましたとおり、令和3年9月定例会におきまして附帯決議がなされております。それを受けまして、村有地でもあり、事業費が抑えられ、事業スケジュールの点でも早急に対応可能な旧おひさま保育園跡地への村営住宅建設事業につきましては、近隣の住民の方、地元の地区の方、要望のあった地区等へ、これまで事業説明を行ってきております。また、7月の議会全員協議会におきましても、議員の皆様へこれまでの説明会の状況報告と、あと、議員の皆様それぞれのご意見をお伺いしているところでございます。

この説明会を行ってくる中で、災害時の避難場所が必要である、財政的に不安である、村営住宅は必要ないのではないかなど、様々なご意見をいただきました。それに対し、村のほうでは、緊急避難場所の確保、財政のシミュレーション、村営住宅の必要性等、村の回答を取りまとめ、説明会開催地区へお配りをしております。その後、再度、本郷地区、下洗馬地区でアンケートを実施し、取りまとめたものを頂きましたが、それでもこれまでと同様に、避難場所、財政面等、反対のご意見が多いというような状況でございました。

そこで、これ以上説明会を進めても、ご理解いただくことは困難であり、新たな建設候補地の検討が必要と考えまして、11月25日、小野沢区長、西洗馬区長、本郷地区長、下洗馬地区長の皆さんにお集まりいただきましてご相談をする中で、今回の中止という判断に至った

ものでございます。

続きまして、今後の方向性についてでございますけれども、村営住宅建設につきましては、これまで実施してきました説明会だけでなく、窓口や電話、移住相談会など、様々なところでお問合せや要望がございます。これは、村外からの移住だけでなく、やはり村民の皆様からも寄せられているような状況でございます。

ただ、若い方を対象とした説明会というのは、コロナの状況もありまして、実施はできておりません。議員実施のアンケート結果も参考にさせていただきたいと思っております。

現在、若者向け賃貸住宅の整備は、非常に朝日村は後れているという状況でございます。急務となっておりますので、まずは子育て世帯の住環境整備のため、新たな建設候補地を検討し、進めてまいりたいと思っております。

また、空き家ですとか、高齢者向けの賃貸住宅についてのご意見についてでございますけれども、村内の空き家は、かなり改修しなければ活用が難しいというような状態の物件がほとんどでございます。また、個人所有の財産でございますので、空き家の状況ですとか空き家所有者の方の意向、また高齢者の方々の要望等を踏まえ、今後検討してまいりたいと思っております。

住環境以外の対応につきましては、総合計画を推進する中で、現在実施している事業のほかに何ができるか、今後も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 中止に至るまでの経緯をしっかりとご説明いただくという機会が、この一般質問の場で実現できたことによって、私は理解を深めることができました。

私は、村の事業を担う行政に対し、もっと伸び伸びと楽しく取り組んでいただきたいと思います。私たち議会は、行政のチェック機能という役割を担っていますから、しっかりとジャッジさせていただきます。

内容が分かって、必要な金額が分かって、計画を示していただくという上で、事業が村民のために正しいものかどうか審議していくことが、私たち議会の務めであると考えます。ですから、ちょっとしたほころびを気にして、委縮した状態で業務に当たられているようでは、よい村づくりはできないと思います。今回のことも、しっかりとのお考えがあるならば、

堂々と方向性も含め、議会のほうに説明していただきたかったと思います。こうしたやり取りによって、活気ある村づくりにつながるのではないかと私は考えます。

さて、②番、③番、④番に関してお聞きしたいことがございます。

賃貸住宅候補地の獲得について、これからすっきり1年遅れるということになるんですけども、取得に係る時間、費用、そういったところも詳しく計画があるのかどうか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 私のほうから、今後の進捗についてでございますけれども、今現在、用地取得等、実際に確定しているものではございません。ですが、村有地での建設が中止となった以上、用地の取得をしていかなければなりません、用地の取得の費用につきましては、その土地の地目、農地であるのか宅地であるのかによりまして、金額も手続も違ってまいりますので、どのくらいの時間がかかるかは不明でございます。

ただ、やはり農地でございますと、金額的には宅地に比べて安価でできるかとは思いますが、ただ、農地の場合には農地の転用等の手続がかかりますので、今後、どの候補地になるかによっても時間も変わってくるかと思っております。

ただ、用地取得につきましては、国の補助金が対象外となっておりますので、国の補助事業の手続を踏まずに進めることも可能だとは思っております。早急に候補地のほうの検討をこれから進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 分かりました。

やはり、この1年というのはとても大きいと思うんです。確実に、若い子育て世帯のご家庭が朝日村から出ていったという現実の問題、私も耳にしておりますので、そういったことがこれからはないように、できるだけ歯止めをかけるような形で取組をしていただくということです。それをやはり可視化していただいて、見える形で、どういう計画でどういうふうに進むんだということをしてできるだけ早く示していただきたいと思っております。

それから、優良賃貸住宅建設の際に質問として非常に多かった旭ヶ丘の低所得者向け住宅に関してです。

この件につきましても、村民の方々から、特に地元住民の皆様から、正しく理解されていないという印象が私にはありました。現在、改修工事が始まっております。公示後に予定されている利用は具体的にどのようなものになっていくのか、もう一度ご説明いただければと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今、羽多野議員のご質問ですが、すみません、村民の方たちにちょっと理解が不足していると思うんですけども、今改修しているものにつきましても、現在住んでいる方たちがそのまま住んでいただくような形になります。

ただし、昭和56年、昭和60年というものに建てられた古い住宅については、賃貸の賃貸料、料金に係る金額の係数が、今度、令和4年、5年、6年と徐々に建てていきますけれども、係数がかなり高くなります。それは、低所得の方たちにはそんなに影響ないです。低所得の方から、今、徐々に上の方たちが何人か、今私たちのお願いしている所得より上の方たちは、当然今度は賃料が高くなっていきます。そうすると、ちょっとここには住めないという方たちも出てくるかもしれないものですから、そういうところには、今度空きが出ましたら、そういう低所得の方たちに住んでいただきたいという考えもありますので、すみません、ちょっとそういうお金の面だったり、簡単には借りられないというようなところの周知が、ちょっとまだ足りないかもしれないですけども、今後周知していきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 大池課長がご説明いただいたとおりに、そのとおりの住民の方のご意見です。その部分が分からないということでした。ですので、この件につきましては、しっかりと分かりやすく周知していただくということです。

それで、もう一つ確認なんですけれども、そうすると、空き物件になる可能性はあるんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 現在、住めるような状態になっていないところには入居をお断りしていて、今現在15軒ですかね。整備は14軒を計画していますけれども、そのところに

入り切れない、今度は木造のほうが松本側に何軒かあるんですが、そういうところの改修もちょっと考えていかなきゃいけないというところで、現在は、今住んでいる方たちが住んでいただくように、14軒を早急に整備をしたいと思いますので、そういうところで、また賃料が上がったりしますので、そういう方たちにはちょっと考えていただいて、そのまま継続で住んでいただくには全然問題ありませんが、ちょっと賃料を考慮して出ていくという方たちが出れば、空きが出ますので、募集をかけていきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 分かりました。

それから、旧おひさま保育園跡地です。建設計画が中止になりました。解体までに7年かかり、また中止になって、この先の利用が長い間かかるのかという村民からの意見があります。

説明会では、いろいろな提案、要望が住民から上がっていると思います。跡地利用として、大雨が降ったときに浸水する、その対策が必要という指摘もあります。また、安全な環境であることから、散歩コースの設置を望まれる声もあります。放置していた期間が長く、野生の動物たちが徘徊しているということも聞きます。

この場所が、また数年先まで利用計画が明らかにされないようでは、村民からいろいろなうわさが飛び交い、正しい理解のないまま放置されることになりますので、ご説明いただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の件ですけれども、私も困っております。何も今アイデアがありません。ですから、これから仕切り直しということになりますので、いろんなアイデアを募っていききたいと思います。何年かは草刈りをしなくちゃいけないと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 今後、いろいろと情報収集をしながら、村のほうでも考えながらということだと思いますが、その間、どういった方向になるのかということ、またきめ細やかに対応していただきながら、情報の周知活動ということもやっていただくということをし

て、村民の方があの土地どうなっているんだという不安にならないような、そういった取組をしていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、答弁を求めますか。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 草むらでぼうぼうしていると、みんな不安になると思いますので、そういった管理を数年はしっかりしていきたいと、取りあえず、今はそうしていきたいと思えます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） それでは、1問目の最後の質問をしたいと思えます。

今後の若年層の村民の方との関係づくり、意見の取り込み方法、収集、そういった関係づくりをどういうふうにやっていくのかというのは、これ私、アンケート調査をしたときに、非常に難しいと思えました。機会がなければ、接することって本当になんかと思えます。

なので、一つ一つ何か機会を見つけながら、例えばこの先、一番早いところで、来月予定されています二十歳のつどいですね。そういったところで、村内から出ていっている二十歳の学生さんたちも多いかと思うんですけども、そういった若い村民の人たちにこういった関わりを持つのかというところを、その思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。私の一番、この3年五、六か月で欠けている点は、そこの対話活動です。

状況はお分かりの中でのことでしたけれども、それで、議会の皆さんも村民の皆さんとの対話活動をこの頃スタートさせています。そして、村のほうも先月2回、村づくり懇談会ということで催しました。あれを定着化させていかなくちやいけないという声があって、そうしたいと思えます。

そのやり方として、私が公約にも挙げているんですが、年代別のそういったコミュニケーション、例えば20代、30代の方たちとの対話活動、また40代、50代の方たちとの対話活動、またそれ以上というような年代別の対話活動というのも、今後、研究的に企画をしてまいりたいと思えます。

この間の住宅問題に関しては、各常会で若い人は1人、2人、若いといっても30代、40代、40代の前半か30代の方でしたけれども、非常にその方たちは賛同してくれたんですけれども、住宅が必要ということをおね。やっぱりそれ以上の方たちは、1回自分でこうだと思ったことは、我々の説明を何回聞いても変わりませんでしたよね。

そういったことで、議会の附帯決議を受けて、あれだけ丁寧にやってきたんですが、またそれが少し裏目に出たように私は思っています。でも、住民の方たちのあれだけ意見を聞けたということは、それをよしとして、今回、方向づけをちょっと修正したいと思いますので、今後新しい候補地に決まった場合には、そういったことを手順を踏んでやっていきたいというふうに思っています。当然、議会の皆さんも含めてです。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

私、2月に補欠選挙で当選して、やってきましたけれども、自分としては若手世代の代表と思ってやってきています。しかし、年齢がもう50代に差しかかる、近々そうなりますので、それが私の年代が若手世代なのかどうかというと、ちょっと疑問に思うところもございます。ぜひ積極的に若い人たちの意見を聞いていただきたい。

私、今月の最初に、高校生のプレゼンテーション大会というのに出席してきました。本当に高校生、新しいアイデア、みずみずしい考えを持っています。ですから、20代、30代とおっしゃらず、高校生、中学生、そういう子供たちに対して、また意見収集、積極的なコミュニケーション、そういったことをやっていただきたいと思います。

以上で1問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） それでは、2問目、憩いステーション設置と交通、防犯環境の整備について。

9月定例会に残した3問目の質問です。

1問目で示した独自アンケートの自由回答で、子供が立ち寄る場所、公園のようなものが需要という内容が複数ありました。前回質問では、地域住民、特に高齢者のための憩いステ

ーションの整備の検討を挙げました。

アンケートの回答から考えますと、同時にこのことは、子供たちの見守りや若年層、子育て世帯の立ち寄り場所としての役割も十分に果たすのではないのでしょうか。多くの費用を使うことなく、既存の広場や空いているところへ簡単なパーゴラ付のベンチを設置し、日中長距離移動ができない高齢者に対し、憩いステーションとして活用していただく。子供たちの下校時刻の見守りを担ってもらうこともできる、また、若いお母さん同士が立ち寄り雑談ができる場所としても、一役買えるのではないかと考えます。

ただし、この取組に関しては、村としても簡単に着手できない理由も、私なりに調査し、理解しているつもりです。特に維持管理の問題ではないのでしょうか。

村内に幾つもの広場があり、地区で管理することになっていますが、人手不足などにより難しくなっています。結果、現時点では、縄文むら公園の整備をし、利用することを推進するというのが村のお考えかと思えます。しかし、気軽な立ち話、世間話をするために、村内のお年寄りが、わざわざデマンドタクシーを使って移動することはないと思います。ベビーカーで寝かしつけをするお母さんが、わざわざ車の昇降で赤ちゃんを起こすようなことをしてまで移動することはないと思います。

子育てでは通り過ぎてしまうと、そのときに感じている問題はなかったことになってしまいます。いつかの感情で公園があつたらいいなという思いを我慢してもらい、子供たちを大きくするのでは、自然豊かな朝日村で暮らす意味があるのでしょうか。通り過ぎた親たちは既に必要なくても、次の世代はまた必要になる。1問目でも質問いたしました。これが循環する村づくりになっていくのではないかと思います。

あちらを立てればこちらが立たないような、お答えしづらい質問かと思えます。何か方法があるような気がするのですが、ご検討いただけないのでしょうか。村内に数か所設置できるとなれば、この場所に防犯カメラを設置し、防犯環境を整えることもできるのではないのでしょうか。村としてのお考えを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今回の件ですけれども、羽多野議員も、自分で言うけれども考えてみればああだこうだ、まさしく私も同じです。それで、今度、今年度中に小野沢の旧役場跡地が、そういったことの公園になります。いわゆる緊急避難地という制度を使った、やっぱり避難

地公園なんですよ。そこにはバーゴラもベンチも置きますので、そういった活用状況を見ながら、まずはいきたいと思います。

それと、これからいろんな公園を整備していくというのは、ちょっとハードルが高いと思いますので、いろんな地区の要望、または、ああいったオレンジカフェみたいな人たちと話をする中で、もしかしたら各地の公会所、生活改善センター、ああいったところの軒先に座れるベンチを置くのが何かいいかなと、それでやってみて、どうかなというようなことを考えています。

ですから、さっきも議員おっしゃられたように、今、公園がもう要らないんでお返ししますというところが何か所か既にあります。ですから、そういったこともある中で、新たなそういうことを模索していくということであれば、グッドなアイデアかと思いますので、ぜひ検討させてください。まずは小野沢地区の状況を見ていきたいというふうに思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 私も、あの小野沢の防災公園は、今後、様々な朝日村のモデルケースになっていくと期待をしているところです。そういったところの利用状況だったり、環境なんかも今後考えながら、ぜひ村民が家の中から出たくなる環境づくり、そういったところを念頭に置いていただいて、気楽な会話ができる、そういった空気をつくっていただくということです。積極的に考えていっていただきたいと思いますので、どうかよろしく願います。

以上で、私の2問目の質問を終わりにいたしたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

ここで、休憩を取りたいと思います。

再開を2時40分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 高橋良二君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋良二議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

私は、2問だけ質問をいたします。

まず1問目、公民館館長について。

昨年の今頃だったと思いますが、公民館館長についてお尋ねしましたが、女性公民館長でもよいと伺っていますが、その後、人材は見つかったのでしょうか。次の館長、副館長まで3か月余りとなりましたが、人選は決まりましたか、お聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、高橋良二議員の公民館長についてお答えをさせていただきます。

公民館長の任期につきましては、ご承知のとおり今年度末までとなっております、現清沢公民館長も3期6年お勤めをいただいているところでございます。清沢館長のご意向もあられて、現館長は今限りとして、新たな方をお願いしたいと考えております。

そこで、教育委員会としましては、もとより小林村長、また現公民館長と相談をさせていただく中で、現在選考を行っているところでございます。したがって、現段階では決まっていないのが現状でございます。

公民館長をお願いするに当たり、お願いの仕方、その辺は慎重に行うことが必要であると考えておりますが、ただ時間も限られておりますので、ぜひ議員さん含め、関係の皆さんからもご協力いただく中で、早期に新正副公民館長をお願いさせていただきたいと考えております。

また、女性の任用につきましてはですが、選考に当たり、もとより男女の区別ない選考が必要であると捉えておりますので、現在も副公民館長は女性の荻野さん、副館長をやっていたいておりますので、今後もそういう形でやっていただける方をお願いをしていきたいとい

うことで考えておりますので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 忙しい中ではあるとは思いますが、一日も早く人材を見つけてほしいという願いをあれしまして、1問目の質問を終わりにします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2問目の質問ですけれども、議員定数について。

先月、富山県朝日町に行きました。人口1万1,000人くらいで、議員は10人です。効率よく議員活動をしていると思います。また、フューチャー・デザイン研修会では、信州大学経法学部教授の山沖義和先生が、朝日村も近い将来、議員定数を見直すときが来ると言っておられました。数人の村民の方からも、議員の数が多過ぎるのではないかとの意見を伺っています。

当村も人口が4,200人くらいです。まだまだ人口は減り続けるでしょう。来年すぐとはいかないまでも、近い将来、議員定数を見直したらどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの質問に対してお答えを申し上げます。

議員もいろいろ、多分この質問されるに当たって、いろいろお調べと思いますが、東筑でもばらつきがございます。そして、今ネットというものは便利で、調べると日本中の議員の、例えば町村でありましたら、人口と議員数がぱっと出てきます。そういったところで、今、私たちの村の人口規模でいえば、10人くらいが平均かと今は思います。

それで、今議員おっしゃるように、そういった議員の人数削減というのは、いろんなところでそういったテーマが出てきていると思うんですが、まずこれは、今のところは条例で決まっていますから、条例を変えるか変更しない限りは今のままですが、今後、議員定数を変

更していくという場面は2つ考えられると思います。

1つは、経費削減というようなことがもつともつと出てきたときに、村民からもつともつと大きな声が上がってくる場合、それと同様に、議員の皆様方の中からそういった声が出てくる場合、それともう一つは、乱暴な言い方ですが、首長が何人にしたいけれどもという提案があった場合で、その2つが考えられます。

ただ、どちらもメリット・デメリットがございまして、あえてここでは言いませんが、そういったものをよく加味して、これから議員の皆さんで、もしテーマとして挙げるなら、議論されたらいかがかと思います。

今までも朝日村も減らしてきたわけですけども、大体2つの委員会があって、それを決めていくには今の体制が必要であるというふうに、私は先輩議員から聞いた覚えがあります。ですから、そういったことをいろいろご議論していただいて、決めていったらいかがかというふうに思います。

歯切れが悪くてすみませんが、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） ただいま村長から答弁いただきましたけれども、もし仮に村長が一村民としての目線で見たら、今の定数はいかかなものかというふうに思いますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私は今のままで、当面いいと思います。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 分かりました。

村長から有意義な答えをいただきましたんで、これで2問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、2問質問をさせていただきます。

1点目ですが、西洗馬原工業団地企業誘致事業についてでございます。

原新田下原地区の経緯としましては、平成7年にホクエツ朝日工場建設、平成15年に東京堂朝日村流通センターが建設され、平成18年2月、西洗馬下原地区地権者の方々から、新たな土地利用として工業団地利用を求める要望書が提出されました。

村は、翌3月に国土利用計画の変更を行い、工業用地として位置づけ、同年7月から原新田工業団地公開公募に着手いたしました。しかし、関東農政局より国営中信平農業水利事業の受益地であるため、既存企業の拡張のみで、新規企業進出を認められないこととなってしまうしました。

そして、時が経過し、平成27年3月に国営中信平二期農業水利事業が完工したため、村は平成29年に第4次国土利用計画を策定し、再度、工業用地としての位置づけを明確化してきた経緯がございます。

そして、令和5年3月、来年3月に、国営中信平二期水利事業完工から8年を経過することから、農地転用の規制要件から外れることとなります。したがって、村は、令和5年4月に農地転用申請が可能となることから、今年度、令和4年度企業誘致として、工業用地造成について検討を進めてまいりました。

つきましては、その検討内容と今後の展開の考え方について、幾つか質問をさせていただきます。

1つ目、今年の1月に地権者46人を対象に、所有土地の現状と今後の土地の利用についての意向調査を実施しておりますが、その地権者の皆様のご意向はいかがだったのか、お伺いをいたします。

2つ目ですが、西洗馬工業団地は、東電・中電の高架線、松塩水道本管、西洗馬原の雨水が集まる排水路等が縦横断している場所のために、これらのインフラを残したまま、一帯を造成することが困難との課題がある。それについて、どのような対応を考えておられるのか。

3番目、民間企業主導の造成を考えていましたが、前項のごとく造成に困難な場所であるため、村主導の造成を検討中とのことでありますが、具体的な方向は示されておられるのか。

4つ目ですが、高架線の下でも工場建物建築は可能なかどうか。現在、民間企業2社ほどの継続協議中との話も伺いますが、どの程度まで話が進んでいるのか。前向きな結論に至らない課題は何なのか。

5つ目は、最後に、今後の進め方についてお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、清沢議員ご質問の西洗馬原工業団地誘致事業についてお答えをいたします。

まず初めに、今年1月実施の地権者意向調査の結果についてでございますが、地権者46名の方へ資料を送付し、ご回答いただいたのは40名でございます。その意向につきましては、現状のまま農地として利用したいという方が4名、現状のまま農地として貸したいという方が1名、工業団地の用地として利用してほしいという方が29名、その他4名となっております。

次に、高架線、水道本管、排水路等のインフラがあり、造成が困難という課題への対応についてでございますが、移設が困難な状況でございますので、現在の状況に合わせた配置での計画を進めていくこととなります。

次に、民間企業主導の造成が困難な状況下、村主導による造成の検討についてでございますが、まだ具体的な方向性は出ておりません。民間企業主導を考えておりますが、今後の状況によっては、村あるいは土地開発公社等による造成も考えられるということでございまして、決定には至っていない状況でございます。

次に、高架線の下でも建物建築は可能であるかという件につきましては、建物建築はできませんが、例えば駐車場等での利用は可能でございます。

民間企業2社との協議の進捗状況につきましては、まず1社につきましては、造成後に入る企業を募るといった計画となっておりますので、入る企業の見込みがなければ、課題が多い状況の中、社内の稟議が通らない可能性が高いということで、課題解決及び企業の意向を探っているような状況でございます。

また、もう一社につきましては、高架線などの課題があっても、駐車場等での活用は考えられるということでございますが、長期的構想で工場移転を計画しているということでございまして、社内・社外の関係部署との調整が必要であり、まだ決定に至っていないという状況でございます。

最後に、今後の進め方についてでございますが、まずは意向調査への回答をまだいただいていない地権者の方、また、農地として利用したい、貸したい、その他のご意見をいただいております地権者の方へ、再度意向調査を実施し、確認した上で、引き続き企業との協議を進めてまいります。また、状況によりましては、別の企業募集の検討も必要になるかと思われます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今の回答の、地権者の皆さん40名ですから、ほとんど回答いただいたというようなことではあると思いますが、先ほど、今後の進め方の中で、さらに6名の方の意向も検討していきたい、確認していきたいということですので、それは継続していただきたいと思いますが、ほとんどがやっぱり、当時地権者から要望書が出ているわけですから、その最終確認だというふうに、今回のアンケート調査は行われたと思うんですけども、29名、半数以上の方が、やっぱり当時の予定どおり、工場用地としてぜひ進めてほしいと、こういうことなんです、もうちょっと地元の人とよく、ほかに4名のうちで使いたい、1人は貸したい、こういうようなご意向がありますけれども、ほとんど多くの方が工場用地として当時も希望されて、要望書を出しているということがありますので、さらに地元との議論、コミュニケーションを深めてもらって、方向性をきちっと出してやる、そういうことについては、ぜひお願いしたいと思います。

先ほどからちょっとお聞きしている高架線の下建物の構築なんですけど、今もご回答いただきましたけれども、建物建築は困難だということになれば、逆に一番危ない場所というか、あの造成のほぼ全体に高架線があったり、先ほど言っているように松塩水道があったり、いろんな排水路があったり、トータルしていくと、非常に工業用地として適していないんじゃないのかという判断にもなるんですけども、その辺は工業用地として、これからも維持・継続して誘致活動に適した場所かどうかということに対して、どのように今、村はお考えに

なっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 現在、工業団地の用地として検討している中で、企業のほうからは、やはり朝日村の中でアクセスがよいということで、土地としては魅力であるということでございます。

また、農地ですので、取得の費用も抑えられるということで、やはり朝日村で用地を獲得していくには、取得の費用が抑えられるということが魅力の一つであると考えております。

また、インターにも近いということで、優良農地を潰すことは非常に困難ではあるかと思っておりますけれども、西洗馬の工業団地予定地につきましては、なかなか耕作がしにくい場所とも聞いておりますので、村では引き続き候補地として考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 村で引き続き、あそこを工業用地として考えるかということ、ちょっと補足します。

あの土地は、非常に石が多くて石間で、田んぼ以外には適さないそうです。いわゆる大きく構造改善をして、そして野菜を作るということになると、本当にちょっと、あまりよろしくない土地、そういうことを聞いていますので、引き続き、もし工業団地化ができればいい場所かなというふうに思っています。ですから、継続して可能性を探っていくということかと思ひます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 今、回答いただきましたけれども、引き続き工業用地として検討を進めていきたい、農地には適さない場所だということなんですが、企業の進出から考えると、私自身もそういう仕事をしていましたんで、適地をどこに求めるか。そういう中でいくと、今お話にあったように、高架線下とかいろんな場所的な問題からすれば、建物が建ちにくいという方向が出ているんですけれども、長年ずっとそれは、もう昭和の後期のあたりからですかね、工業団地にしようというような方向で進めてきている。いまだにまだ工業用地で、継続を本当にしていくのがベターかどうかというところ、どうしても、まだ疑問が出てきち

やうんですね。

地元の人たちの説明も、難しいけれどもやろうという話で、ずっと継続してきているんですが、本当に企業が来てくれるかどうかというのを一番心配するんですね。今、2社引き合いがありますけれども、継続協議中だという話があって、意向がまだまだ確認できていない、あるいはもう一社は、長期的にもうちょっと検討したい、こんなような話を伺っているんですけども、建物が建てられないという高架線の下、じゃ、それ以外のところに建てて、その下は駐車場という、レイアウト設計が非常に難しいんじゃないかと、工業、出資側の立場から考えると、かなり難しい場所だなというふうに思いますが、それでもまだ、やっぱり継続して誘致事業に取り組むのか、その辺はいかがなものでしょう。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今おっしゃるとおりです。

それで、2つ話があります。

一つは、今まであそこを工業団地化ということできたんだけど、ずっと活動はしてきませんでした、誘致活動。ですから、このほんの、いよいよ縛りが切れるのが見えてきた去年あたりから積極的に、我々も活動を始めたということでもありますので、ちょっとブランクというのがあったということは一つ理解してください。ですから、これから今、今は2社と、そういう継続協議をしているということです。

それと、もう一つは、先ほども課長のほうで答えたように、非常に土地としては、朝日村は安いんです。ですから、そういうメリットと、今の中でのレイアウトを見た場合に活用可能であるかという観点で、両社とも検討しておりますので、全て分かった上で検討しているということでご理解をいただけたらというふうに思います。

当初、ああいった排水路管だとか水道を移設したらどうかなんていうことも考えたんですが、それは当然、経費がめちゃめちゃかかりますんで、それは今のまま活用できる方法、そういうことだと思います。

これもすぐに、じゃ今年、来年、再来年中にやらなきゃいけないというような話でもありませんので、これはちょっと長期戦でいくことかなというふうに思っています。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 非常に難しい土地で、長期戦で考えたいというご回答なんですが、結

構長期でやってきているんですよね、本来ね。

縛りが来年4月になくなりますから、5月以降に転用できる、やっとそれが見えたから、今年の1月にアンケートといたしますか、所有者と議論して、意向が確認できてきた。それがほぼ1年なんですよ。

今年の事業の計画の中では、今年1年かけて方向性をしっかり検討していきたい、どういうふうな方向で、どう企業誘致活動を進めるかということを検討してきているんですけども、今その状況内容を伺っても、まだ長期でやっていくしか、取りあえず課題が多過ぎて、なかなか難しいねという回答ですから、私が一番懸念するのは、本当にあそこ、企業誘致で今後、事業活動をきちっと展開していくメリットのある場所なのかどうか。その辺は、ある程度早めに意向というか確認を、方向性を出して、別の何か転用でできないのかとか、そういうことも今年の中で検討してきているのかなというの、ほのかな期待を持って伺ったんですけども、一向にというか、今までどおりの考え方だということなんですけど、本当にそれ、工業用地に適していて、1回営業活動やったら、どんどん集まってくるというのが一番いいんですけども、なかなか難しいという場所を工業用地としてまだ事業化して、一生懸命時間かけて取り組む、その時間のほうがもったいないのかなというふうに思います。

だから、早いうちに方向性、例えばあれ全体じゃなくても、一部の場所は工業用地に適しているかもしれない。だけれども、ほかのところはもっと違う使い方があるんじゃないか。例えば一つの事例でいいますと、前から一般質問していますが、村の公営墓地、こういった考え方もあるのではないか、例えばの話ですよ、これは。

そういうことをある程度出していかないと、地権者にも、1年たちますから、説明もしていかなきゃいけない、方向性もちゃんと示していかなきゃいけない。それから、来年4月以降は農地転用が図れますから、具体的な活動に入らなきゃいけない。そういう日程が迫ってきている中では、やっぱりきちっと方向性を少し明確に出して、地元の人たちにも、また私たちにも説明をいただきたいと、そういうふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 焦らずお願いします。大半の方が、工業用地として手放したいとおっしゃっているわけですから、それはそれを尊重して、我々はそういった基本方針で進めていくということかと思えます。

それで、いろいろなアイデアを出しました。あそこで、新規就農者の一大エリアとして、

建物を建てて、農地を用意して、そんなことをやったらどうかだとか、または、あそこの企業さんと相談をして、全部ブドウ畑にして、あそこをそういったことにしたらどうかとか、いろんなことを考えてきましたけれども、それは帯に短したすきに長し、そんなことでアイデアで終わっております。

ですから、より具体的な方策として、今企業が2社接触をしてきておりますので、少しそれを長く見ていきたいというふうに思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。

長年の大きな課題で、非常に方向転換はなかなか難しいというふうには思いますけれども、そうはいつでも来年、用地転用ができます。それから、予算の今時期です。そういう時期になってきていますから、早めに方向性を確定、どちらの方向でどういうふうにするかというのを、さっき、非常にハードル高い、課題が多いというお話を聞いていますけれども、そうはいつでも、早めにそういう方向性を打ち出していく。

経過は、さっき私、言いましたけれども、ずっと何年も前からそういう経過をたどってきている、こういうこともあるわけですから、地権者の皆さんにも早めに方向性を出してやる。それから、あそこの利用について、企業誘致だけなのかどうなのか、そういったことについても精力的にちょっと検討いただいて、ぜひ方向性をはっきり出して、地元説明会、村民への説明、こういった形をぜひお願いしたいということをお願いをさせていただいて、期待をさせていただいて、1問目は終了したいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

マイナンバーカード普及促進事業についてでございます。

本年度末までに、日本政府は全ての国民にマイナンバーカード普及を目指して、PRに躍起になっているところであります。しかし、11月27日時点では60.1%にとどまっているとのことであります。

村長の議会定例会初日の議案提案説明の中にもありましたが、朝日村の交付率は55.8%、

全国平均を下回っているため、今後も申請促進のため、ワクチン接種会場や各種イベント会場、それから個人宅まで出張して、申請のお手伝いをしていきますとの説明がございました。

普及促進期間終了が差し迫ってきていることから、最近、新聞等のマスコミの紙面にも、各自治体での普及促進の追い込みの動きや、マイナカード取得による個人情報流出への懸念や、マイナカードの利便性が見えないといった記事が頻繁に掲載されております。全国的にも非常に話題を醸しているところでございます。

そんな中、日々マイナカード普及促進活動にご苦勞いただいております村の担当部署の皆さん及び関係の方々のご苦勞に対しては、改めて敬意を表するところであります。

つきましては、当村のマイナンバーカード普及促進事業の展開において、幾つか質問をさせていただきます。

1つ目は、村は政府のマイナポイント付与制度に村独自のクオカード500円を付与して、申請促進活動を展開してきましたが、現状でも55.8%。今後の見通しとして、何%までを目標としていくのか、いつまで展開していくのか、あくまでも100%を目指すのか、その辺についてお考えを伺います。

2つ目ですが、国は来年度から、普及率に応じて、国が自治体に配る地方交付税の算定に差をつけるとの方針が示されております。これ、確実に実施されるのか。もう既に来年度予算の策定の時期に入っていますから、この方向性がしっかり示されていてもいい時期だというふうに思っています。それが本当に確実に実施されるのか。

各町村の財源の多くは、地方交付税で成り立っていると思います。その地方交付税が削減されるとなると、当村のように小規模自治体においては、死活問題ともなりかねません。

また、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナ保険証に切り替える方針であるとのことですが、全国全ての医療機関でシステム対応が整備可能になるのか、それとも現行保険証併用となるのか。マイナ保険証の活用に当たっては、医療機関からも反対の声が上がっているとも伺っております。

いずれも、県の町村会あるいは全国町村会等において、国へ働きかけをすべきと考えますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

3つ目は、マイナカード申請だけの内容じゃなくて、村民の皆さんへの普及活動について、マイナポイント制度やマイナポイント第2弾の制度など、こういったものが回覧板とか放送を通じて流されておりますが、村民の皆さんの声を聞くと、制度が複雑過ぎて、私を含めてそうですが、高齢者の方々は、キャッシュレス決済サービスでチャージ云々といっても、な

なかなか理解ができない、そういった方が多いと思います。そのことが普及率の伸び悩みに影響しているのではないかと考えます。

高齢者の方々のご自宅訪問や、ワクチン接種会場でマイナカード未取得者、こういった方々へ直接接触して、取得促進の説明をされていると思いますが、こういったマイナポイント制度への理解、こういったものについては、対象者の皆さんの認知度はどんなものなのか、その辺も伺いたいなど。

以上3点、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、清沢議員のマイナンバーカード普及促進事業について、私のほうからご質問にお答えいたします。

初めに、議員の皆様には、マイナンバーカードの普及促進へのご協力、カードの取得いただきまして感謝申し上げます。住民福祉課からは、質問の①と②のマイナ保険証、3番についてお答えさせていただきます。

清沢議員1つ目の質問でございますが、今後の見込みとして、目標を何%としているのかというところでございます。

村といたしましては、100%を実際目指すものの、村では取り組み切れないところも実際感じております。各自治体の交付率が示される中、当村でも平均値を意識しつつ、普及促進に取り組んでいるところでございます。

マイナポイント付与の期間にも期限がありますので、現在、強化期間としまして、12月18日までの間、土日に行われておりますワクチン接種会場にて出張申請を行っております。11月中旬より取組を始め、多いときには30人以上の方より申請をいただいております。

いつまで展開して、100%になるまで取り組むのかのご質問もございますが、普及促進につきましては、国の施策により取り組むこととなります。村としては、交付率にかかわらず、マイナンバーカードの窓口として、現在の窓口申請、出張申請、訪問申請を維持していくこととなると捉えております。窓口として住民の皆様から申請を受けつつ、村としてできないところや課題は、県や国へ働きかけていきたいと存じます。

2つ目の質問でございますが、マイナ保険証の切替えによる医療機関での整備が可能なのか、現行の保険証と併用となるかという点についてお答えします。

議員おっしゃいますとおり、マイナンバーカードと保険証の令和6年秋の完全一体化を目指しまして、国は現在整備が行われております。医療機関におきましては、オンラインの資格確認のシステム導入が進んでおるところでございますが、10月時点の厚生労働省の資料によりますと、運用開始をされた施設は32.4%となっております。

県内においても、既に導入が完了し、運用が開始されている医療機関がございます。国では保険証の原則廃止を目指しており、全ての医療機関・薬局等においてオンラインの資格確認が行えるよう、取組が行われているところがございます。

マイナンバーカードの健康保険証の利用の登録数でございますが、厚生労働省の資料では、カード交付枚数に対する割合で約43%となっております。村におきましては、引き続きマイナ保険証についての周知と、マイナンバーカードとのひもづけのサポートも行ってまいります。

3つ目の質問でありますマイナポイント制度の認知度でございますが、ワクチン接種会場では、主に申請についてお声かけをさせていただいております。ですので、認知度については、実際のところ分かりません。

会場では、マイナポイントの取得方法や、保険証として使えるようにしたいといったお声は、実際伺うことがございます。その場では、チラシを配付する、取得について役場窓口を案内する程度となっておりますが、取得についての案内の工夫やサポートの必要性は実感しております。

マイナポイントの取得につきましては、企画財政課が中心となってサポートを行っております。ポイントの付与できる期間が決まっておりますので、連携し、取得についての案内の工夫やサポートを実施していきたいと存じます。

以上となります。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 私からは、清沢議員ご質問2つ目の普通交付税算定において、マイナンバーカード普及率の反映が確実に実施されるのかという件についてお答えいたします。

この件につきましては、現在国で検討している段階でございますが、算定への反映が確実に実施されるかは不透明でございます。本年6月に閣議決定されましたデジタル田園都市国家構想基本方針の中で、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大としまして、マイナン

バーカード普及状況も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討すると明記されておりまして、当時の総務大臣が記者団に対しまして、カードの普及が進んだ自治体においては、カードを利活用した行政サービスを含む地域のデジタル化に係る取組が他の自治体に比べまして、より一層展開されるものと考えられ、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映する指標としての観点から検討していくものであると述べております。

具体的な内容につきましては、現時点で国から示されたものはなく、現在国が行っている令和5年度地方財政計画の策定及び予算編成の段階において、制度設計が検討されているものと思われまます。ですので、削減といった形ではなく、カードが普及することによって、サービスを展開していく上での財政需要に応えるものとして、算定を検討していることだと思われまます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

[3番 清沢正毅君登壇]

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

あくまでも100%は非常に難しい、これも確かに分かります。いつまでというのは、12月中をめどにやりたいということなんですが、ちょっと心配なのは、新聞紙上でもいろいろ言われていますけれども、やっぱり情報の流出だとか、セキュリティーの問題だとか、ナンバー管理されたくないという人たちが結構いるんですね。だから、拒否する権利もありますよという人もいます。

こういう人たちは、やむを得ずマイナンバーカードを持たないとなると、今度は医療制度のほうの保険証に切替えというんだったら、ほとんどの人は持たなきゃいけないはずなんですよね。こういうギャップについて、どういうふうに政府は考えていこうとしているのか。この辺というのは、地方自治体の行政で何か、そういう方向性について政府の見解が何かあるかないかとか、そういう情報というのはつかんでいらっしゃいますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長（小林弘幸君） 今のところ、そういうことは何も聞いておりません。

今おっしゃられるように、絶対嫌だという人は絶対います。ですから、それはやっぱり国民の声を聞いて、政府は何らかのもう一つの方策を、多分継続して保険証も使える期間を延

ばすとか、そういうことになってくるかと思います。

それと、もう一つ、先ほどの（２）のほうで、地方交付税が今回のそういった数値で、単刀直入に言うと減額されるとか、そういったことに関してのことですけれども、今のところ、そういったことはあり得ないと思っています。万が一そういうことになれば、当然ここにも質問でも書いてありますが、各、我々のような自治体は、みんなで歩調を合わせて、国へ反対活動していくということになるかと思います。

ただ、今、県のほうからの指導が一つ入っております、国の取得率の平均を下回る自治体には、県のほうから、みんな頑張ってくれという指導が来ております。ですから、そういった意味で、何とか朝日村も、当初は国よりも抜きん出てよかったんですが、今は国に追い越されちゃいましたんで、もうちょっと頑張る、もうちょっと頑張るということかと思えます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。

地方交付税については、まだ100%決まっているわけじゃないし、いろいろ考え方あるということです、それが現実になるとすれば、やっぱり町村、各自治体で声を上げていく必要性は十分あると思いますから、ぜひそこに期待したいと思いますが。

実務的なことをちょっと伺いますけれども、ある情報では、マイナンバーカード申請してから2か月ぐらいたたないと物が入ってこないというような情報も、ちょっと新聞紙上で出ていました。新聞紙上というのは、ついこの間、申請してから2か月かかりますと、安曇野ではそう言っているんですが、当村ではすぐ手に入るのか。

12月中まで全部申請を受け付けるんですが、これまたマイナポイントのせいと言っちゃいけないんですけれども、それは2月まで続くようなことも言っていますが、それにカードが間に合わない、カードが手に入らないと、マイナポイントも手に入らないんですよね、あれたしかね。

そういうことについての納期については、どういうふうになっているのか。いわゆる2か月かからなきゃ手に入らないのか、そのちょっと実務的な部分だけ教えていただきたい。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、マイナンバーカードの申請してから、どのくらい

たったらお手元に届くかというところですけども、今、村としては、約3週間くらいというご案内をさせていただいております。申請時にご了解いただいた方には、こちらから書留で送る方法と、スマホとかで申請していただいた方には、村のほうで役場に来て交付するということになっていますので、ご案内はさせていただいております。今のところ、3週間というご案内を皆さんには、申請された時点でさせていただいているというのが現状でございます。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

時間もありませんので、まとめたいと思うんですけども、マイナンバーカードの利便性ということについては、非常によく理解はしているつもりです。国が前にも、あめとむちとか、あめはマイナポイントで誘って、むちは地方交付税みたいなどころでお尻をたたいている、何かこんなことで、国があまりにも、ここ最近、拙速に進めているんじゃないかというふうに自分は感じるんですね。

要は、利便性が分かれば誰だって申請してくるはず、その利便性のメリット性をもっと国はしっかりと説明してやる。そういうことが今度、出先として、自治体もそういうことになってくるとのことだと思うんですね。不足するんなら、やっぱり国にそういうのは働きかけて、国はもっといろいろな資料を作って、メリット性だとかそういうものをアピールして、理解してもらおう努力をもっとすべきじゃないかというふうに考えるんですね。

あまりにも期間を設定して、さっき言うように、あめとむちを出して一生懸命やっている。それよりは、一番メリットあるというふうに思うのは、先ほどから言っている健康保険証だと思うんですね。保険証にみんな切り替えて、それが全て医療機関で使える、そういうメリット性というのがあるのであれば、それを推奨しながら100%を目指しやあいいことであって、そういったところが意外と説明不足であるというのと、もう一つは、先ほど拒否する人たち、どうするかということなんですけれども、そういう人たちにも、しっかりメリットだとか利便性だとか、そういうようなことを説明してやって理解を得るような、こういった努力を時間をかけながらやればいいんじゃないかと。

確かに国のDX計画だとか、いろんなこともあって、早め早めということもありますけれども、一番はそういう説明をしっかりして、理解を得て、マイナンバーカードの申請に関心

を持ってもらう、これが一番だと思いますね。ということを感じているものですから、100%じゃなくても、いわゆるマイナンバー制度の利便性が理解できる、まずは国民に正しく理解してもらうことを大前提として、国のほうでもっときちっと丁寧な説明をしてもらう。こういったことに対して、ぜひ地方自治体としても働きかけをしてほしいなど、理解を深めていただくことに努めていただきたいなというふうに思います。

あまりにも、ちょっと拙速かなと、これは私だけの感じかもしれませんが、そんなふうに思います。そんなところをぜひ行政としてもお考えいただいて、これからの普及促進活動に展開していただければと、そんなふうに思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高橋 廣 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

まず、第1問目であります。

コミュニティスクールの現状と今後についてであります。

コミュニティスクールは、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合って、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みです。

近年、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しております。核家族化やひとり親世帯が増え、家族形態が変化してきています。そんな多様化する生活様式の変化の中で、地域社会のつながりや支え合いは希薄になり、地域コミュニティの崩壊につながっていると思います。

コロナ禍でもあり、種々の行事等が計画どおりには進んでいないのは承知をしていますが、当村のコミュニティスクールの現状はどうか、以下の点でお聞きをいたします。

学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は何か。

2 番目、地域住民の支援は十分か。

3 番目、コミュニティスクールの今後の課題は何か。

以上、お答えをいただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、高橋廣美議員のご質問、コミュニティスクールの現状と今後についてお答えをいたします。

まず、1 番目のご質問でありますコーディネーターの役割についてでございますが、朝日小学校でこの4月に発足した国型コミュニティスクールという制度は、学校を核とした地域づくりを目指しているというものであります。

これまでは、学校支援ボランティアが、ある意味で学校の要請に従って、学校の教育活動の応援、支援、お手伝いをするというものでありましたが、これから目指そうとするコミュニティスクールは、そうした学校支援から、連携・協働という学校や子供たちの成長を活動の軸として、学校や地域双方が育ち合う村をつくっていきたい、そう考えるものであります。

そうした活動には、おのずと、学校の教育ニーズと地域の教育力の発掘という両方の立場をうまく融合させていくポジションが必要になります。それがコーディネーターという立場の役割であります。ですから、コーディネーターの仕事は、コミュニティスクールの中核となる学校運営協議会の運営管理をはじめ、学校支援の計画・立案に始まり、学校の先生方と地域住民や各団体・諸機関との連絡調整、また、ボランティアの確保などの役割がございます。

次に、2 番目の地域住民の支援は十分かという点についてお答えします。

10月末現在、朝日小学校の学校支援ボランティアに登録されている方は32名でございます。名称を、あさひっこわくわくサポート隊と呼びますが、この皆さんが朝日小学校に入って、様々な教育活動の支援に当たっていただいております。今年の実例を挙げますと、読み聞かせ、学習ボランティア、遠足の付添い、クラブ活動支援などに入っております。

現在も学習ボランティアを募集しておりまして、学習ボランティアや登下校の見守り活動をしていただける方を募集しており、10名を超える地域の皆さんに手を挙げていただきました。この中の議員の皆さんの中にも希望をされる方がおいでになり、とてもありがたく思っ

ているところであります。

支援は十分かというご質問であります。このコミュニティスクールの願う姿に照らし合わせると、まだ途上という段階にあると考えております。学校に地域の皆さんが支援に入ると同時に、学校が地域に出て学習したり、地域の活動に参加したり、お手伝いをしたりする双方向の関わりが、もっともっと活発に展開されるようになればいいと思っているところでございます。

しかしながら、いずれにしても発足1年目でもあり、このコロナ禍の中で2年間全くストップしていた活動が、今のコーディネーターである横山さんを中心に少しずつ転がり始めていることは、よかったというふうに捉えております。

最後に、3番目のコミュニティスクールの今後の課題についてお答えをします。

課題の最も大きなものは、やはりコロナであります。感染が広がると、接触や会話を控えることとなりますので、どうしても活動に制限をかけざるを得ない状況になり、先生方も村民の皆さんも不安があり、継続した支援ができないというのが現状であります。

今年は、全ての活動をストップするのではなく、できることから再開してきていますが、村内のコロナ感染の状況が不透明になった今、地域に出たり地域の方々と交流したりする計画を考えても、実際にやっていいのか、ちゅうちょする先生方も見られます。

ただ、ボランティアの皆さんは、積極的に協力していこうという思いが強く、声がかかるのを待っているとの力強い声もあり、コロナ感染対策を徹底しながら、先生方の意識をさらに高めていく必要性を感じているところであります。

私からは以上であります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

以前、教育長さんは、公民館活動の中で、新たな形で地域とのつながりを取り戻したいと言っておりました。今、学校の問題でコミュニティスクールを挙げていますが、地域との関わり、今まで公民館の各行事に、小・中学校の吹奏楽とか、それから朝日太鼓とか、言ってみれば、子供たちに大変お世話になって、盛り上げてもらったということでもあります。

今、学校のコーディネーターの先生が非常に重要な役割をしていると。地域のボランティアの皆さんを募り、学校の行事と併せながら活動している。

私は、この地域の皆さんとのコミュニケーションという部分で、一部、この前コーディネ

ーターの先生とお話をする中で、例を聞きましたが、小学校なりの一角で、地域のある団体、そう大きい団体ではない、その皆さんに定期的に来ていただいて、そこで、例えば音楽活動とか、いろんなことをしていただくと。その継続、これが非常に大事じゃないかと思うんですね。

というのは、なかなか学校、住民からしてみると、ある意味敷居が高いというふうに思うんですね。これを何とかすんなりと学校に入れる、そしてまた、もちろんそこで、ただそこで発表とかするんじゃないくて、子供たちとの交流も含める中で、違和感なく学校に溶け込むと。こういった形をぜひ今後、コーディネーターの先生とやっていけたらなど、こんなふうに思っています。

そんなことで、そういう機会がどんなふうにつくれるかですが、学校の皆さんと、また今のコーディネーターの先生と打合せをしながらですが、その辺の可能性というか、こんなふうにとこのような意見がありましたら、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ありがとうございます。

さらに、コミュニティスクールを地域と共に学校を発展させるというような形にしていくためにということで、今、いいアイデアをいただいたように思います。

私個人の考えも含めてでございますけれども、やはり今、学校のコミュニティスクールがどんな活動をしているのか、あるいはどんな支援、あるいはボランティアの方が、どんな子供との接触をしているのかということが、なかなか村民の皆さんに伝わっていかないという部分も、やっぱり見えてとれるかと思えます。そういったことを、やっぱり広報的な活動をもう少し充実させていくということが、私としては必要になるかなというふうに、1年間やってみて思います。

例えば今、子供たちがこんな活動で、ボランティアの人たちから、例えば九九を2年生が聞いてもらって、ボランティアの人がいいですよ丸をもらおうとかいうような学習ボランティアをしているとかいうことが、ああ、ああいうことをやっているんだなということが村民の皆さんに分かる。あるいは、ヤギを飼っているクラスがくぎの打ち方が分からない、あるいは、板を切るのこぎりの使い方が分からないというようなときに、ボランティアの方がお手伝いをする。いろんなそういった活動で、村民の皆さんに、こういったお手伝いをしてもらいたいと、教えてもらいたいというようなことが伝わっていくようなことができるといい

なというふうに思っております。

また、そういった地域の方を定期的に呼んで、ミニコンサートのことをしたらどうかという、今ご提案をいただきました。

実は、5月、6月ですかね、先進的な活動をしている学校に協議会の皆さんと出向いてまいりましたが、その学校で休み時間に、やはり地域の方の音楽をされている方のミニコンサートを開いておりました。そこに子供たちが自由に集まってきて、静かにそこでコンサートを、リコーダーとギターのハーモニー、演奏を聞いているという。そして、その時間が15分ぐらいあって、そして終わると、自然にまた教室へ戻っていく、そういう姿が見られました。

やはり、その学校は既にそういった文化が位置づいているというふうに感じましたけれども、そういった自然に村民の皆さんが入って、子供と接触して、子供と会話して、あるいは昔の遊びを教わったりとか、いろんなお茶飲み話をしたりとかいうことが自由にできれば、本当に素晴らしいことだなと私は思っております。

これが小学校だけじゃなくて、保育園、あるいはわくわく館も取り組んで、村民の皆さんがそういった子供の施設に入っていくというようなこともできたら、本当はやりたいというふうに思いますけれども、なかなかコロナという足かせがどうしても邪魔してしまうような状況もございまして、できれば早く終息して、本来の活動が展開できることを本当に願っているところであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 今、教育長さんが言われたように、まさにそういう部分が大事ななと思います。

もちろん学校には、専門的な教科を教える先生がいるわけですが、それはもちろん大事なことで、そのお手伝いとして、そしてその周辺に、いわゆるキャリア教育というんですかね、将来職業に就いたり、いろんな形で社会の中で、自分の役割とかそういったものを実現していく、そういう過程の中で、今の活動が、朝日村というところにまた帰ってきたいなというような、そういう生徒というか、子供たちの原風景はここにありというようなところを醸成するような、そんな教育、広い意味での教育ができるんじゃないかと、非常に期待をするところだと思います。

信州型とか文科型とかありますが、ぜひ朝日村型のコミュニティスクールをつくっていた

だいて、いい学校を中心にした地域コミュニティができればなというふうに期待をしております。

1問目の質問はこれで終わります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

観光関連施設の現状と今後について。

建設から30年以上経過している観光関連施設の中で、改築工事、耐震化等を踏まえて、快適な状態にすべきと考えますが、以下の2施設についてお聞きをいたします。

1つ目、緑のコロシウムについてであります。

9月に大博覧会というイベントがあり、村内外から多くの人々が来場され、特に出演者はこの施設を大変気に入って、今後ウィズコロナが続いていけば、絶対必要な施設だという評価がありました。

2番目、もくもく体験館についてであります。

現在、炭焼き窯は定期的に使われていますが、建屋も含めた有効な使い方ができないか。以前から問題になっている建物の中の土間とかキッチンのスペースですかね、その辺の改築が必要ではないかというふうに考えますが、以上、当局の見解をお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

観光関連施設の現状と今後についてでございます。

村では、令和2年度に観光ビジョンを策定いたしました。この観光ビジョンは、令和3年度から令和6年度までの計画となっております。その中で、観光施設の方向づけを検討していくこととしてございます。

まず、緑のコロシウムでございます。

計画では、ビジョンでは、指定管理者により管理を継続していく、ただし大型の投資は行いません。利用者数を増やし、施設を活性化させるイベントを定期的に行う予定ですが、活

活性化が困難な場合は廃止の方向を検討しますというふうにしてございます。

現在、緑のコロシアムは、指定管理者が管理運営し、本年度11月までの利用状況は、スポーツのホッケーが5日間で50人、太鼓の練習が2日間で20人、教育委員会によるイベントが1日20人ございまして、計8日間の延べ90人の利用でございます。

また、議員からお話ございました9月に行われました大博覧会では、約1,000人の方が来場され、イベント会場として活用されたのが利用実績でございます。

この状況を見ますと、決して活用が多い状況ではございません。今後も指定管理者、観光協会、村と連携を図り、野外音楽ホールとしての貸出しや吹奏楽部等の合宿所としての誘致、また、各種イベント施設としての周知を再度図ってまいる所存でございます。

また、施設については、現状におきまして、多額の経費を費やす改修は難しいと捉えてございます。ただし、経年劣化等による外壁や屋根の必要最低限の修繕等は必要と考えてございますので、財政計画等にも反映してございますので、ご理解を賜ればと思っております。

次に、もくもく体験館でございます。

現在、村と観光協会が連携し、管理運営を行っております。こちらのほうは、観光ビジョンにおきまして、利用者は少ないが、指定管理となっている他の観光レクリエーション施設との連携が図れるため、活用方法の再検討を進めます。ただし、活性化が困難な場合は、廃止の検討を進めますというふうに計画してございます。

本年度11月までの利用状況は、9件140人の利用がございました。その活動内容は、炭焼きの体験ではなく、施設を活用した交流会などに使用されているのが実態でございます。

また、観光協会では、この12月と来年2月に炭焼き体験会を企画してございまして、12月の体験には5名の方が参加しているという状況で、炭焼きの体験というところで、施設の活性化には取り組んで、イベントを開催したところでございます。指定管理者との連携によりまして、炭焼き体験ができる体験会の定期的な開催等、検討してございましたが、実施には至ってございません。

そこで、現時点におきまして、議員ご提案の建屋の有効活用、土間とキッチンスペースなどの新たな改築等については、村としては現状では検討していない状況でございます。

現在は、基本となる施設の設置目的である炭焼き体験ができる施設として、観光協会等と連携し、ニーズがあるのか、イベント等を開催し、把握している状況でございます。炭焼き体験の施設としてのニーズがなければ、廃止するのか、また施設の設置目的を改めるのか、

決めていくこととなると思います。

最終的にこの2つにつきましては、そうはいつでも、最低限使用において不便さがないように、またイメージが損なわれないように、しっかり管理運営はしていく所存でございます。そして、どうしてもここ数年の計画内の中で、状況を見まして、どうしても新たな方策が必要ということであれば、また議員の皆様ともご相談しながら、内容等を変える、または新たなものを変えていくということを検討したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

緑のコロシアムの、そんなに大改修でなくて、この前、大博覧会では、非常に不備があったということは、照明器具ですとか、それから、後ろのバックヤードというんですかね、あの辺の通路を含めた控室的な部分の改修、そんな程度でいいと思うんですよね。

あれは、耐震化というのはできてはいるんですけど。耐震化はどんな状況ですか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員の2問目のご質問にお答えいたします。

緑のコロシアムの耐震につきましては、十分、耐震にしなくても大丈夫でございますので、いいと思います。

今おっしゃっていただきました来年度の財政計画の中には、基本的には、やはり施設として維持していくということが、村の管理の適正な管理ができていなかったというのは、私どもも分かりましたので、そういった照明だとか、本当に指定管理者に行ってほしいという前に既に破損等が生じていたという部分につきましては、村の管理不足であったということも認識してございますので、そういった部分については、村のほうでしっかりやらなきゃいけないということで、予算化も考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

もくもく体験館も、炭焼き炉がしっかり使われていれば、十分あそこの機能を果たしているかなというふうには思います。

それから、ちょっと関連という形になるんですが、もくもく体験館と緑の体験館がありますよね。その上に遊歩道的なものがありますね。かつては作業道でしたかね。ある村民の声を聞くところ、あそこを一带として遊歩道ということは、道路だけでなく、少し見通しがいいように、緩衝帯的な、木を切るというんでなくて、草とか多少のボヤを削り取る、それで見通しをよくして、あの道が緑のコロシウムの上を抜けて出るところまで、それから向こうの道とつながれば、いい遊歩道になるんじゃないかという意見もありますが、その辺はどうでしょうか、可能でしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員のご質問にお答えします。

スキー場から緑のコロシウムまで遊歩道がございます。今、草等が生い茂って、なかなか歩く状態ではございません。指定管理者からも、ぜひああいった施設を全て活用するには、ああいうところの手入れが行き届かないと、やはり何もすることができないということで、毎月の打合せの中でもご意見いただいている部分でございます。

今後、観光業界、村、そして指定管理者、それぞれが立場の中で考えて、あの遊歩道をやはりきれいにしていくということは、私どもも必要だと思っていますので、そんなことで対応したいと思っていますので、またご一緒にやっていただければありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございました。

建屋はともかく、今、最後の質問にお答えいただいたように、あの周辺一帯の環境をよくして、一带として多くの観光客が訪れるような環境をつくっていただきたいと、こんなふうに思います。要望ということで。

以上をもって、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を入れます。

再開を4時10分といたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時10分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、一般質問を再開いたします。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 議員の皆様に申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ延長いたします。

次に、6番、林 邦宏議員。

林 邦宏議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問について質問させていただきます。

村道西洗馬7号線改良工事の出来栄は。

上組・向陽台地区民が平成28年から待ち望んでいた村道改良工事が執行され、間もなく竣工レベルに達します。この事業を実現させてくださった村当局には深く感謝申し上げます。

目下、子育て真っただ中のお母さん方は、最短距離で保育園への我が子の送迎が、対向車との擦れ違いに気兼ねなく走行できると感謝されることでしょうか。運動のため、徒歩でJA、郵便局や役場に出向かれる高齢者の方々、改良工事前と比較すると、坂上部の道路環境整備等で晴れやかな気分で行けるのでは、歩行者も増加し、生活道路の役割がより一層発揮されると思います。桜のシーズンでは、小野沢方面から桜坂公園への花見、来園者も増加することでしょう。道路改良事業が大変良好な展開となるよう期待したいものです。

この道路改良工事の執行の仕方で、気づいたことが多々あります。

まず、関係者との合意形成ができていないことです。

それでは、質問に入ります。

参考資料①です。2020年12月議会での行政答弁は、これらの杉の立木は伐採せず、急カーブを穏やかにするために畑側に大きく寄せていくので、急カーブの半分以上が道路の路肩となり、杉の立木は改良道路から離れるので伐採しない。この答弁とは逆に、資料①のように改善前より道路が杉の立木に接近している。

伺います。

この質問は、地区民から道路環境、特に冬期間の凍結等の関係で、杉を伐採してほしいという、そういう提案での内容です。

2番目としまして、参考資料②の桜坂下・墓地前周辺の道路構造について伺います。

32メートルをのり面加工した背景は。

カーブの部位のアスカーブが12メートルしか設置していない背景は。結果的にはこれ、20メートルが未施工になっています。

3としまして、参考添付資料③の取入口農道について伺います。

この取入口農道を利用される地権者、耕作者との合意形成は、どのようになっていますか。

4番目として、改良工事区間の降雨量を教えてください。

これは、こういう質問したいのは、坂の上部から朝日水道の西洗馬遊水地からのオーバーフローした水が常時流れていまして、それが3センチから5センチぐらい流れています。ですから、30センチの容量のある部分がこれで埋められているということです。

それから、5番目といたしまして、道路改良工事を実施した部位の道路安全装備品の装備内容を伺います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、林 邦宏議員ご質問の村道西洗馬7号線改良工事の出来栄につきましてお答えさせていただきます。

1番目につきまして、通行の安全を考え、道路幅確保のため、現況の施工となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、先ほど伐採等の話がございしますが、地権者等がありますので、地権者のご理解を得てからの伐採となりますので、お願いしたいと思います。あくまでも通行の安全、道路幅確

保のための現況での施工となりましたので、お願いいたします。

2番目につきまして、道路下のり面への構造物設置には規制があり、基準をクリアするには高額な構造物の設置が必要となるため、今回は安定勾配による土羽での施工となりましたので、よろしくをお願いいたします。

また、アスカーブ設置箇所は道路勾配が緩やかになり、水がたまりやすくなることから、12メートルですかね、アスカーブの設置となっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。その部分は、畑側に流れるのを防ぐ目的のアスカーブということで、ご理解をお願いいたします。

3番目につきまして、施工前に関係地権者、耕作者と現地協議を行って、耕作道のほうの工事を進めておりますので、よろしくをお願いいたします。

4番目につきまして、村道西洗馬7号線のピンポイントでの雨量データは持ち合わせておりません。排水量につきましては、現況の水路幅を考慮し、起債事業でもありますので、過剰投資にならないよう設計しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、5番目の質問ですね。危険箇所へはガードレールの設置を予定しておりますので、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、20年のときに答弁してくださった内容と中身が大きく違うんですよね。

というのは、墓地のところ、要するに杉が立っていますけれども、そのところから大きく畑側に迂回すると、そういう形でそちらのほうに道路を変えると。だから、そのところは、本来だったら道路の路肩になるんじゃないかなと私は思っていたんです。

ところが実際は、現地を見ますと、一番接近しているのは杉の根元から16センチ、その次が50センチ、それから、その次が75センチ、一番離れていると思われるというのも1メートルぐらいしかというふうなことで、やはり将来、この杉は当然、工事をやれば、それなりきの処置はして施工したんでしょうけれども、いずれは杉が成長すれば、非常にはたから見ますと元気のいい立木です。だから、いずれは敷設してあるU字溝を動かすとか、そういう危険があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は、こういう工事をされたことに関

してどのように理解されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ご質問にお答えします。

道路用地が、現況の水路のところ、私たち村道部分と民地との境になりますので、それ以上に杉が出てきたら、それは道路用地に関係してきますので、そこは地権者さんに伐採なのか、ちょっとどうなるか分かりませんが、道路用地に入ってくるということになれば、地権者さんに伐採を要請していきたいと思いますが、現状は今、水路になっておりますそこまでが村の用地ということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、この件に関しては、私、20年のときに地区の方から、あれを何とかしてくれと、そういう要望で一般質問に立っていて、そのときに行政からの答弁は、とにかくその場所から離れるから、杉のことはノータッチだという、そういう意味合いの答弁をいただいておりますが、今回は、以前よりも道路側というか、杉の立木側に寄っていて、せっかく畑のほうを用地買収しておいて、そこが実際は、見てみますと、のり面になっているということで、そここのところで、本来坂の上のほうから眺めますと、もう少し道路線形がスムーズな状態でカーブしていくなというふうに思っていたんですけども、墓地側に寄せたことによって、やはりちょっと不自然というのか、あまりにも道路線形が何かぎこちないと、そういう出来栄になっているんですね。

そのことについては、要するに、私は皆さんにどのように説明していいのかわからないものから、その辺をやはり皆さんが納得するように、私に申し出た方たちが納得するような説明をいただきましたなと思って、くどいようですけども、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 現況、以前の道路と比べて、私たちも見た感じ、古い道ですかね、旧来の細いところにもつけなきゃいけないところがありますので、全面ではできな

ったんですけれども、もともとあの線形で設計しています。設計を直してもいません。なので、あの線形がベストだと、そういうことで設計もしていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 行政がそういう見解ですと、やはりいつまでたってもらちが明かないんですけれども、そういう見解だということで納得してくれるかどうかは定かじゃありませんけれども、それは伝えようと思います。

それで、せっかく貴重な畑を買収しておきながら、そこをのり面施工した背景というのが、私も見たときに、あくまでも私はそういう知識がないので、ど素人で見た感じ、なぜこんなところをL形の擁壁を使わずに、のり面加工したのかなということで、特に冬とかそういうところは、条件の悪い場所ですから、崩落の問題とかしみ上がるとか、そういう問題がついて回るのに、そういうところを恒久的な施工方法を取らなかったのかなということが疑問でしようがないんですけれども、その辺はご回答願えますか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほども説明させていただきましたが、道下への構造物の、先ほど林議員、L形と言いましたが、道下への構造物というものが、なかなか基準が厳しいものがあります。簡単にそういう構造物が入れられれば、もちろんそういうものを入れるんですが、なかなか高額な条件が示されましたので、今回は設計のとおり、土羽での設計を施工させていただいておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の答弁ですと、地権者からそういう要請というのか、要望が出ていたというふうに理解すればよろしいんですか。その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） お答えさせていただきます。

地権者の要望ではなくて、私たちの設計の段階です。

やはり金額が高くなってしまうと、非常に起債事業でもありますので、そこを削らせていただいて、地権者様からは用地を頂いて、土羽での施工をさせていただいておりますので、それは設計段階で申し上げましたとおりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の答弁ですと、要するに工事費用の節減というのか軽減のために、のり面の施工をしたというふうに受け取れたんですけれども、これ、当初予算でいくと3,600万円、3,700万円に近いような費用だと思いますけれども、ここはやはり辺地債の適用になる、そういう地籍ですから、やはりそういうところで、村道を恒久的な、せつかく年度替わりになってから初めての道路改修で、道路改修単独でいけば高額な費用になると思いますけれども、やはり恒久的な施工をするためには、やはりその辺はL形の擁壁を使うのが、私は妥当じゃなかったかなというふうに思っています。

それと、この長さ全面的に、のり面に該当するところが32メートルぐらいあるんですけれども、アスカーブはそのうちの12メートルぐらいしかやっていなくて、あとのところはそのままになっているんですね。そうすると、必然的に、そこからのり面に雨水なり、もろもろ流れて、のり面を侵食、もしくは場合によっては、豪雨みたいなときはどうなるのか定かじありませんけれども、やはり道路維持上は、決してそれは適切じゃないような感じがしますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど申し上げましたように、アスカーブ12メートルの部分に緩やかな水がたまりやすい部分ができますので、そこはアスカーブをつけさせていただいております。

あとは道を通れるか、多少ですが、のり面にも通れるかもしれないですけれども、その部分は設計上、道のほうで対処しているというご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） やはり何となく、これは素人からそう見えるから、プロがそう言えばそうかなというふうには思えないんですね。やはりちゃんとのり面があって、そこに不要な雨水なり、のり面に流さないようにというのがアスカーブの本来の役目で、それから下のほうに50メートル、それからずっと回って30メートルぐらいというようなことで、やはりその後のほうもアスカーブはなくちゃいけないんじゃないかなと、そういうふうに思うんですけども、そこは全くアスカーブがなくて、要するにそのまま対応していると。

それで、これはやはり、桜坂の傾斜を緩和するために、道路面が30センチから40センチぐらいかさ上げしてあるんですね。そうすると、当然、道路構造が変わってきていますから、その周辺の地権者もしくは耕作者には、やはりしっかりと説明をされて対応するのがあるのだと思いますけれども、私が関係者に確認した範囲では、道路面、要するにかさ上げも聞いていない、それから、先ほどの取り入れの農道に関しても聞いていないというのが実態なものですから、こういう質問をするわけなんですけれども、やはり本来であれば、道路の恒久性もしくは道路の維持を要するにノーメンテでするためには、やはりちゃんとすべきことはしておかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺については、既存のところはちゃんとアスカーブがついているというふうなことにに関して、今回つけないというその辺が、現実としては理解できないんです。

だから、つけないというのは今、要するに、そこに水がたまる、もしくは流れてもいいんだという、そういう想定の下にやっていて、それが工事費用の軽減につながるかというのと、私はそうでなくて、逆にそれは、今後の道路管理上、そういうことが施工されない未施工のために、やはり道路の耐久性、もしくは、そういうところに不必要な損傷が出てきて、手を加えなくちゃいけないような事象が出るんじゃないかなというふうに危惧しているわけなんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 林議員が言われるような、すみません、私どもも、施工業者もそうですし、当然、地権者、耕作者と協議をして、あのところは造っているわけなんですよね。その言われる方、ちょっとまた後で教えていただきたいんですが、私ども、施工業者、

清沢土建からも、工事する前にも協議していますし、耕作者さんと協議して、乗り入れの口だったり、トラクターが入れるように少し斜面を削ってくれというようなことも考慮して、あの場面を造っております。

また、設計どおりやっているということですので、当然雨水、アスカーブのつけるところ、つけないところ、そういうところはちゃんと設計業者が加味して設計をされておりますので、当然、雨水は道路面を渡って、多少はのり面のほうにはいくかもしれないですけども、なるべく道で処理して水路のほうへ落とす、そういう設計になっていますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の話の中でいくと、添付資料②をちょっとご覧になってくれませんか。

こここのところで、のり面がそのまま裸になっているんですよ、のり面が途中で切断されて。そここのところの下にはU字溝があるということで、このちょうどカーブのところまで、常時、西洗馬遊水地からのオーバーフローしたのが流れていると、そここのところは崩れてきても、その流水が掃除をしてくれるかもしれませんけれども、この2番目のところの内容に関しては、全くこここのところは、崩れればそのままになっているということで、やはり片方のところまでは、従来のところまでは擁壁があるのに、そこからはいきなり、のり面には擁壁も何もついていなくて、要するに、そのままむき出しになっていると。そういう施工が本当に妥当なのかなと思うんですけども、その辺は、やはりそれが妥当なのかということで、私、再度お聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど来申し上げておりますが、地権者さん、耕作者さんと協議をしてやっておりますので、今の、すみません、ちょっと見せられませんが、資料に載っている土羽の部分、まだ施工途中であります。どのように土羽ですりつけるかは、まだこれからですが、地権者さんと話をして土羽にさせていただいておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） そうすると、②の1のところは、まだこれから何かをするという、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） まだ途中でありますので、ちょっと、すみません、今手元に資料がありませんけれども、土羽でやりたいと考えておりますので、設計がそのようになっております。

擁壁というか、土地を譲っていただきましたので、水路が大分中に入りましたので、その関係で土羽という形をお願いしていますので、地権者さん、また耕作者さんとは話を進めていきたいと思っておりますので、今の現状、ちょっと切土のほうが大分奥に入っていますので、その部分、すみません、ちょっと資料見せられませんが、あの写真よりはきれいにすりつけて完成させていきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それから、坂の下、あそこに取入口の農道が、約4メートルぐらいの農道があるんですけども、村道と農道との接続部分ですね、当然、大型のトラクター等だったり軽自動車を通れば、路肩が現状のままでは削られたり、それから、場合によっては削られるだけで済むんでなくて、そこが削られることによって、そこにわだちができたり、当然その状態が、どんどん道路側に跳ね返ってくるということで、やはりそこは、私は本来であれば、舗装するか、もしくはブロック、正式なブロックでいうと、歯止めというのかね、そういうブロックを入れるというのが筋だと思うんですけども、この辺については、今何もしてありませんけれども、その辺は大丈夫なものか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それと、やはりそこを利用する地権者もしくは耕作者の方が、いや、本当にこれ困ったよねという言葉を開いているものですから、やはり合意形成を得ているかどうかという、そういう質問になったんですけども、やはりその人は、何とかしてほしいよと、そういうふう

におっしゃっていて、一種の行政の考えていることが、やはりその方たちに浸透していないと。だから、その辺がやはり今回の、せっかくそれなりきの改良工事をしたにもかかわらず、ぱっと仕上がり具合がきれいにっていない、もしくは満足度が得られていないというのが実態じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほどから申し上げますとおり、施工に際しては、耕作者、地権者さんと話をして現況になっております。

今、林議員が言っている方、後で教えていただき、どのように改良していくか、まだ施工中でありますので、ご意見を聞かせていただきたいと思います、その方から。

また、取付道路につきましては、現況も未舗装のものです。前よりも広くしていますし、急でもないし、距離を取った分、長く滑らかに耕作道に入っていきますので、そこは改善していると考えております。

その方が入りにくいのか、ちょっと、どういう改良をしてほしいのかも後で林議員から聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 私が聞いたその方は、やはりそこは道路と同じように舗装してほしいと。だから、この図面で見ると、その距離は、少なくとも3メートルぐらいは優にあると思いますけれども、それを道路と同じように舗装していただければ、非常に安心して通れると。

それと、もしそれができなければ、やはり縁を切る意味で、そういうところに使う歩車ブロックというのがあるみたいですから、それをちゃんと埋めてくれば、やはりそこが道路面との縁切りになって、あまり気を遣わずに対応できると。

いずれにしてもある程度の、結局坂を上がるためには、それなりきのアクセルを踏み込んで対応するから、やはり削るといのか、切削するような、そういう動きになってくると。だから、そういう面では、せっかく造った道路を維持するためには、やはりそれなりきに対応していきたいけれども、やはり基礎がしっかりできていないとやっちゃうわねと、そういうことなもんですから、そこのところをアスファルトで舗装するか、もしくは歩車ブロックというのをに入れて、削れないように対応していただきたいということが出ていますから、それ

はどうされるのかを伺いたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 従来どおり、あそこの未舗装の道路は、あのまま舗装はいたしません。それはなぜかといいますと、やはり現況、施工前の状況で舗装であったら、舗装の復旧等、また歩車道のものもつけますけれども、もともとあそこは、もうちょっと狭くて急な乗り入れ口だったと私も記憶しております。それを間口を広くして、取付道路も急じゃないように、斜めに距離を取って取付道路を造っておりますので、現況の未舗装道路のままでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） その辺が本来は、従来がそうであったから、そのままいくという見解みたいですが、やはり道路構造はかさ上げしているんですね。だから、その分だけ、やはり状況が変わっているということを地権者の方たち、もしくは耕作者の人たちは、それをしっかりと理解していない、そういう説明があったかどうかは知りませんが、そういうことでえらいことになっちゃったなというような感じを、私はその人たちから聞いたときにそう思いました。

それと、やはり道路の脇の農道の方に、今までは、かさ上げしない前はスムーズに入れたけれども、やはりある程度の距離までいかないと畑に入れないと。そうすると、また旋回状況も変わってくるから耕作がやりづらくなったと、そういう意見も聞いております。

それと、もう一つあるんですけれども、安全対策で、例ののり面が3メートルぐらいになってしまったというあのカーブなんですけれども、そこは安全対策でガードレールをするのかしないのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（北村直樹君） 大池課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほどから林議員、道路面が上がったと言っておりますけれども、道路面は変えておりません。高くもなっていません。現況と変わりません。見た目も見てもらえれば、今までの道と路面が高くなったという事実はないと思いますので、現場で

確認していただければと思います。

また、ガードレール等は設置を予定しておりますので、お願いします。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） そうすると、今の道路面は上がっていないという表現してはいますが、従来のあるところには擁壁があって、その擁壁は全くのり面に埋まっていて、影も形もあの周辺は見られないんですね。だから、やはりカーブが急になったということ、それから、やはり従来スムーズに入れたところが入れなくなったということに関しては、私は路面が上がっていないとおっしゃっても、現実にはやはりそういう実態で、路面は上がったようにしか見えません。だから、その辺については、本当にどうであったのか、古い状態で確認すると、その周辺の耕作者、地権者は、やはり路面は上がったと言っていますし、私も現地を見たときにそう思いました。

それから、先ほど、豪雨の場合どうなるか、この農道を介して豪雨がずっと流れて行って、今現在、株式会社新栄土地さんが宅地分譲した形の上では、南側、東側の土手を崩落しちゃったと、流れ込んだ豪雨ですね。ということで、やはりここに関しては、それなりきの措置が必要じゃないかなということで、先ほど来言っていますけれども、やはりアスカーブも必要でしょうし、その辺の配慮というのがなされているというような形跡はないものですか、こんな質問になっています。

いずれにしても、せっかくやったということでありながら、満足度が得られているかどうかということに関しては甚だ疑問なんですけれども、その辺はどのように捉えているのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 雨水については、先ほど説明したとおりでありますので、説明は省かせていただき、出来栄と満足度につきましては個々の考えがありますので、私たち行政としては、道路幅を広くし、通行に支障がないようなものができたと自負しておりますので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしても、あそこはガードレールをつけてくれるということでよろしいわけですね。それだけちょっと確認したいのと、それとあと、カーブミラーもしくは街灯の整備については、より道路利用者の方たちが安心して通れるような対応を考えていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど申し上げたように、ガードレールは予定をしております。また、街灯等、そこがLED化されているかどうか、ちょっと確認しますけれども、暗いということであれば、もう少し明るいものもつけさせていただきたいと思いますが、カーブミラー等は設置の予定はございません。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今現在、農閑期ですから、作物が障害になっていませんけれども、そこに背の高い農作物が栽培されると、見通しが悪くなるんですね。そうすると、やはりカーブミラーがあったほうがいいんじゃないかなという形です。

それから、街灯の件なんですけれども、これは今現在、奥まったところに電柱が立ってまして、そこに、多分LEDだと思うんですけれども、あれがついていますけれども、あまりにも奥のほうで、要するにその電柱についているものですから、基本的にはやはり、あまり効果が出ていないと。だから、やはり街灯ならば、その電柱を使うならば、やはりそれなきのアームの長い、そういう取付けの街灯にするべきじゃないかということで、これはぜひ現地を確認されて、対応していただきたいと思います。

最後になりますけれども、道路管理者として村長にお伺いしたいんですけれども、今の建設環境課長とのやり取りをやっていて、村長があの道路をどのように思っているのか、それについて、ちょっと所見をお伺いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私も当然のこと、現場を見に行つて、いい道路ができたなというふう
に思っております。まだ工事の途中でありますから、全部が完成してから大体、例えば危険
であるか危険でないか、それが分かってくると思います。今、まだまだ工事の途中でありま
すから、もうちょっと進捗を見ていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長答弁ですと、進捗状況から見ると、まだそういう状態である
という見解ですから、今まで私が申し上げた中で、やはりぜひ安全な道路で、より満足度の
高い道路改修工事になるようお願いしたいと思います。

以上をもちまして質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時53分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会12月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和4年12月16日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第72号から議案第82号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 発議第3号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 第7 発議第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について
- 第8 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について
- 第9 発議第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について
- 第10 発議第3号から発議第6号までの議案提案説明
- 第11 発議第3号から発議第6号までの議案内容説明
- 第12 発議第3号から発議第6号までの質疑、討論、採決
- 第13 議員派遣について
- 第14 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君

10番 塩原 智恵美 君

11番 北村 直樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林 弘幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百瀬 司郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光寿 君
教 育 次 長	上 條 靖尚 君	保 育 園 長	上 條 浩充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 小林 弘之 議員

10番 塩原 智恵美 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

中村文映社会文教委員会委員長。

中村文映委員長。

〔社会文教委員長 中村文映君登壇〕

○社会文教委員長（中村文映君） それでは、社会文教委員会報告をさせていただきます。

本委員会に付託された請願3件及び陳情1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

委員会は12月9日に開催し、慎重に審議した結果、請願第2号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を求める請願書につきましては、採択となりました。

主な審査の経過を申し上げますと、小学校では35人学級が実現できたが、中学校では40人学級のままであり、子供の豊かな学びや教員の働き方改革実現のため、早期に国の負担による適正な教員配置等の改善が必要との認識から、この請願を全会一致で採択といたしました。

次に、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書につきましては、採択となりました。

主な審査の経過を申し上げますと、長野県では、文部科学省で定めるへき地手当について、2006年に大幅減額をし、若干回復したものの、現在も近隣県と大きな隔たりが生じています。このことは、へき地教育を担う人材の不足につながり、児童・生徒の教育環境の低下が危惧されるとの考えから、この請願を全会一致で採択としました。

次に、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書については、採択となりました。

主な審査の経過を申し上げますと、小泉政権下で義務教育費国庫負担比率が3分の1に引き下げられ、自治体で教育予算の確保に努めてはいるが、自治体間での財政力の差が教育の質の差につながる懸念があります。義務教育は国の責任において行われ、ひとしく教育を受ける機会を確保されることが重要であることから、国庫負担率2分の1への復元が必要であるとの結論に達し、全会一致で採択としました。

以上3つの請願について、関係機関への意見書案を提出したいと思います。

次に、陳情第3号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」につきましては、採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の拡大により医療崩壊や介

護崩壊が現実となり、医療や介護の現場での人手不足はより一層深刻な状況であり、特に夜勤労働者の長時間勤務など猶予できない喫緊の課題であることの説明を受けました。医療・介護の労働環境の改善のためには、現場から声を上げていくことが重要であるとの認識から、この陳情を全会一致で採択としました。

よって、関係機関への意見書案を提出したいと思います。十分ご賢察の上、議員各位ご賛同いただけますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を求める請願について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第72号から議案第82号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第5、議案第72号から議案第82号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第72号 朝日村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 朝日村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 朝日村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 朝日村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 朝日村基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号から発議第6号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第6、発議第3号から日程第9、発議第6号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎発議第3号から発議第6号までの議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第10、ただいま提出されました発議第3号から発議第6号までの提案理由の説明を求めます。

この際、お諮りいたします。発議第3号から発議第6号までの議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第3号から発議第6号までの議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎発議第3号から発議第6号までの議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第11、発議第3号から発議第6号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時18分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時19分

○議長（北村直樹君） 本会議を再開いたします。

◎発議第3号から発議第6号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第12、発議第3号から発議第6号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第3号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第14、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君）　ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長　小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程いたしました議案をご審議いただき、原案どおり可決をいただきまして、ありがとうございました。

さて、私の任期も、残すところ4か月少々となり、多くの重要テーマは進行中でございます。継続して村政に当たらねばと思いを募らせてまいりました。

一般質問で小林議員のお尋ねで答弁いたしましたとおり、来年4月の村長選挙に立候補する決意を固めましたので、引き続きのご理解とご支援をお願いいたします。

終わりに、今年の冬はラニーニャ現象の影響で厳冬となるようでございます。どうか村民、議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、ご自愛をいただきますとともに、コロナ第8波やインフルエンザの感染防止と重症化を防ぐ対策として、両方のワクチンの接種をお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

今定例会、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年朝日村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午前　9時25分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員